

国立大学法人東京外国語大学

災害対策マニュアル

2024（令和6）年3月

改訂履歴

2023(令和 5)年 9 月 制定

2024(令和 6)年 3 月 改訂

	目 次	ページ
	はじめに	1
I	日常の心得	1
II	災害発生時の対応組織	1
1.	危機対策本部	1
2.	対策班	2
III	災害時の対応	4
1.	地震発生時の対応	4
2.	火災発生時の対応	9
3.	風水害発生時の対応	10
IV	学生・教職員の避難場所	11
1.	避難場所	
V	避難住民の受け入れ避難場所等	11
1.	避難住民の受け入れ	11
2.	本学以外の避難場所等への案内	11
VI.	A E D・備蓄品・消火器配置場所等	11
別紙 1	災害対応組織の編成	12
別紙 2	危機発生時の連絡体制	13
別紙 3	緊急連絡先	14
別紙 4	被害情報報告	15
別紙 5	避難場所	17
別紙 6	A E D・備蓄品配置場所	18
参考資料 1	建物内避難経路図及び消火器・消火栓設置場所	
参考資料 2	国立大学法人東京外国語大学災害発生時における職員非常参集要領	

はじめに

本マニュアルは、府中市における「地震」、「火災」、「風水害」その他による大規模災害（以下「災害」という。）の発生に備えて被害を未然に防止するため、又は災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるために、東京外国語大学における防災の組織、災害時の対応を定めたものである。本学構成員においては、万一来備え本マニュアルの内容を十分意識し日頃の活動に留意すること。

I. 日常の心得

建物・火気使用設備などが地震時に受ける倒壊等の被害を最小限にするため、担当者を決めて定期的に点検を実施する。

- (1) 災害発生時の連絡体制、緊急連絡先を整備し各自携帯しておくこと。（別紙2、3参照）
- (2) 「大規模地震対応マニュアル」を学生に配布し、緊急連絡先を周知すること。
- (3) 建物等の非常口や避難経路、災害時の避難場所、AED・備蓄品配置場所等を確認しておくこと。（別紙5、6、参考資料1参照）
- (4) 書棚等転倒の恐れのあるものには転倒防止措置を講じておくこと。
- (5) 重い物、割れやすい物を書棚の上などに置かないこと。
- (6) コード配線等を整理し、必要のない電気器具のコンセントを抜いておくこと。
- (7) 廊下や階段、出入口に避難の妨げになるものを置かないこと。
- (8) 非常時の持ち出し品（安否確認名簿、救命用具、救助工具等）について、確認しておくこと。
- (9) 消火器、屋内消火栓等設置場所を確認しておくこと。（参考資料1参照）
- (10) 災害等に係る対策本部（Ⅱ.1.に記載）が設置された場合の自分の役割を確認しておくこと。
- (11) 非常参集時に携帯するもの（筆記用具、携帯電話や充電器、生活に必要となるもの等）を確認しておくこと。
- (12) 東京都防災アプリ等を活用するなど防災意識を高めておくこと。

Ⅱ. 災害発生時の対応組織

1. 危機対策本部

学長は、災害の対処のために必要と判断する場合は、国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程第18条に基づき、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(1) 災害が発生した場合の設置基準

対策本部は、次の基準に基づき学長の判断で設置する。

- ① 地震の場合は、気象庁が発表する震度を基準として、府中市において震度6弱以上が観測された場合とする。
- ② 震度5強以下の地震、風水害、火災等の場合は、災害の規模、被害の状況に応じて学長が判断する。

(2) 構成員

- ① 本部長 : 学長
- ② 副本部長 : 事務局長
- ③ 本部長 : 理事、副学長、部局長、総合情報コラボレーションセンター長、保健管理センター所長、総務企画部長、学務部長
- ④ 事務 : 総務企画課

(3) 勤務時間外など学長不在時等の対応

学長が不在でかつ連絡が取れない時は、別に定める国立大学法人東京外国語大学災害発生時における職員非常参集要領（以下「非常参集要領」という。）（参考資料 2 参照）に基づき、代行者がその業務を代行する。

(4) 役割

別に定める東京外国語大学事業継続計画（BCP）に基づき、大学の機能の維持・早期復旧のため、以下の対応を行う。

- ① 被害に関する情報（被害状況、安否情報等）を収集し把握する。（別紙 4 参照）
- ② 各対策班を編成・統括・指揮し必要な対策を講じる。
- ③ 学生、教職員及びその他関係者に対し必要な情報を提供する。
- ④ 関係機関との連絡調整、報道機関へ必要な情報を提供する。
- ⑤ 地域住民の受け入れ等に必要な情報を提供する。
- ⑥ その他

(5) 対策本部の設置場所

対策本部の設置場所は、本部管理棟 2 階中会議室とする。ただし、大地震等により建物の安全性が確認できない場合は、屋外運動場に一時的な対策本部を設置する。また、本部管理棟 2 階中会議室に対策本部の設置が困難な場合は、学長の判断により、アジア・アフリカ言語文化研究所 3 階会議室等とする。

2. 対策班

対策本部設置の連絡を受けた職員は、次のとおり対策班を組織し、各任務に当たることとする。なお班編制については、対策本部の指示の下、担当業務の状況に応じ弾力的に構成員を変更できるものとする。また、指示役となる班長、副班長が不在の場合は、対策本部の指示の下、適宜任務に当たることとする。

(1) 総務・広報班

① 構成員

班長 : 総務企画課長

副班長・班員 : 総務企画課、広報・社会連携課、アラムナイ室、監査室の職員から構成する。

② 担当業務

- a. 対策本部の運営
- b. 関係機関との連絡調整
- c. 職員の動員命令
- d. 各班との連絡調整
- e. 学内外の災害情報の収集・整理

- f. 学生・教職員等からの問い合わせへの対応
- g. テレビ、ラジオ等による近隣の災害情報等（火災、交通機関等）の収集・整理
- h. 報道機関への対応
- i. 地域住民受け入れへの対応
- j. その他

（２）施設管理班

① 構成員

班長 : 施設企画課長
副班長・班員 : 施設企画課の職員から構成する。

② 担当業務

- a. 初期消火対応
- b. ライフライン（電気・水道・ガス）の状況確認、非常電源の確保
- c. 施設設備、地面等の被害状況確認
- d. 立ち入り禁止区域の措置
- e. 備蓄品の管理
- f. 対策本部に必要な設営準備
- g. 建物の応急危険度判定の実施
- h. その他

（３）避難誘導班

① 構成員

班長 : 教務課長
副班長・班員 : 研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、教務課、研究院事務課の職員及び留学生課の一部職員から構成する。

② 担当業務

- a. 避難・誘導方法等の検討・調整
- b. 避難場所への誘導
- c. その他

（４）応急救護班

① 構成員

班長 : 人事労務課長
副班長・班員 : 入試課、保健管理センターの職員及び人事労務課の一部の職員から構成する。また、必要に応じ国際化拠点室に協力（英語対応）を依頼する。

② 担当業務

- a. 負傷者の救出、救援、救護
- b. 負傷者の病院への搬送手続き
- c. 疾病の予防、衛生管理
- d. その他

（５）情報通信班

① 構成員

班長 : 情報企画室長

副班長・班員：情報企画室の職員から構成する。

② 担当業務

- a. 情報通信網の被害状況確認
- b. 情報通信網の整備
- c. 対策本部の通信インフラ設営準備
- d. その他

(6) 安否確認班

① 構成員

班長：学生課長

副班長・班員：学生課の職員及び人事労務課、留学生課の一部の職員から構成する。また、必要に応じ国際化拠点室に協力(英語対応)を依頼する。

② 担当業務

- a. 学生・教職員等の安否・被災情報の収集
- b. 避難場所に避難した人の把握
- c. 安否不明者への連絡
- d. 帰宅者の把握
- e. その他

(7) 機動対応班

① 構成員

班長：会計課長

副班長・班員：会計課の職員から構成する。

② 担当業務

- a. 対策本部からの指示による各対策班の応援
- b. 対策本部からの指示による教員や学生へのボランティア協力依頼
- c. その他

Ⅲ 災害時の対応

1. 地震発生時の対応

(1) 地震発生直後の対応

① 勤務時間中に強い揺れが発生した場合

- a. 地震発生時は以下の行動をとり、身の安全を守ることを第一とし、揺れが収まり次第、慌てずに避難する。
 - ア. 揺れが収まるまで机の下に入るなど、身の安全を確保する。
 - イ. 出入口の近くにいる者はドアを開けて避難口を確保する。
 - ウ. 什器の転倒、窓ガラスの飛散、照明器具等の落下物に注意する。
 - エ. 火気使用設備やヒーター等の発熱機器の近くにいる者は直ちに消す。
 - オ. エレベーターに乗っている者は、最も近い階に止めて脱出する。
- b. 地震に伴い火災が発生した場合は、Ⅲ. 2. 火災発生時の対応 に基づき行動する。
- c. 避難の際は以下の事項を遵守する。なお、地震時の避難場所は屋外運動場とする。
 - ア. 窓ガラス及び蛍光灯等の危険物から離れる。

- イ. ドアを開けて出口を確保する。
- ウ. 落下物に注意する。
- エ. エレベーターを使用せず、階段を使用し避難する。
- オ. 出火階及びその上階の者を優先し、忘れ物等のため再び戻ることのないようにする。
- カ. 誘導灯を目印に、安全な経路で屋外に避難する。屋外に出た後、速やかに避難場所へ避難する。避難の際には、落下物や通路の陥没等に注意しながら、建物から離れて行動する。
- キ. 障害者や足腰が不自由な人がいる場合は、周りの人たちがサポートし一緒に避難する。必要に応じて対策本部に応援を依頼する。
- d. 授業・入学試験実施時、教授会等の各種会議開催時に強い揺れが発生した場合には、教職員は学生や学外者等に対して、上記 a~c の対応をとるよう指示、誘導する。避難の際は、室内に取り残された人がいないかを確認し、避難場所へ移動する。
- e. 避難後は、安否確認システム又は安否確認班に安否を報告する。その後、対策本部の指示の下、対策班を組織し各任務に当たる。対策本部に所属しない教職員は、対策本部の指示に従い行動する。

②休日等の勤務時間外又は出張時において地震が発生した場合、以下の対応をとる。

- a. 府中市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、自らの安全を確保し、安否の報告をした後、非常参集要領に基づき緊急参集要員は自発的に参集する。参集に当たっては以下の点に注意する。
 - ア. 家族、家屋等の安全を確認した後、速やかに参集する。ただし、本人又は家族等が重大な被害を受けた場合においては、必要以上に無理をせず、参集可能となった時点で参集する。
 - イ. 参集に当たっては、交通、道路事情の情報をよく確認し、状況に応じた手段で参集する。
 - ウ. 参集途上において、途中の被災状況を可能な限り把握し、情報収集に努める。
 - エ. 参集のときは、筆記用具を携帯する。また、24 時間体制となることも考えられるので、生活等に必要なものを持参の上参集する。
 - オ. 非常参集要領に定める緊急参集要員以外の教職員は、上記を踏まえ可能な限り各自参集する。
 - カ. 参集後は、参集者で対策本部、対策班を組織し、対策本部の指示に従い行動する。

③府中市において、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、総務企画課において、「勤務時間外における緊急時の連絡先」等を用いて、速やかに情報の共有を図り、関係課室とも連携し教職員及び施設等の被害状況の把握に努める。また、危機対策本部員は、被害状況等を把握した場合は、総務企画課に連絡する。

(2) 安否確認

① 学生の安否確認

- a. 安否確認システム(ANPIC)から安否確認のための一斉メールが自動配信される。
※安否確認メールは、関東地方(1都6県)において「震度6弱」以上の地震が発生した場合に自動配信される。
- b. 安否確認班は安否確認システムから学生の安否状況を確認し、対策本部に報告する。
- c. 就業時間内の場合は、安否確認班は避難場所に避難した学生を学部・研究科毎に整列するよう指示する。(別紙5参照)安否確認班は教員等の協力を得て避難した学生の学籍番号と氏名を確認し、避難場所に待機する学生名簿を作成、対策本部に報告する。
※学生名簿は学務部にて常備する。
- d. 就業時間外の場合は、本部管理棟1階管理室警備員(以下「警備員」という。)は館内放送設備等により、避難場所に避難するよう指示する。安否確認班は到着次第、避難した学生の学籍番号と氏名を確認し、避難場所に待機する学生名簿を作成し、対策本部に報告する。
- e. 安否確認班は安否確認システムに寄せられたコメントについて、対策本部へ報告する。対策本部は、コメントの内容に応じて、必要な措置を講じる。
- f. 学務部に学生の被災情報が寄せられた場合は、学生の学籍番号と氏名を確認の上、対策本部に連絡する。
- g. 安否確認班は、安否確認の回答がない学生に対して、安否確認システム、学務情報システム、緊急連絡先、メール等により、安否確認を試みる。

② 教職員等の安否確認

- a. 安否確認システムから安否確認のための一斉メールが自動配信される。
- b. 安否確認班は安否確認システムから教職員の安否状況を確認し、対策本部に報告する。
- c. 就業時間内の場合は、安否確認班は避難場所に避難した教職員を教員組織毎(別紙5参照)に整列するよう指示する。安否確認班は避難した教職員等の氏名を確認し、待機場所に避難する教職員名簿を作成、対策本部に報告する。
※教職員名簿は人事労務課にて常備する。ただし、各研究室等で雇用する臨時職員等は雇用する部署で必要に応じ用意する。
- d. 就業時間外の場合は、警備員は館内放送設備等により、避難場所に避難するよう指示する。安否確認班は到着次第、避難場所に待機する教職員名簿を作成し、対策本部に報告する。
- e. 安否確認班は安否確認システムに寄せられたコメントについて、対策本部へ報告する。対策本部は、コメントの内容に応じて、必要な措置を講じる。
- f. 安否確認班は、安否確認の回答がない教職員に対して、安否確認システム、緊急連絡先、メール等により、安否確認を試みる。

(3) 避難誘導

避難誘導班は、班長の指示の下、担当場所に向かい避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、以下の点に注意して行動する。

①避難誘導場所への移動

- a. 避難誘導場所へ向かう際は、自身の安全を第一に考えて行動する。
- b. 避難誘導場所に向かう際は、自身の居場所及び避難経路の安全を確認しながら向かう。
- c. 建物に入る際は、建物の構造体に大きな損傷、倒壊の危険がないか、火災の発生はないか等、安全を確認した上で立ち入る。
- d. エレベーターは使用せず階段で移動する。
- e. 安全のための装備を着用する。
- f. 可能な限り班長又は副班長、対策本部との連絡手段を確保する。

②避難の誘導

- a. 負傷者や部屋に取り残された人がいないかを確認しながら避難誘導する。
- b. 誘導灯を目印に、階段を使って避難するよう指示する。
- c. 負傷者がいた場合は、班長又は副班長の指示の下、応急救護班に協力を依頼する。
- d. 障害者や足腰が不自由な人がいる場合は、避難誘導班がサポートし一緒に避難する。

(4) 負傷者の救出、救援、救護

応急救護班は、対策本部、避難誘導班等からの負傷者情報を基に、以下の点に注意し、救出、救援、救護に当たる。

①負傷者の救出・応急処置

- a. 負傷者の救出に向かう際は、自身の安全を第一に考えて行動する。
- b. 負傷者の救出に向かう際は、自身の居場所及び避難経路の安全を確認しながら向かう。また必要に応じ、情報提供者の同行を依頼する。
- c. 建物に入る際は、建物の構造体に大きな損傷、倒壊の危険がないか、火災の発生はないか等、安全を確認した上で立ち入る。
- d. エレベーターは使用せず階段で移動する。
- e. 安全のための装置を着用する。
- f. 可能な限り班長又は副班長、対策本部との連絡手段を確保する。
- g. 救出・応急処置に必要な救助工具、救急箱等を携帯する。
- h. 負傷者や現地の状況に応じ、避難場所へ救出してから応急処置する。
- i. 負傷者が複数いる場合は、緊急度の状況に応じ、優先順位をつけて対応する。

②負傷者の手当

- a. 負傷者の手当は、医療従事者の指示に従い実施する。
- b. 負傷者の精神的サポートを心掛ける。
- c. 負傷者の状況に応じ救急隊を要請する。

(5) 建物の応急危険度判定

施設管理班は、状況に応じ以下の手順で建物の応急危険度判定を行う。

- a. 各建物に立入禁止の表示を行う。
- b. 以下の建物順に応急危険度判定を実施する。
 - 1) 本部管理棟※
 - 2) 保健管理センター
 - 3) 屋内運動場・課外活動施設
 - 4) 大学会館
 - 5) アゴラ・グローバル
 - 6) 附属図書館
 - 7) 研究講義棟
 - 8) 留学生日本語教育センター棟
 - 9) アジア・アフリカ言語文化研究所※
 - 10) 国際交流会館
 - 11) 車庫、弓道場、器具庫、回廊
 - 12) その他 吉祥寺団地、滝野川団地、本郷団地、戸田団地、保谷団地

※応急危険度判定の結果、本部管理棟が立入禁止となった場合、アジア・アフリカ言語文化研究所を次に診断する。

- c. 応急危険度判定の結果を危機対策本部に報告し、建物の出入り口等に判定結果の表示を行う。
- d. 対策本部は、応急危険度判定結果を基に、建物毎に立入禁止解除を判断する。
- e. 対策本部は、必要に応じて、立入禁止解除した建物の中から避難場所の変更を指示する。
- f. 余震等により、建物の倒壊、崩落等の危険性に変化が生じた場合は、再度応急危険度判定を実施する。

(6) 帰宅困難者への対応

① 帰宅判断

対策本部は余震や災害情報、道路・公共交通機関等の情報を確認し、状況に応じて学生や教職員等に帰宅許可の判断を行う。学生や教職員等は以下の点に留意して行動するものとする。

- a. 公共交通機関が不通である場合、帰宅の判断に迷う場合は、住居が大学構内から10km以内にあるか否かを目安とする。あわせて、余震の状況、道路状況、火災の発生状況、帰宅する時間や天候、停電の有無、自身の体調や体力を考え、帰宅するかどうかを判断するものとする。
- b. 学生及び教職員が帰宅する場合は、対策本部に報告の上、帰宅する。
- c. 帰宅せずに学内にとどまる場合は、対策本部が指定する避難場所にて引き続き待機する。
- d. 備蓄品の管理・配給は、対策本部の指示の下、施設管理班が行うものとする。

2. 火災発生時の対応

火災が発生した場合は、周囲の人と共に速やかに安全な場所に移動し、119番及び危機発生時の連絡体制に基づき通報する。

(1) 通報

- ①「火事」ということを大声で叫び、近くの人に早く知らせるようにする。
- ②非常ベルがあれば使用し、慌てずに119番に通報する。
- ③危機発生時の連絡体制に基づき本部管理棟1階管理室に火事を知らせる。

(2) 初期消火

- ①小火の場合は、身の安全を守るための脱出口を確保してから、バケツ、消火器、濡れた布などを使って消火に当たる。
- ②施設管理班は消火活動に当たる。
- ③消防隊が到着した場合には、火災の延焼状況を報告するとともに、可能な範囲で消火活動に協力する。

(3) 避難

初期消火が困難な場合は、速やかに避難場所に避難する。

火災時の避難場所は、屋外運動場とする。ただし雨天時等屋外への避難がふさわしくない場合は、屋内運動場等安全な場所に避難する。

- ① タオルやハンカチで鼻と口を覆い、煙を吸わないようにできるだけ姿勢を低くして避難する。
- ② 誘導灯を目印に、安全な経路で避難する。煙で前が見えない場合は、壁に手を当て方向を確認しながら避難する。
- ③ 避難する時は、燃えている部屋の窓やドアを閉め、延焼をできるだけくい止める。
- ④ エレベーターは使用しない。
- ⑤ 避難を第一に考え、不必要なものは持たない。
- ⑥ 一度避難したら再び戻らない。

(4) 安否確認

- ①安否確認班は、必要に応じ安否確認システムから安全確認のための一斉メールを手動にて配信する。以下 P6 1. 地震発生時の対応 (2) 安否確認①学生の安否確認、②教職員等の安否確認によるものとする。

(5) 避難誘導

- ① 避難誘導班は、タオルやハンカチで鼻と口を覆い、煙を吸わないように姿勢を低くして避難誘導する。以下 P7 1. 地震発生時の対応 (3) 避難誘導による。

(6) 負傷者の救出、救援、救護

- ① 応急救護班は、タオルやハンカチで鼻と口を覆い、煙を吸わないように姿勢を低くして行動する。以下 P7 1. 地震発生時の対応 (4) 負傷者の救出、救援、救護による。

3. 風水害発生時の対応

(1) 風水害発生前

- ① 気象情報を確認し、本学に風水害の危険が迫っている場合は、出勤、通学を控えるとともに、在学者に対しては早期帰宅を促す。
- ② 部屋の窓を閉める。また屋外で飛散するおそれがある物は屋内に移動する。
- ③ 車やバイク等も必要に応じて移動させる。
- ④ 低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止対策をとる。
- ⑤ 雨樋や排水溝を点検する。
- ⑥ 重要な書類や高価な機器等は、ビニール等による保護、安全な場所への移動など対策をとる。

(2) 風水害発生時

- ① 必要に応じ危機発生時の連絡体制に基づき通報する。
- ② カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。
- ③ 風水害発生時の避難場所は、屋内運動場等安全な場所とする。
- ④ 避難場所に避難し災害が収まるまで待機する。
- ⑤ むやみに建物の外には出ない。

(3) 安否確認 (4) 避難誘導 (5) 負傷者の救出、救援、救護 については、必要に応じ対応する。

IV. 学生・教職員の避難場所

1. 避難場所

避難場所は別紙5のとおりとする。

V. 避難住民の受け入れ避難場所等

1. 避難住民の受け入れ

台風等の風水害や大地震等の災害が発生した際に、府中市と締結する「災害時に係る協力体制に関する協定書」に基づき、避難場所の提供の要請があった場合、対策本部は、地域住民の受け入れについて判断し決定する。災害時の避難場所は、屋外運動場若しくはその場所での被災者及び避難者の安全が担保できない場合は、屋内運動場とする。避難住民の受け入れ、誘導に当たっては、総務・広報班が府中市に協力し実施する。

2. 本学以外の避難場所等への案内

府中市・警察・消防と連携し、災害による被害状況等を情報収集する。府中市から避難住民への避難所の案内（防災行政無線、広報車、メール配信等）を確認の上、開設されている避難所等に避難住民を案内する。近隣の避難場所は次のとおり。

(1) 一時避難所（災害により家屋に大きな被害を被った方が避難生活をする市立小中学校等の体育館を市が指定）、指定避難場所（市立小中学校等の校庭を市が指定）

- ・ 白糸台小学校
- ・ 府中第十小学校
- ・ 府中第二中学校

(2) 広域避難場所（大規模な延焼火災などを回避するために必要な面積を有するオープンスペースとして市が指定）

- ・ 多磨霊園・武蔵野公園
- ・ 武蔵野の森公園・府中朝日フットボールパーク

※本学は、府中市の要請に基づき開設する避難所（応援協定締結事業所等）

VI. AED・備蓄品・消火器配置場所等

1. AED・備蓄品配置場所

AED・備蓄品配置場所は別紙6のとおりとする。

2. 消火器・消火栓配置場所、避難経路

消火器・消火栓配置場所、避難経路は参考資料1のとおりとする。

災害対応組織の編成

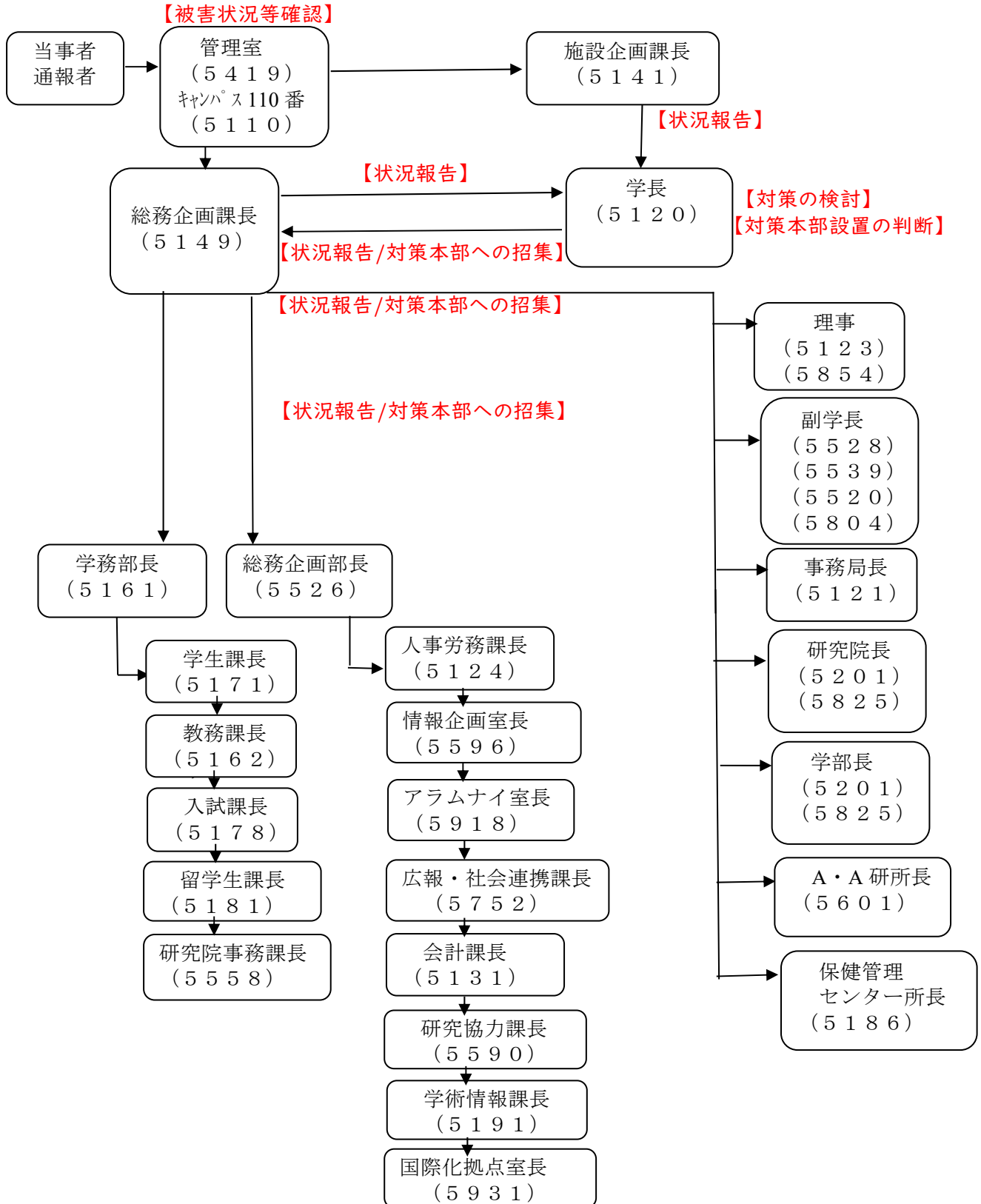
危機対策本部	
(対策本部の設置) 国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程第18条 学長は危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部を設置するものとする。	
危機対策本部 本部長：学長 副本部長：事務局長 本部員：理事、副学長、部局長、総合情報コラボレーションセンター長、保健管理センター所長、総務企画部長、学務部長	東京外国語大学事業継続計画（BCP）に基づき、大学の機能の維持・早期復旧のため、以下の対応を行う。 ●被害に関する情報(被害状況、安否情報等)を収集し把握する。 ●各対策班を編成・統括・指揮し必要な対策を講じる。 ●学生、教職員及びその他関係者に対し必要な情報を提供する。 ●関係機関との連絡調整、報道機関へ必要な情報を提供する。 ●地域住民の受け入れ等に必要な情報を提供する。

対策班名・班長・班員	主な業務内容
総務・広報班 班長：総務企画課長 班員：総務企画課、広報・社会連携課、アラムナイ室、監査室	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部の運営 ●関係機関、各班との連絡調整 ●職員の動員命令 ●学内外の災害情報の収集・整理 ●学生・教職員等からの問い合わせへの対応 ●地域住民受け入れへの対応 等
施設管理班 班長：施設企画課長 班員：施設企画課	<ul style="list-style-type: none"> ●初期消火対応 ●ライフライン（電気・水道・ガス）の状況確認 ●備蓄品の管理 ●対策本部に必要な設営準備 ●建物の応急危険度判定の実施 等
避難誘導班 班長：教務課長 班員：研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、教務課、研究院事務課、留学生課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難・誘導方法等の検討・調整 ●避難場所への誘導 等
応急救護班 班長：人事労務課長 班員：人事労務課、入試課、保健管理センター、[国際化拠点室]	<ul style="list-style-type: none"> ●負傷者の救出、救援、救護 ●負傷者の病院への搬送手続き ●疾病の予防、衛生管理 等
情報通信班 班長：情報企画室長 班員：情報企画室	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信網の被害状況確認 ●情報通信網の整備 ●対策本部の通信インフラ設営準備 等
安否確認班 班長：学生課長 班員：学生課、人事労務課、留学生課、[国際化拠点室]	<ul style="list-style-type: none"> ●学生・教職員等の安否・被災情報の収集 ●避難場所に避難した人の把握 ●安否不明者への連絡 等
機動対応班 班長：会計課長 班員：会計課	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部からの指示による各対策班の応援 ●対策本部からの指示による教員や学生へのボランティア協力依頼 等

[]は必要に応じ協力(英語対応)する。

危機発生時の連絡体制

()の番号は内線電話の番を示す。勤務時間外は、「勤務時間外における緊急時の連絡先」により連絡する。



※連絡が取れない場合は、次の人に連絡する。

緊急連絡先

【文部科学省】 代表 : 03-5253-4111

夜間 : 080-4327-9089

○人的被害・休校等 : 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付防災調整係
03-6734-2290

○施設被害 : 文教施設企画・防災部計画課 03-6734-2298

【消防、警察署】

○府中消防署 119 又は 042-366-0119 (府中市寿町1-5)

○府中警察署 110 又は 042-360-0110 (府中市府中町1-10-5)

○府中消防署朝日出張所 119 又は 042-363-0119 (府中市朝日町3-13)

【自治体(府中市)】

○府中市役所 042-364-4111 (府中市宮西町2-24)

○府中市防災危機管理課 042-335-4283

(府中市寿町1-5府中市中央防災センター内)

【公共交通機関】

○多磨駅 042-369-2010 (府中市紅葉丘3-42-2)

○西武鉄道 お客様センター 04-2996-2888

○JR東日本 お問い合わせセンター 050-2016-1600

【電気・ガス・水道等】

○東京電力エナジーパートナー センター 0120-995-662

○東京ガス お客様センター 0570-002-211

○NTT東日本 (故障) 113 又は 0120-444-113 (携帯電話から)

○東京都水道局 多摩お客様センター 0570-091-100

又は042-548-5110

【近隣病院】

○東京都立多摩総合医療センター 代表042-323-5111

(府中市武蔵台2-8-29)

○榊原記念病院 042-314-3111 (府中市朝日町3-16-1)

【広域避難所】

○多磨霊園 042-365-2079 (府中市多磨町4-628)

○都立武蔵野公園 042-361-6861 (府中市多磨町2-24-1)

○都立武蔵野の森公園 042-365-8435 (府中市朝日町3-5-12)

○府中朝日フットボールパーク 042-364-8733 (府中市朝日町3-7)

【近隣大学等】

○東京農工大学 総務課総務係 042-367-5504 (府中市晴見町3-8-1)

○電気通信大学 総務企画課総務係 042-443-5862 (調布市調布ヶ丘1-5-1)

○国際基督教大学 総務グループ 0422-33-3013 (三鷹市大沢3-10-2)

○アメリカンスクール・イン・ジャパン 0422-34-5300 (調布市野水1-1-1)

【その他】

○生活協同組合 本部・食堂部 6105 購買書籍部 6107 特別食堂 6109

○PAL国際保育園 042-306-9955

○災害用伝言ダイヤル 171

○東京都防災アプリ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1005744/index.html>

【文部科学省 被害情報報告の手引きによるフォーマット】

自然災害等による被害等の状況【個票:人的被害等_国立学校】

※時点更新に当たり、追加修正した箇所はセルを色づけして下さい。		<色凡例> <input type="checkbox"/> 報告者記入対象項目	入力
報告機関名	担当部課名	E-Mail	
集計時点	担当者名	電話番号	

【1】学校管理下の人的被害数(児童・生徒・学生等/教職員等)														[単位:人]
	幼	小	中	義務	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	大学共同利用機関	その他	合計
軽傷														
重傷														
死亡														
不明														
合計														

【2】学校に取り残されている人数(児童・生徒・学生等/教職員等)														[単位:人]
	幼	小	中	義務	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	大学共同利用機関	その他	合計

【3】休校/短縮授業の措置を行っている学校数														[単位:校]
	幼	小	中	義務	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	大学共同利用機関	その他	合計

【4】避難先となっている学校数														[単位:校]
	幼	小	中	義務	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	大学共同利用機関	その他	合計

(注) 記入時点で把握している範囲で数字を記入してください。確認が困難な場合は「不明」と記入してください。													入力
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

【1】学校管理下の人的被害の内容														
所在都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒等の人数				教職員等の人数				被害者の情報 被災状況等	
					軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明		

【2】学校に取り残されている人数(避難しているものである場所や帰宅困難者の受け入れ施設での人数は除く)														
所在都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	児童生徒/教職員	人数	理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)							

【3a】(複数校入力用)一斉休校・短縮授業の措置を行っている学校 ※【3b】との二重計上注意														
所在都道府県名	設置者名	学校種	休校/短縮	休校数/短縮数	措置を行う期間、理由(警報の発令、公共交通機関の運休、等)									

【3b】(個別校入力用)休校・短縮授業の措置を行っている学校 ※【3a】との二重計上注意														
所在都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	休校/短縮	措置を行う期間、理由(交通手段の遮断、津波による被害、等)								

【4】避難先となっている学校														
所在都道府県名	所在市町村名	設置者名	学校名	学校種	状況(開所日、閉所日、収容者数、等)									

被害金額報告書（速報）国立学校

入力 令和 年 月 日現在
 被災年月日 災害名 都道府県名

0列～Z列も記入すること

※更新・修正した箇所はセルを色づけしてください。

施設被害(校)												
幼	小	中	義務	高	中等	特別	大学	短大	高専	共同	その他	合計

自動入力

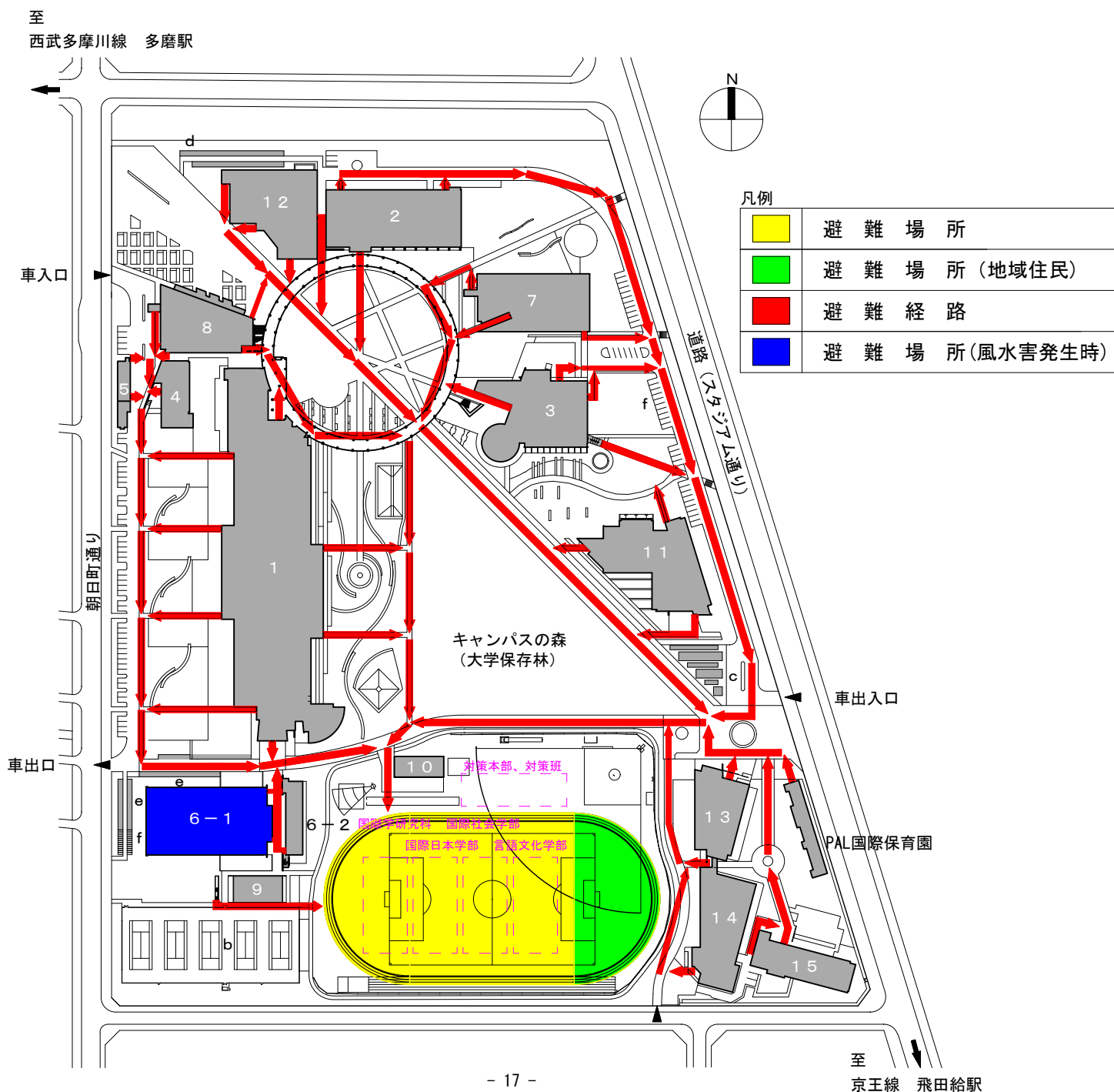
都道府県名	設置者名	学校名	学校種	被害状況	被災度区分	被害額(概算)	被災年月日	申請予定	金額根拠	水害					風害						
										床下浸水	床上浸水	グラウンド冠水	土砂崩れ	その他	屋根・防水破壊	外壁破損	倉庫等全壊	その他			

東京外国語大学 府中キャンパス

敷地面積： 13,000 m²

() 内は収容人員を表す

- | | | |
|---------------------------|------------------------|-----------------|
| 1 研究講義棟 (約2,400人) | 8 本部管理棟 (約300人) | a 屋外運動場(約7000人) |
| 2 附属図書館 (約600人) | 9 弓道場 | b テニスコート |
| 3 大学会館 (約200人) | 10 器具庫 | c 駐輪場(東) |
| 4 保健管理センター | 11 留学生日本語教育センター(約500人) | d 駐輪場(北) |
| 5 車庫棟 | 12 アゴラ・グローバル (約200人) | e 駐輪場(西) |
| 6-1 屋内運動場 (約500人) | 13 国際交流会館1号館 | f オートバイ駐車場 |
| 6-2 課外活動施設 | 14 国際交流会館2号館 (約400人) | |
| 7 アジア・アフリカ言語文化研究所 (約600人) | 15 国際交流会館3号館 | |



東京外国語大学府中キャンパスAED・備蓄品配置場所

縮尺 1:3000 別紙 6

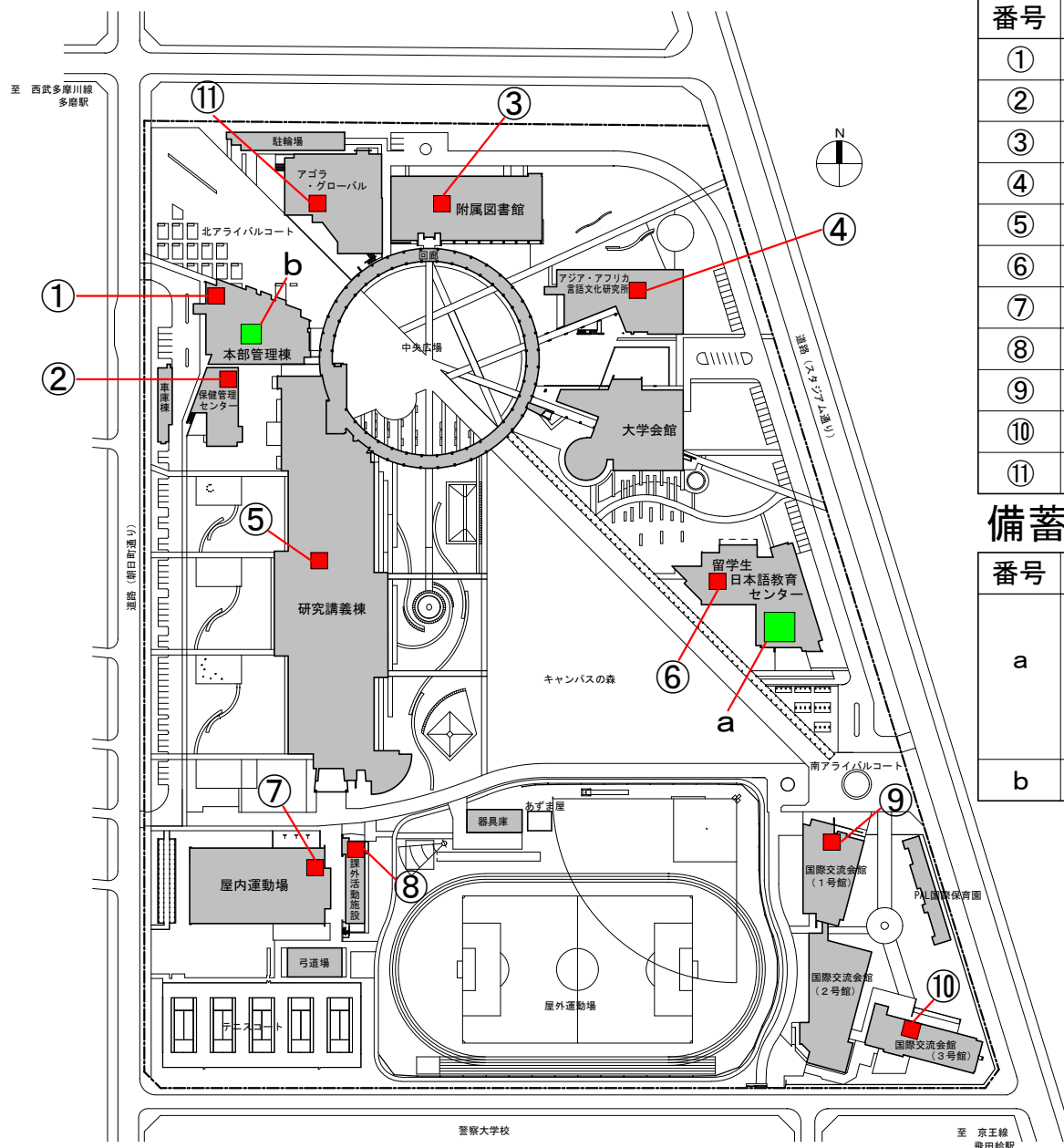
AED設置箇所一覧

番号	設置建物	設置場所
①	本部管理棟	1階管理室
②	保健管理センター	診察・処置室
③	附属図書館	2階図書館カウンター
④	アジア・アフリカ言語文化研究所	2階事務室
⑤	研究講義棟	1階ガレリア中央エレベーター脇
⑥	留学生日本語教育センター	1階事務室前カウンター
⑦	屋内運動場	1階ロビー
⑧	課外活動施設	1階自動販売機置き場
⑨	国際交流会館（1号館）	1階玄関ホール
⑩	国際交流会館（3号館）	1階風除室
⑪	アゴラ・グローバル	1階エントランスホール2

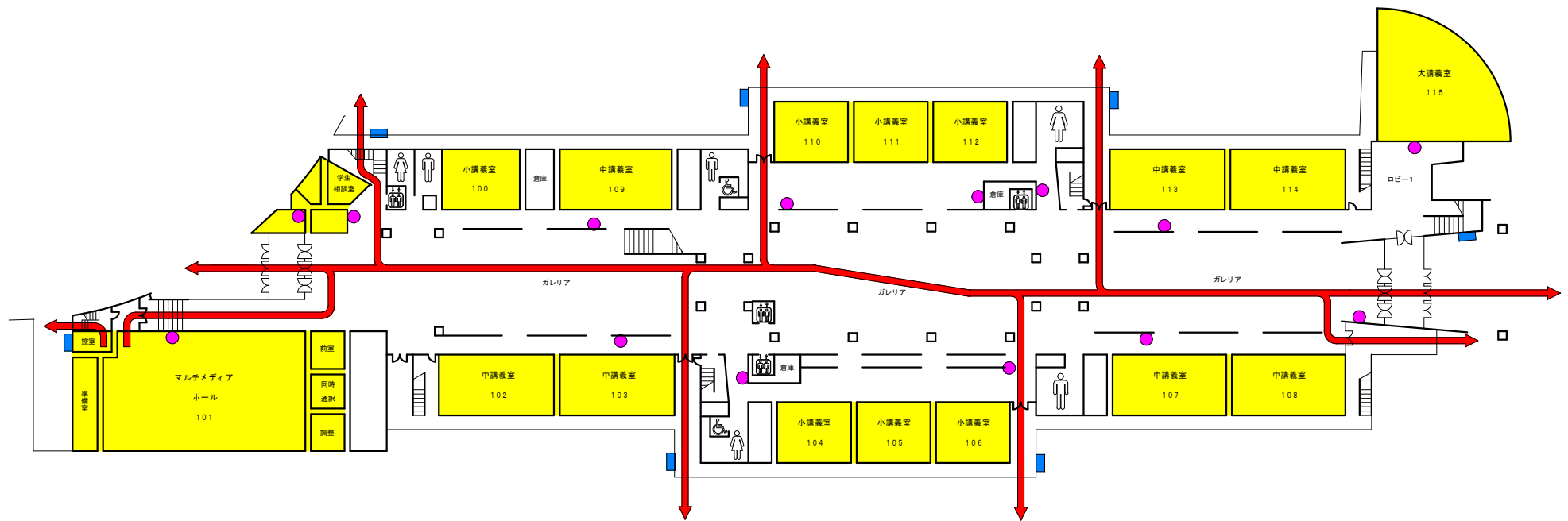
備蓄品倉庫一覧

番号	設置建物	設置場所(保管物資)
a	留学生日本語教育センター	地下倉庫 (食料・水、救命用具、救助工具、 生活関連物資、避難所設営物資、 府中市の備蓄品)
b	本部管理棟	地下倉庫(発電機、投光器)

- 凡 例
- AED（自動体外式除細動器）設置場所
 - 備蓄品倉庫



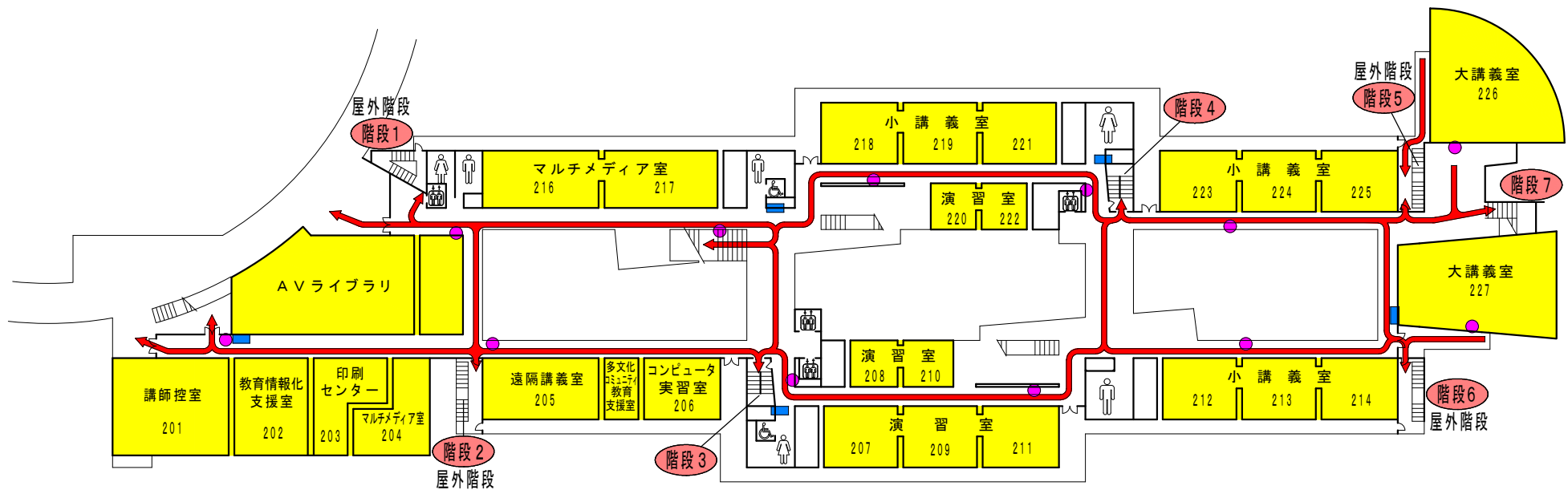
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡 例

- 消火器設置場所
- 屋外消火栓設置場所

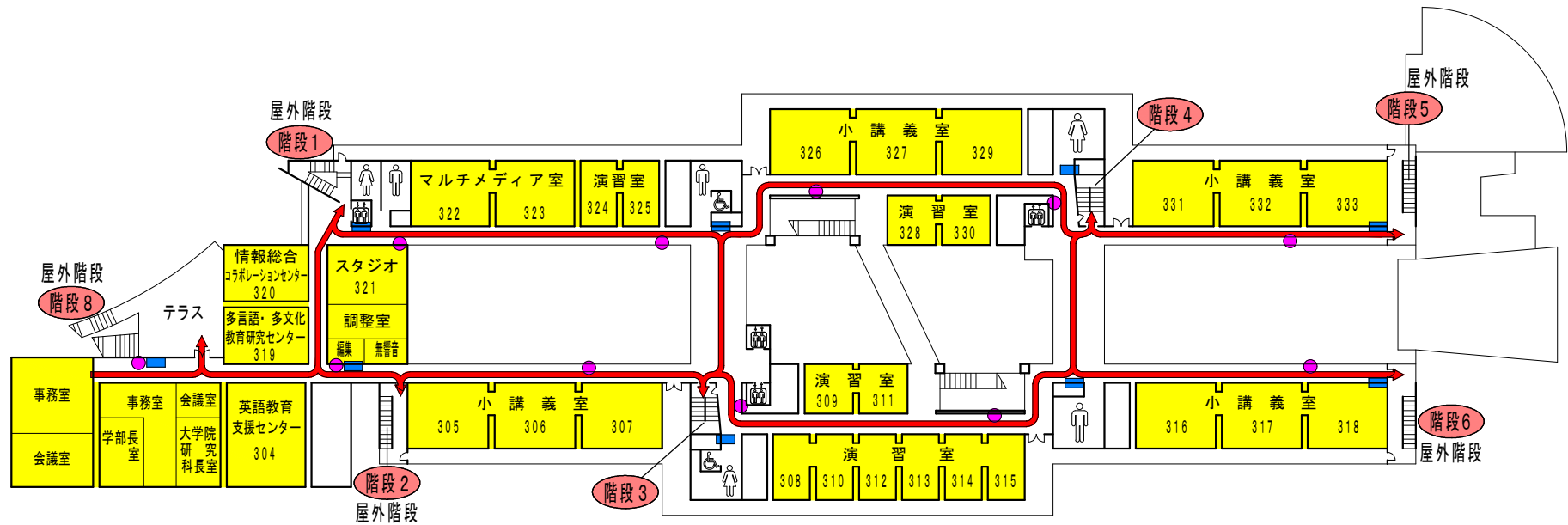
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

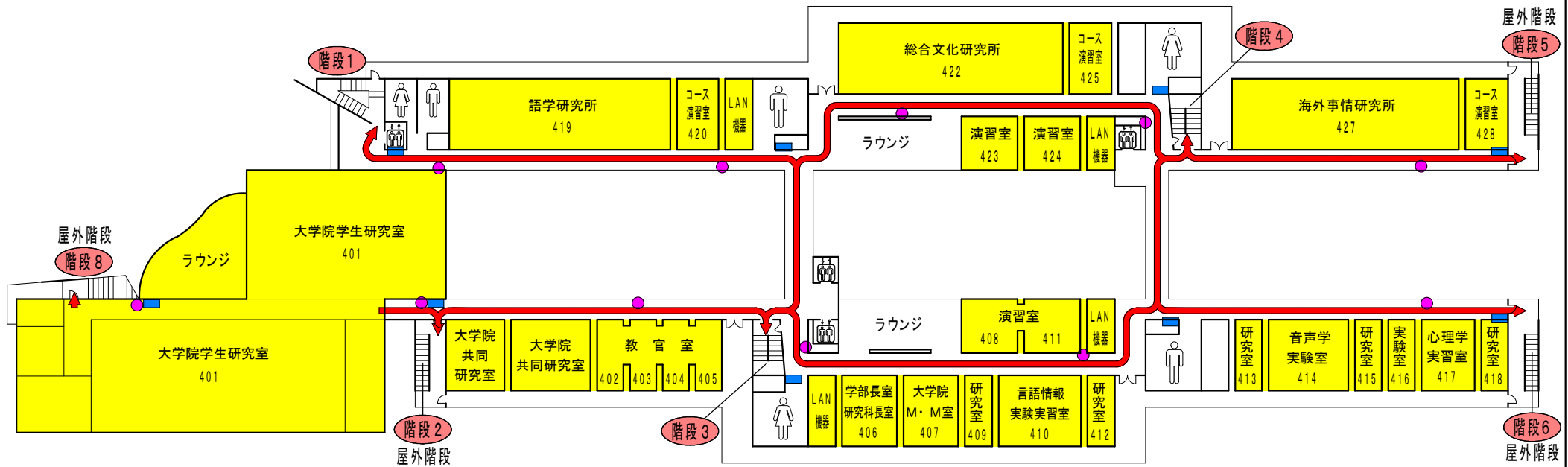
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

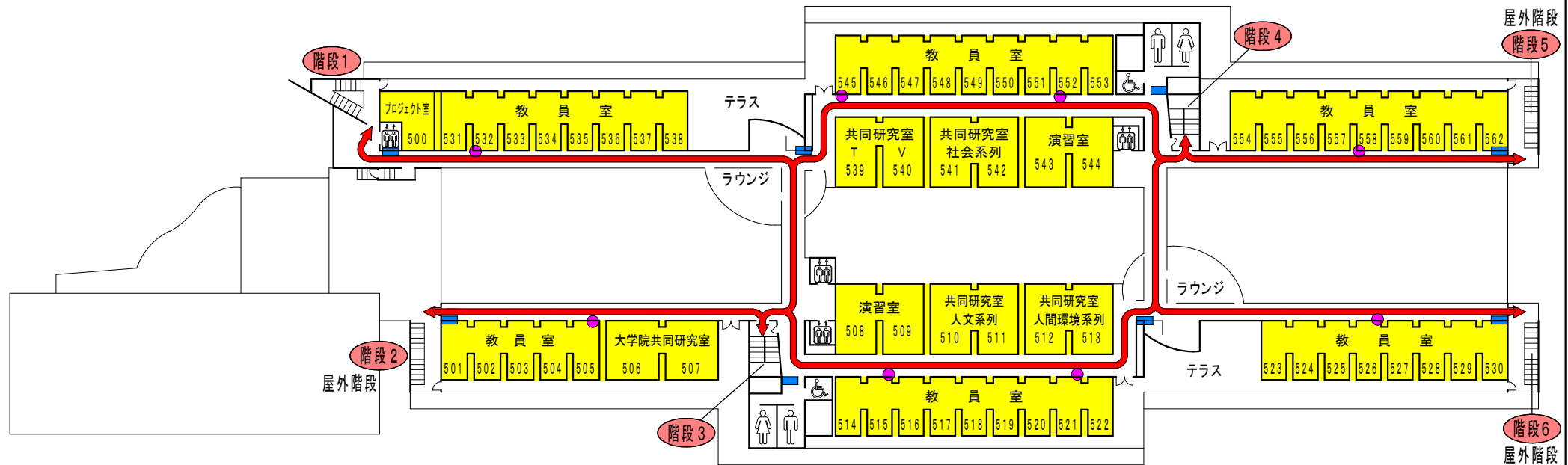


凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

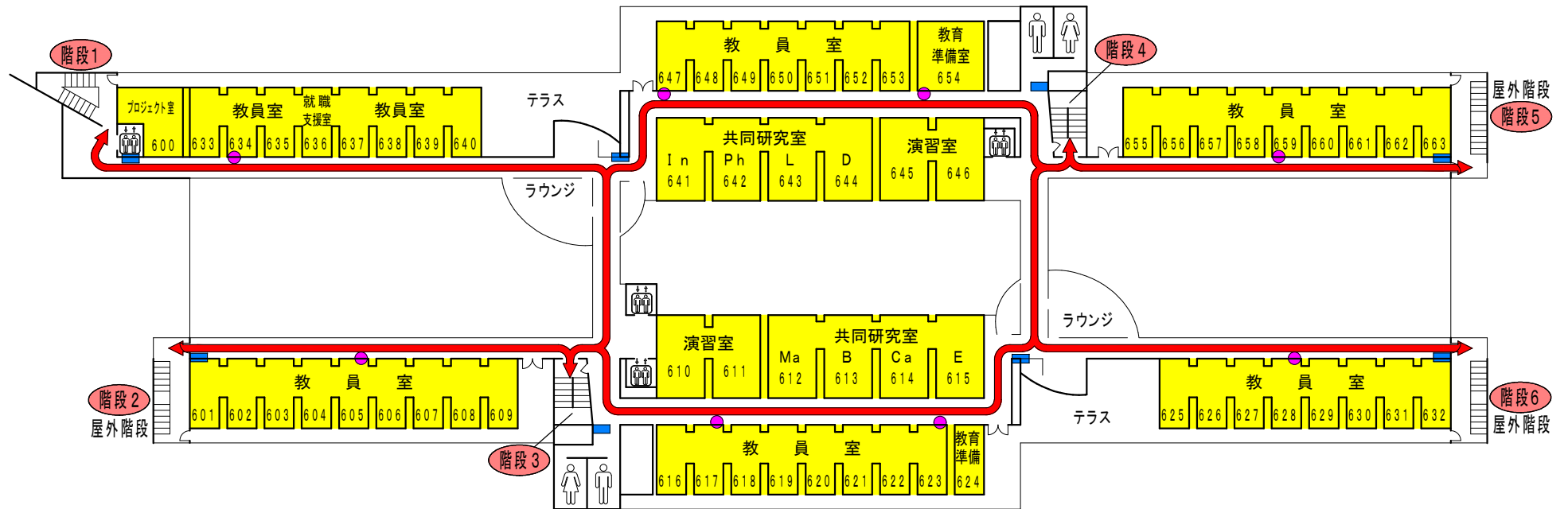
研究講義棟 5階



凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

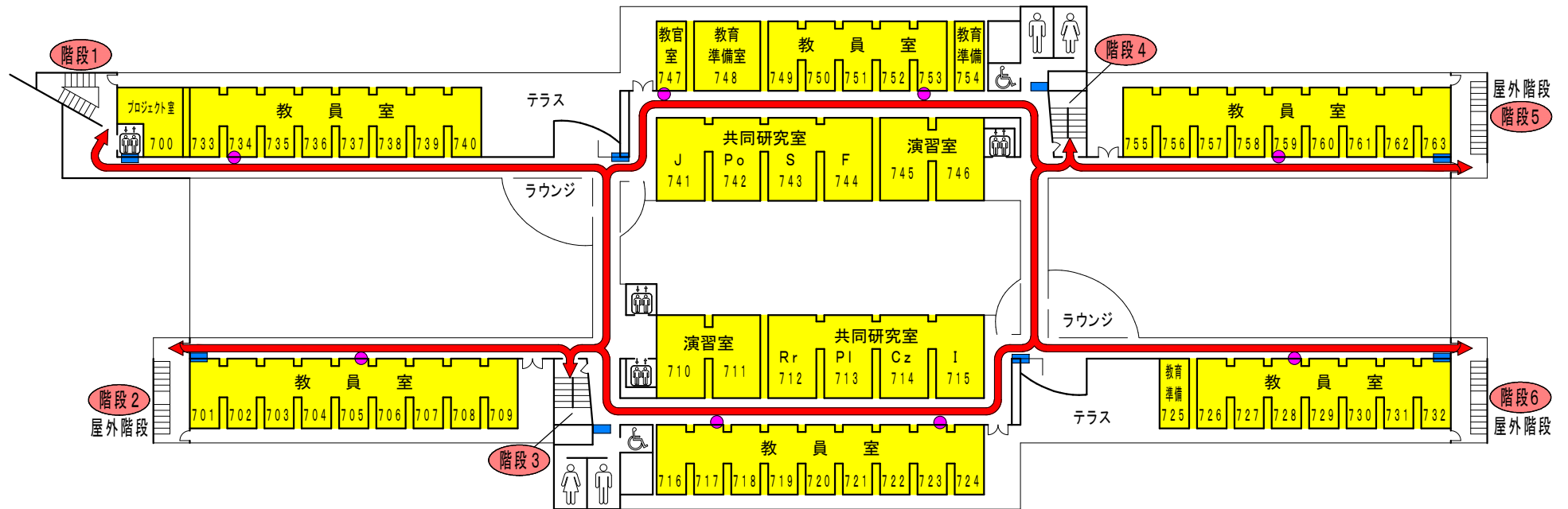
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

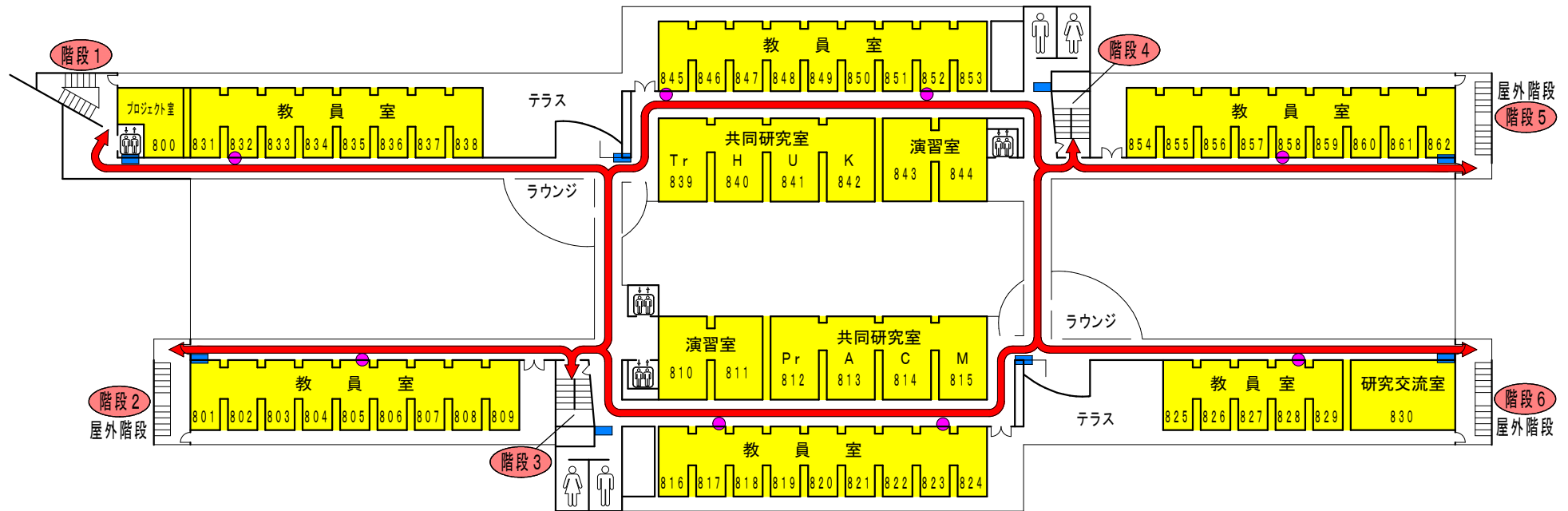
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

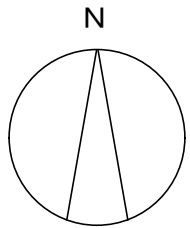
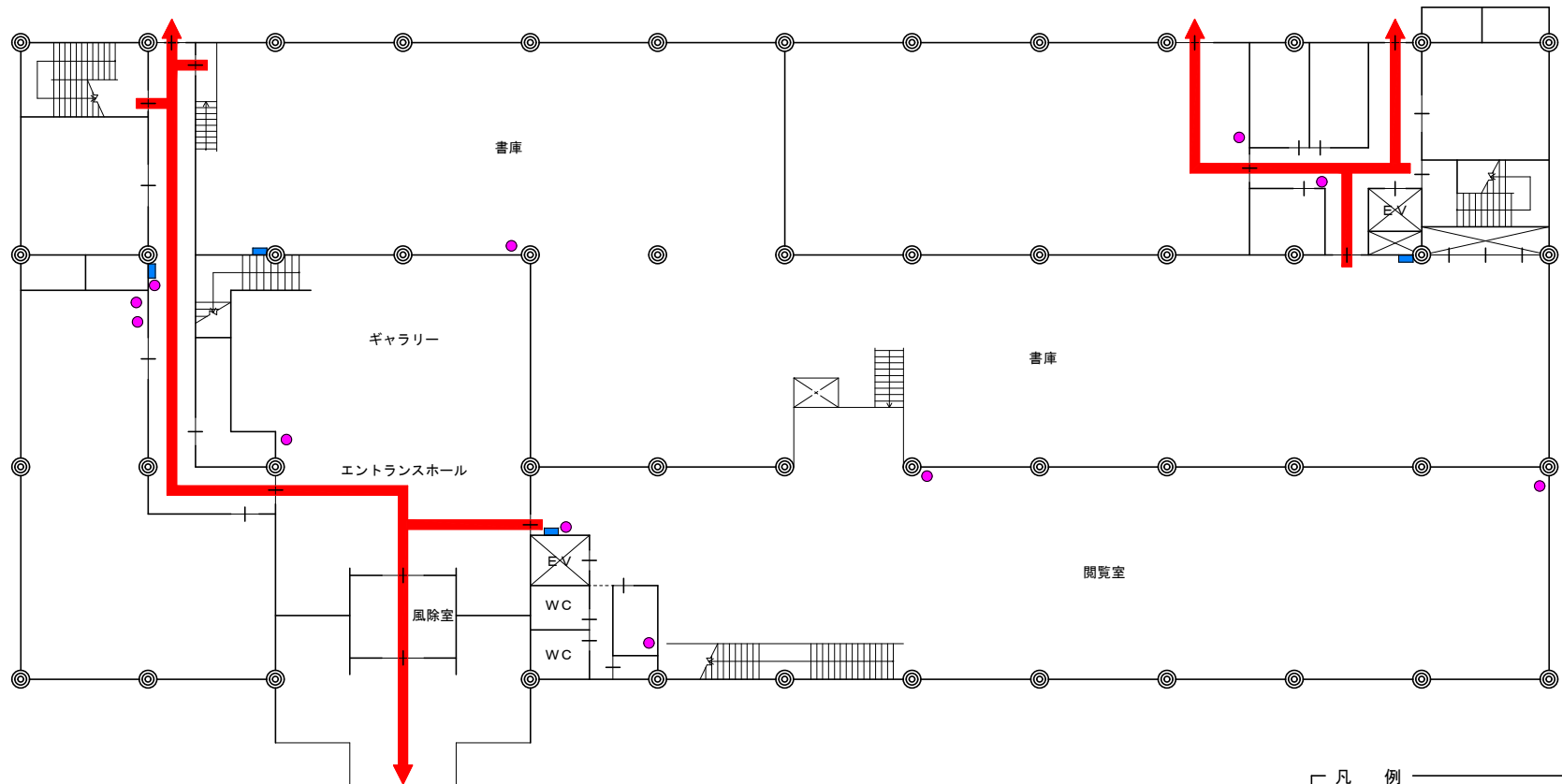


凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

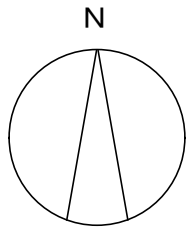
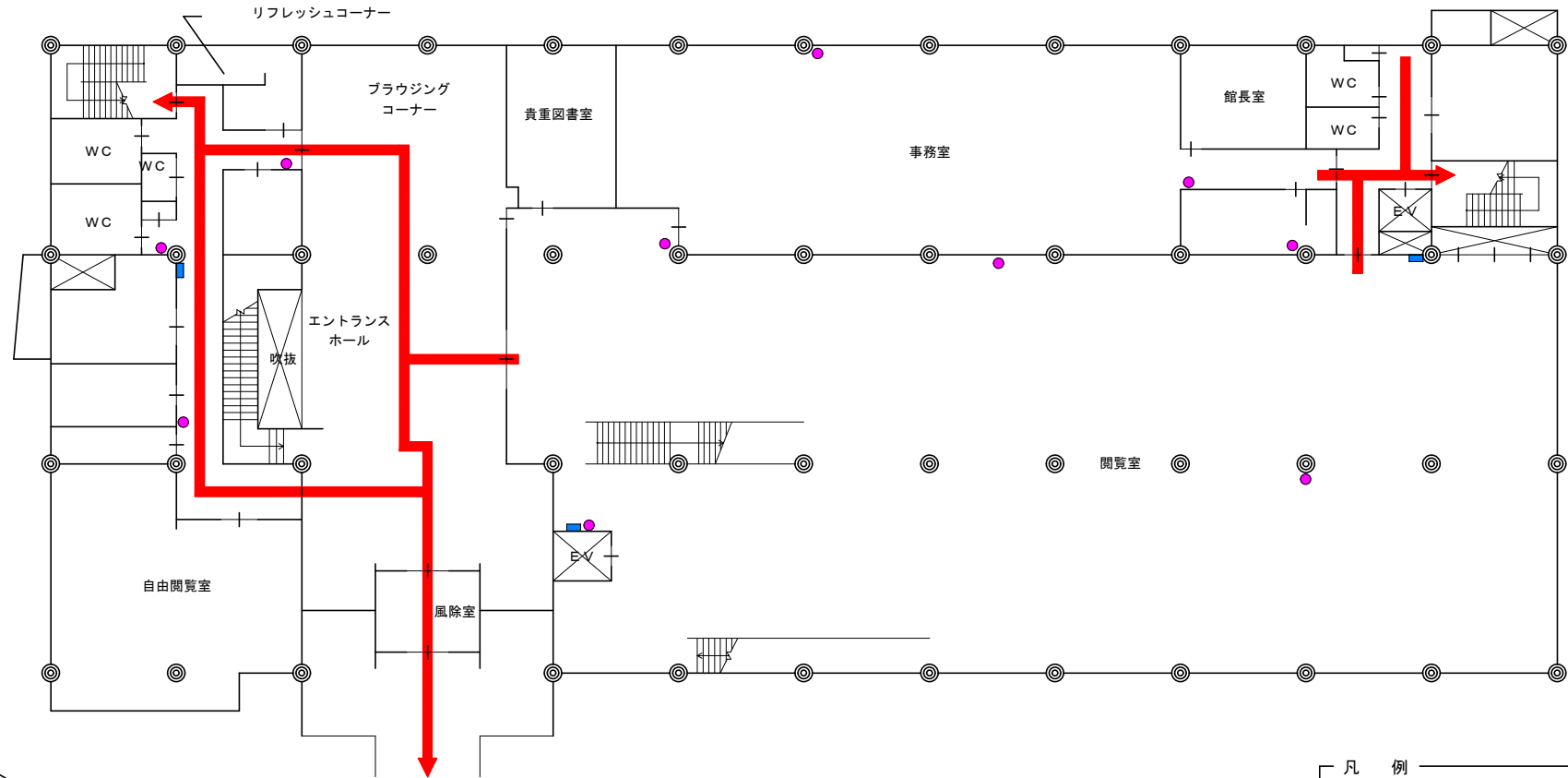
附属図書館 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

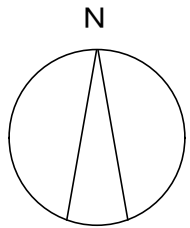
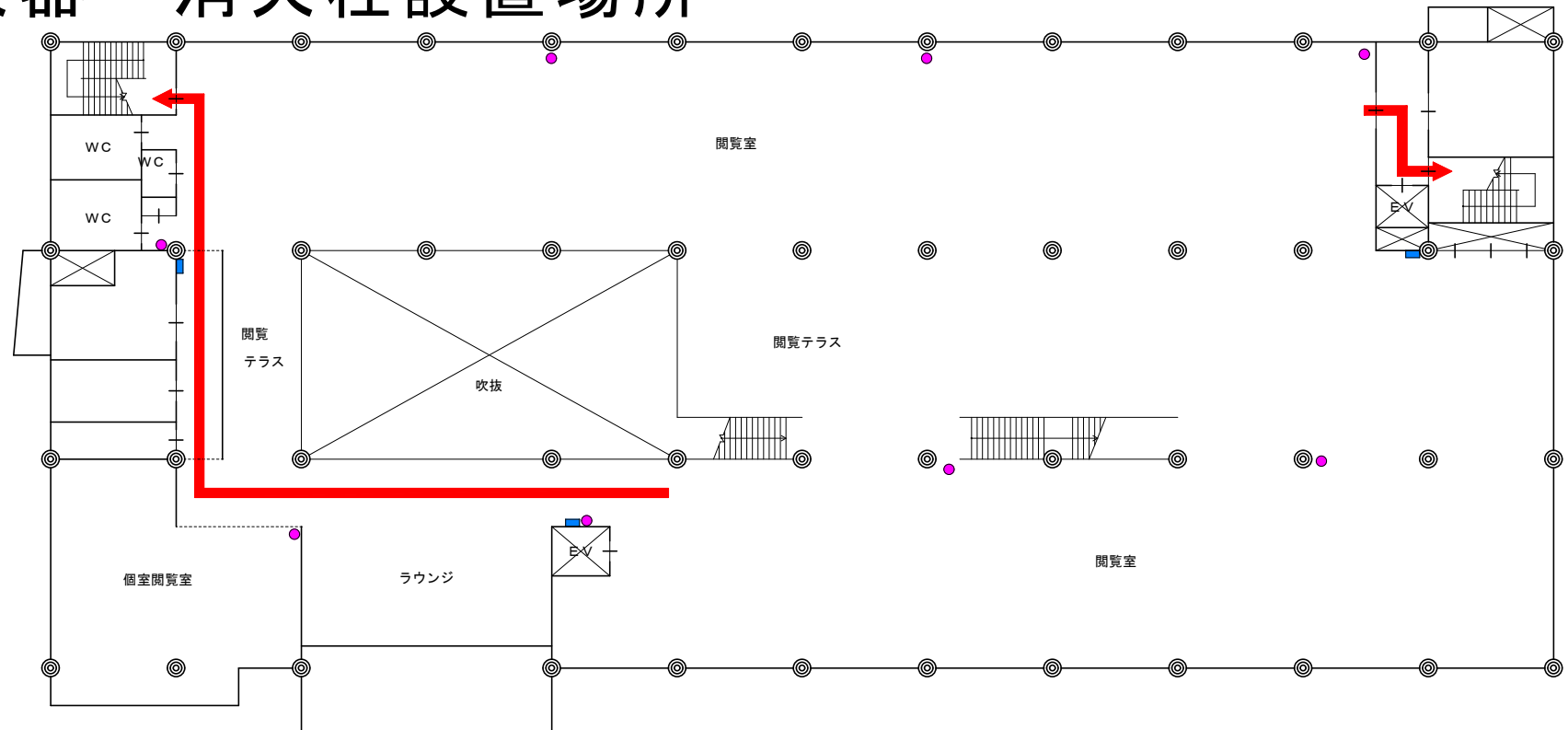
附属図書館 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

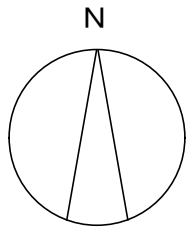
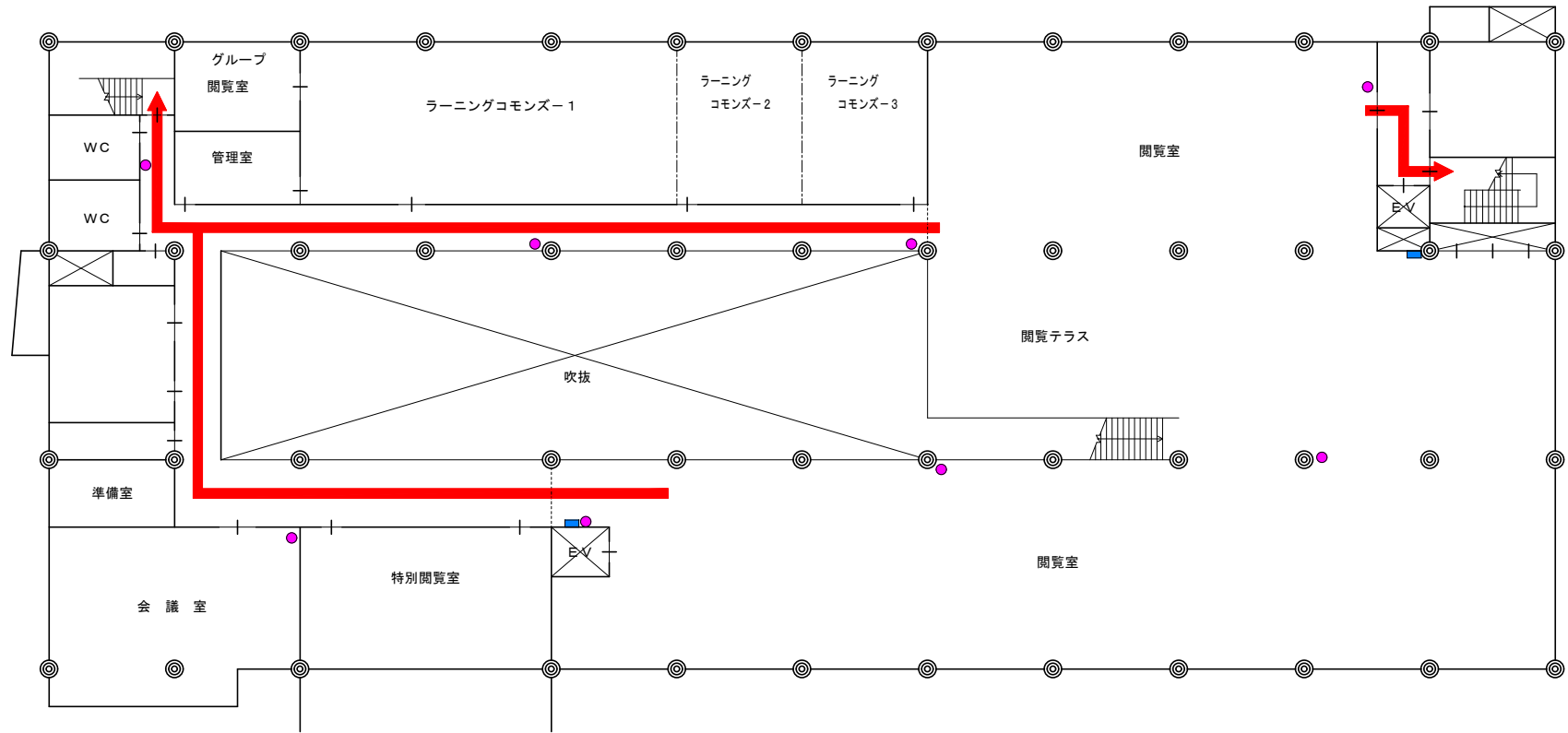
附属図書館 3階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

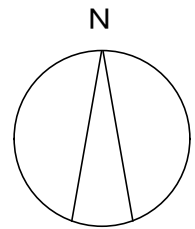
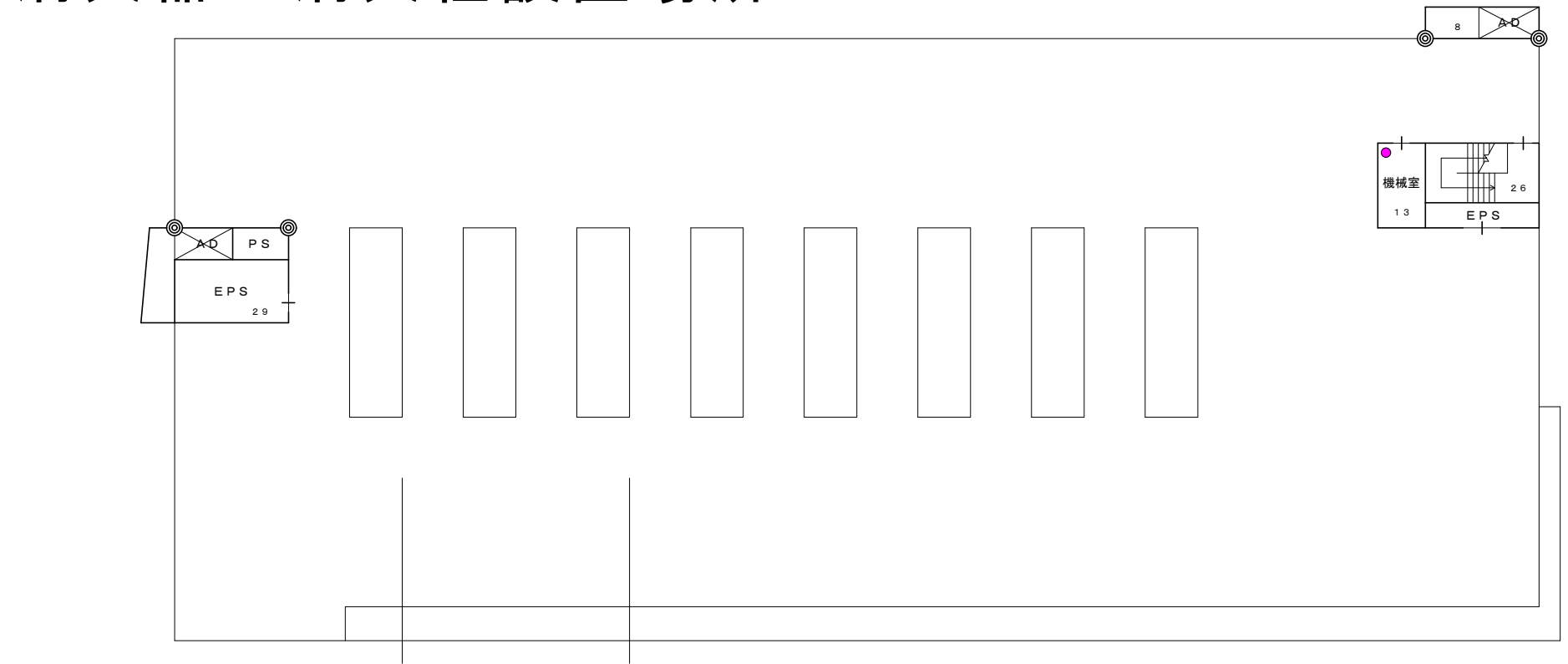
附属図書館 4階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

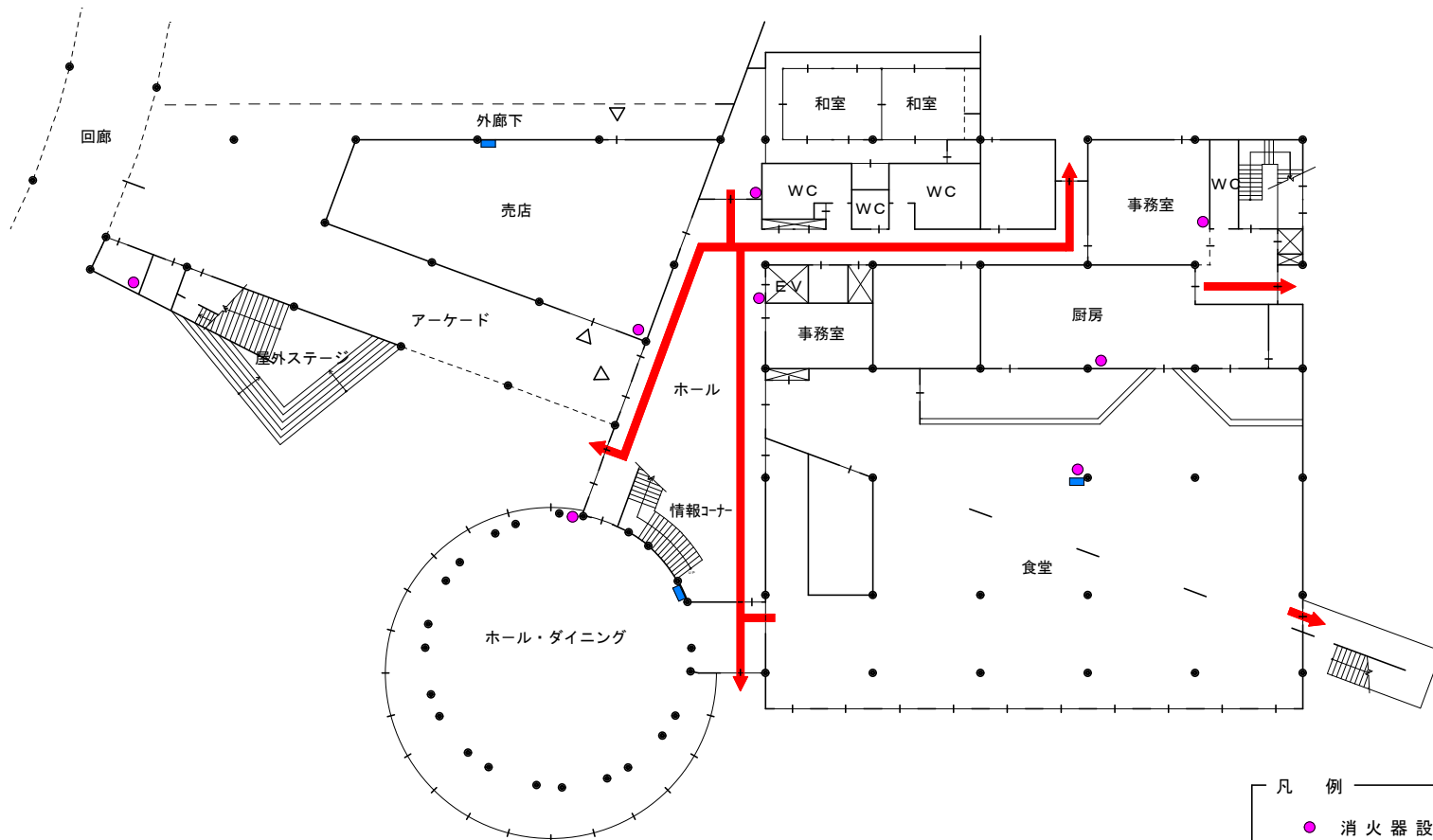
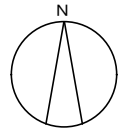
附属図書館 R階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

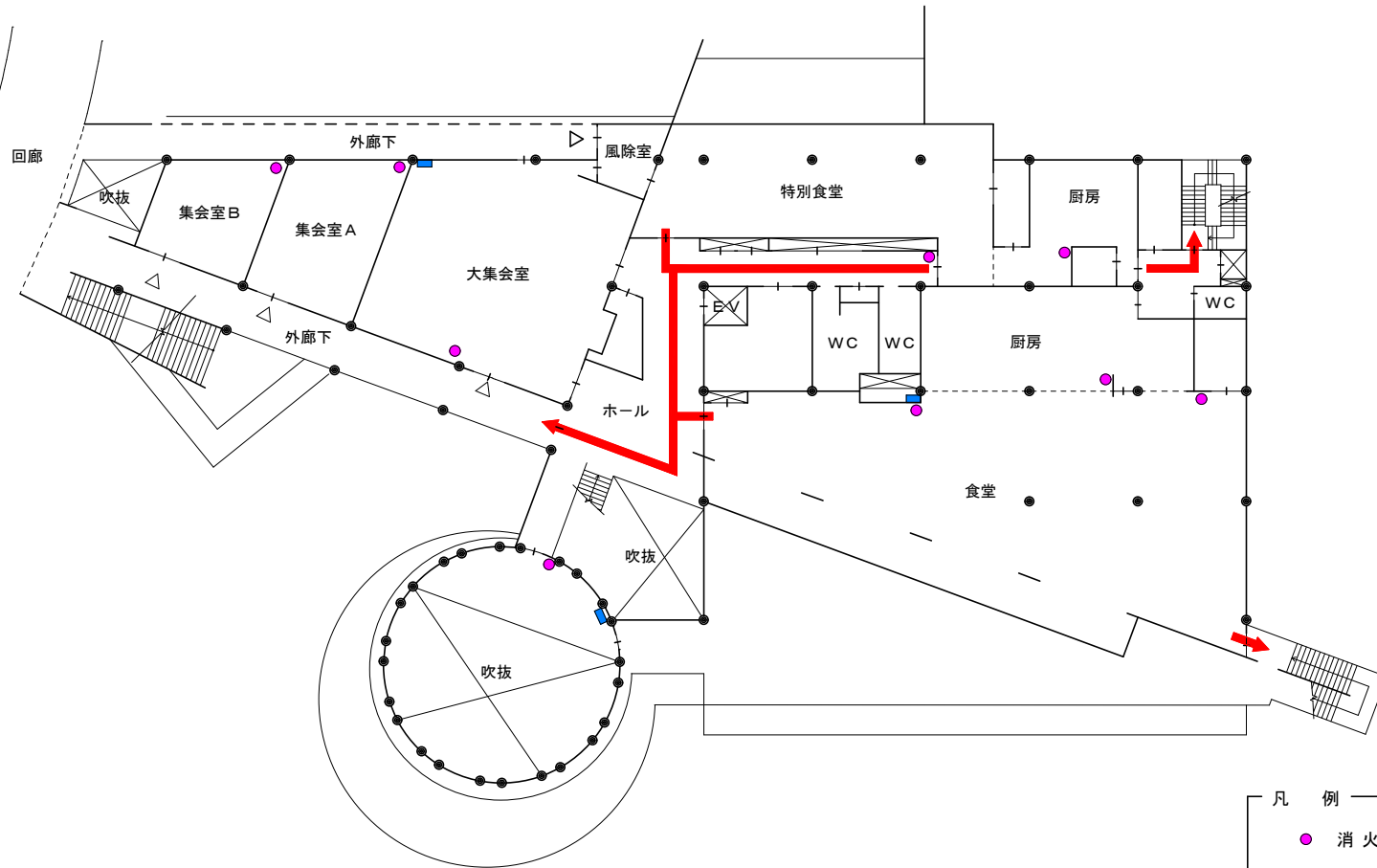
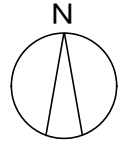
大学会館 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

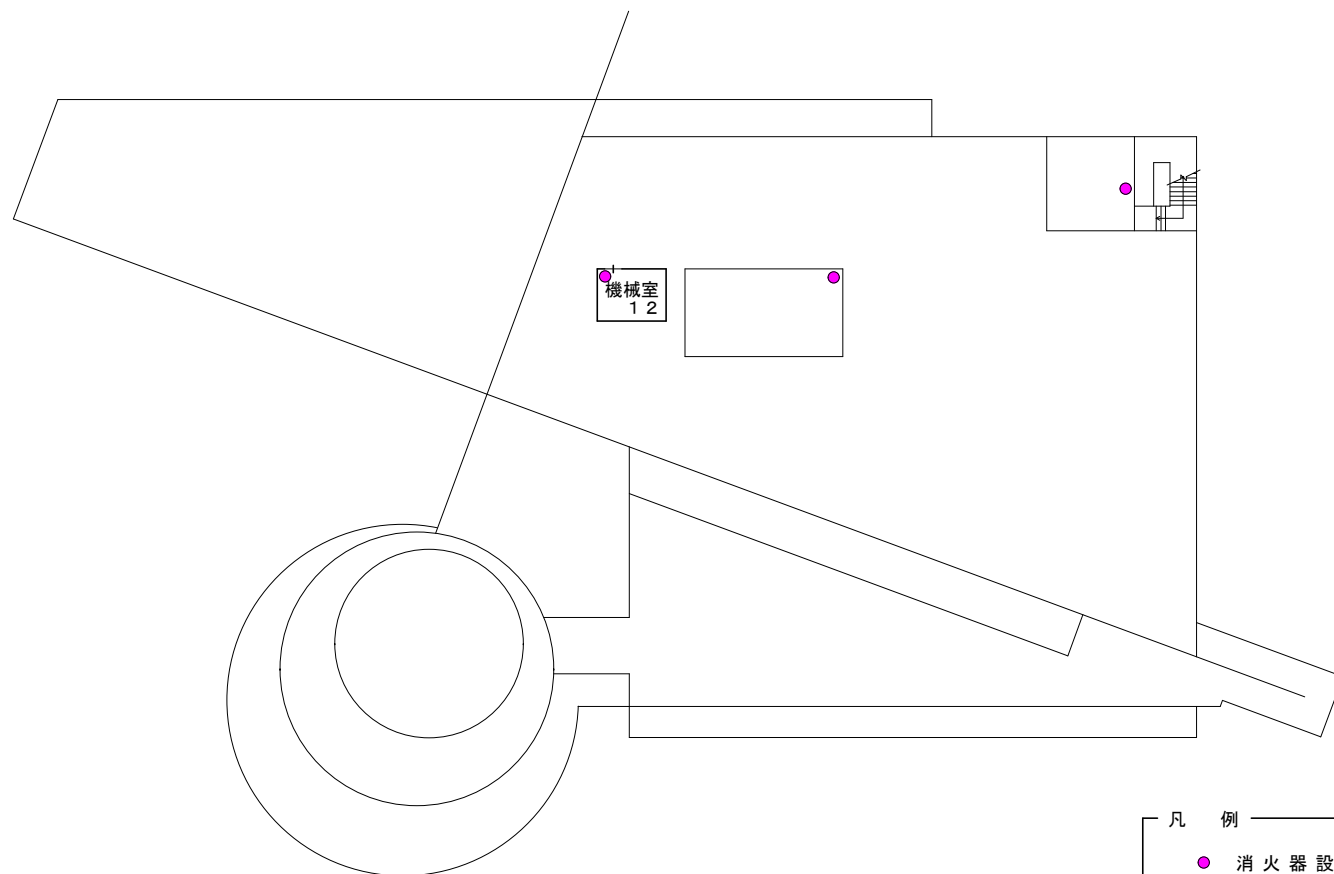
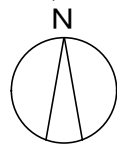
大学会館 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

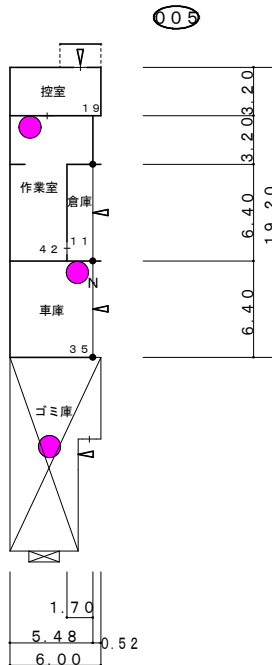
大学会館 R階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

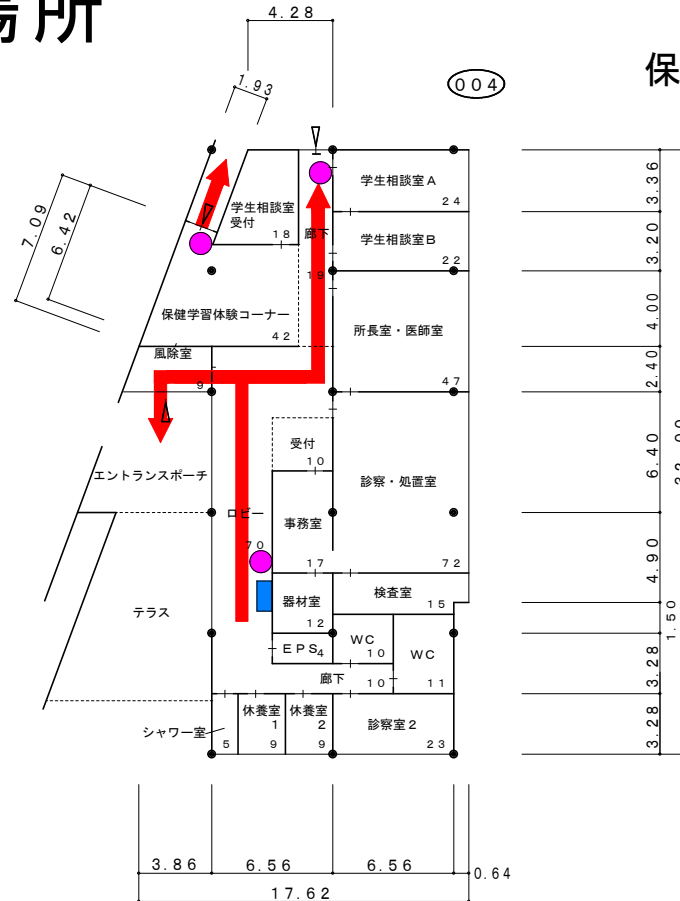
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

車庫 1階

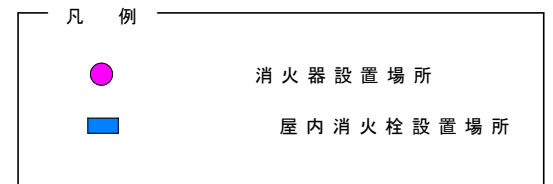


1階平面図 S=1:400 107㎡

保健管理センター 1階

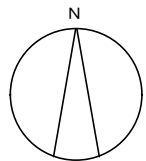
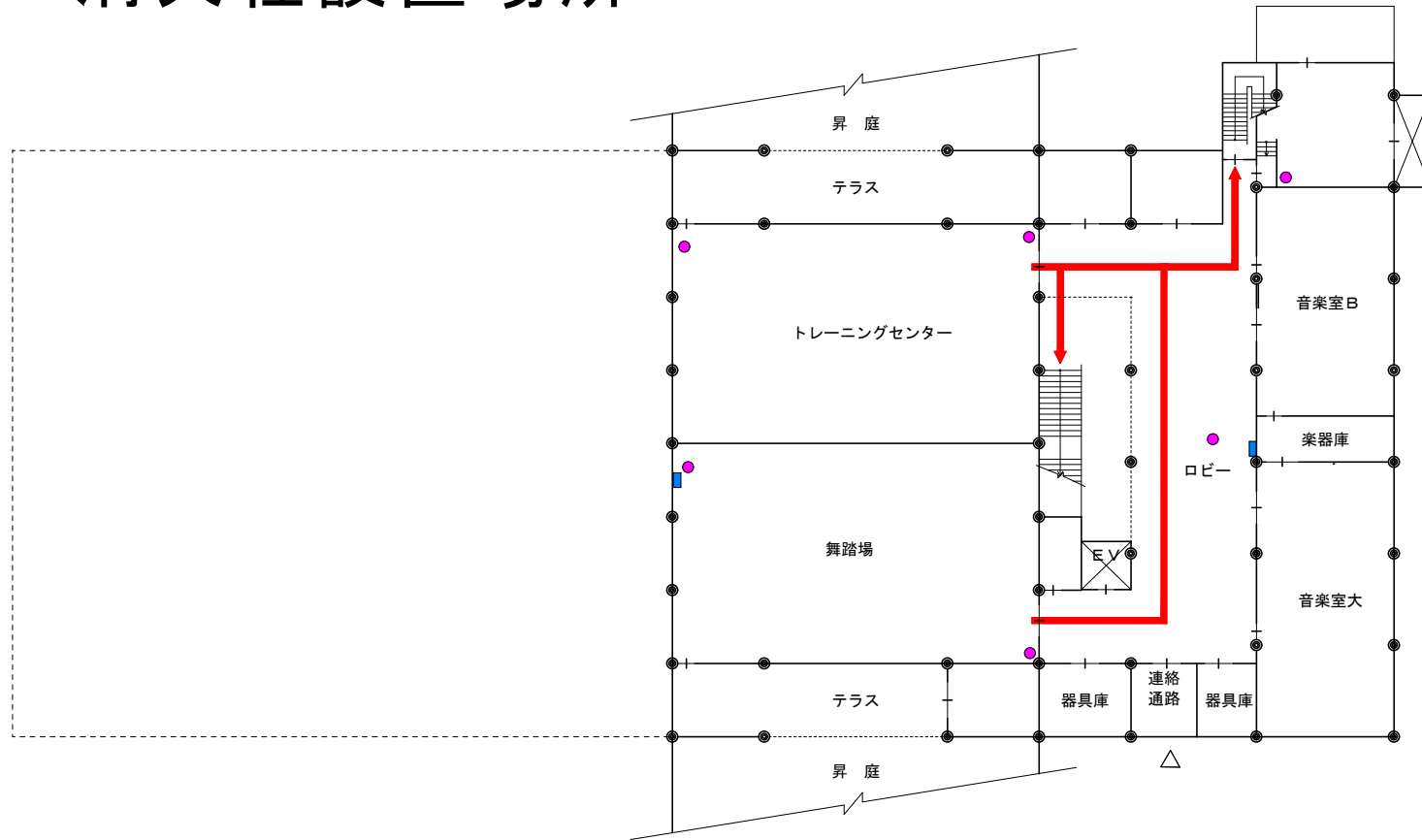


1階平面図 S=1:400 458㎡



建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

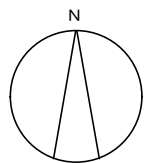
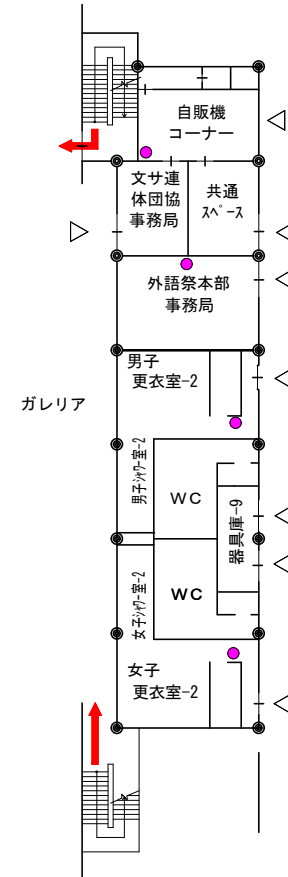
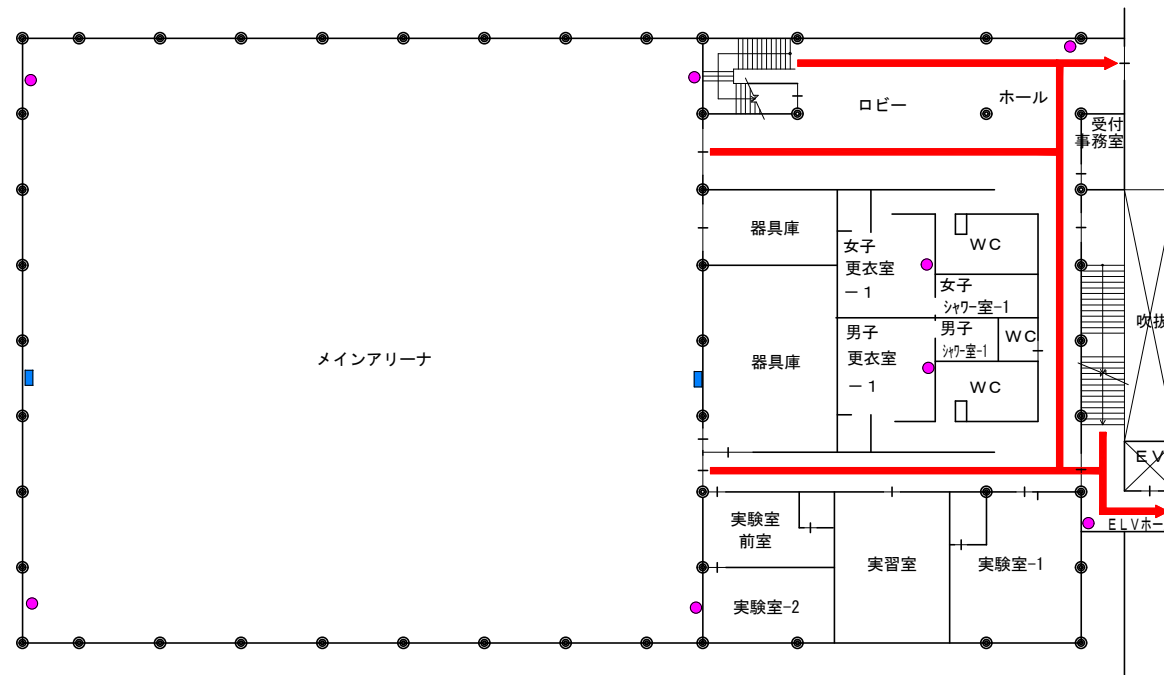
屋内運動場・課外活動施設 B1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

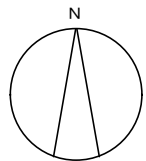
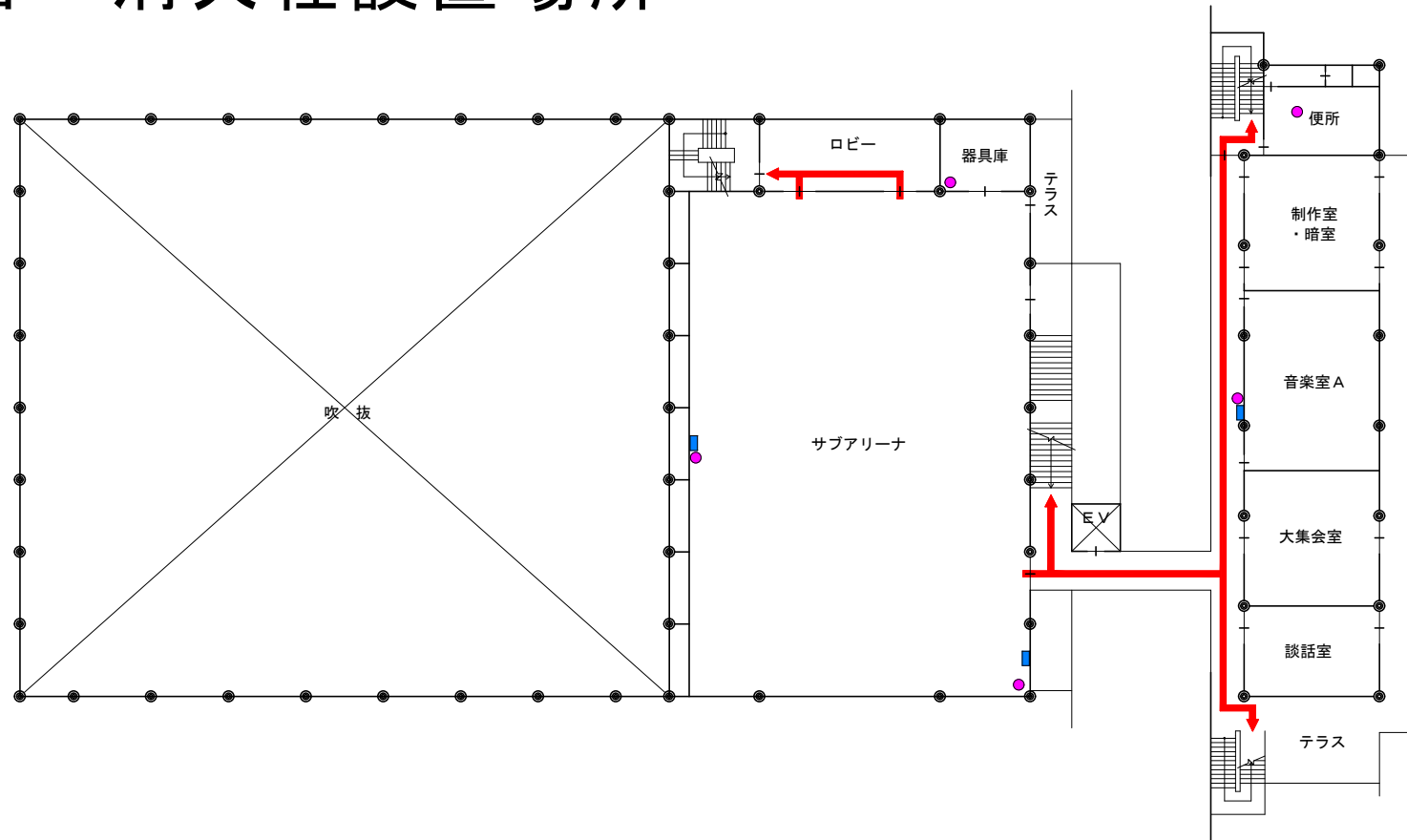
屋内運動場・課外活動施設 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

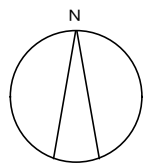
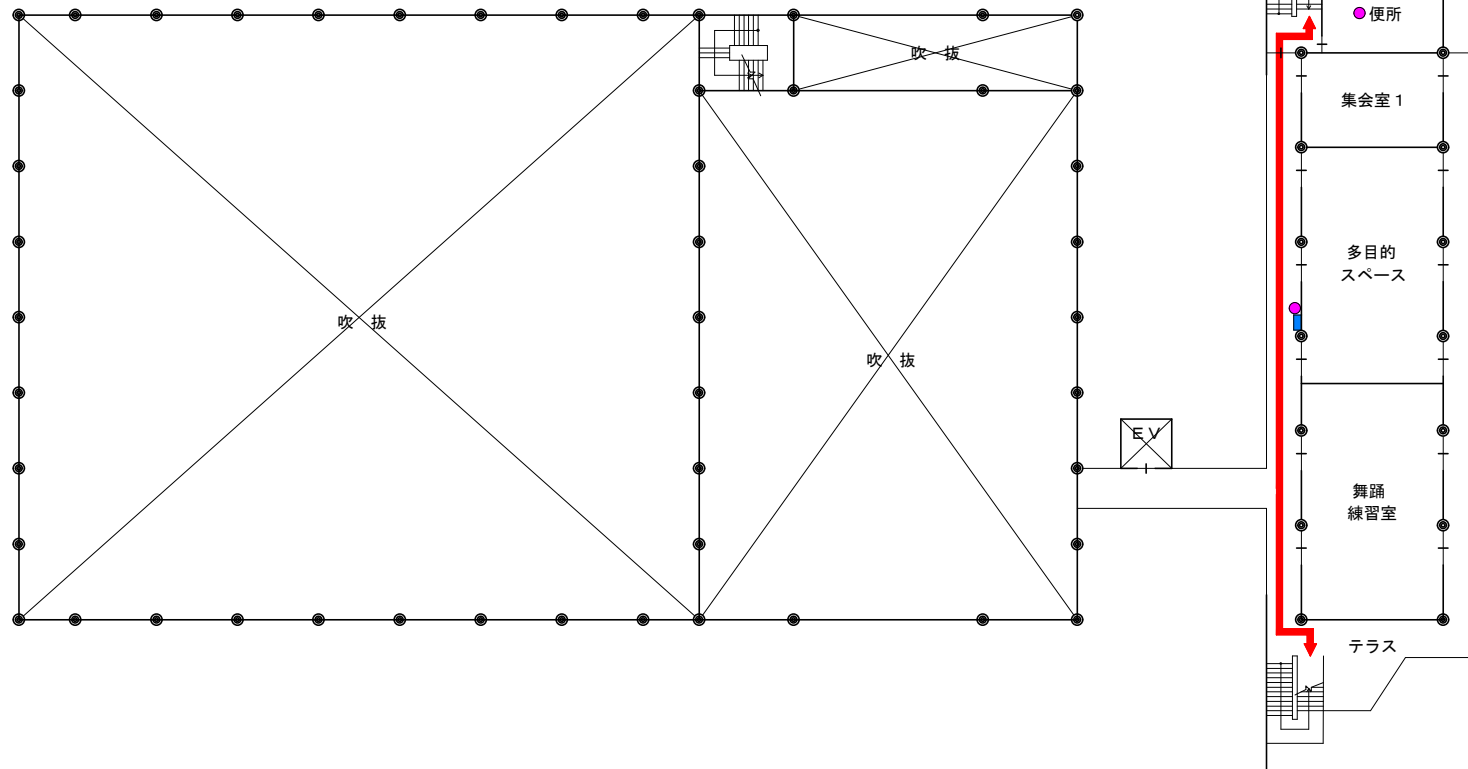
屋内運動場・課外活動施設 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

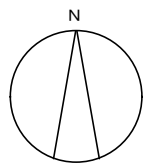
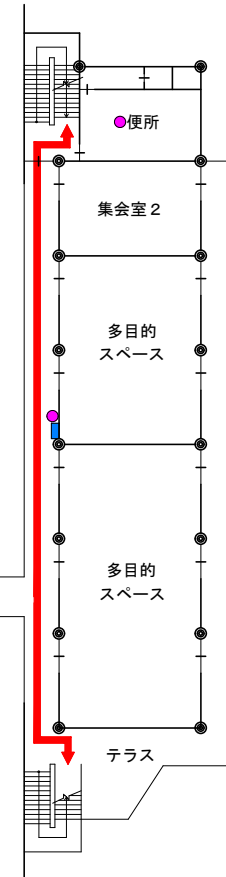
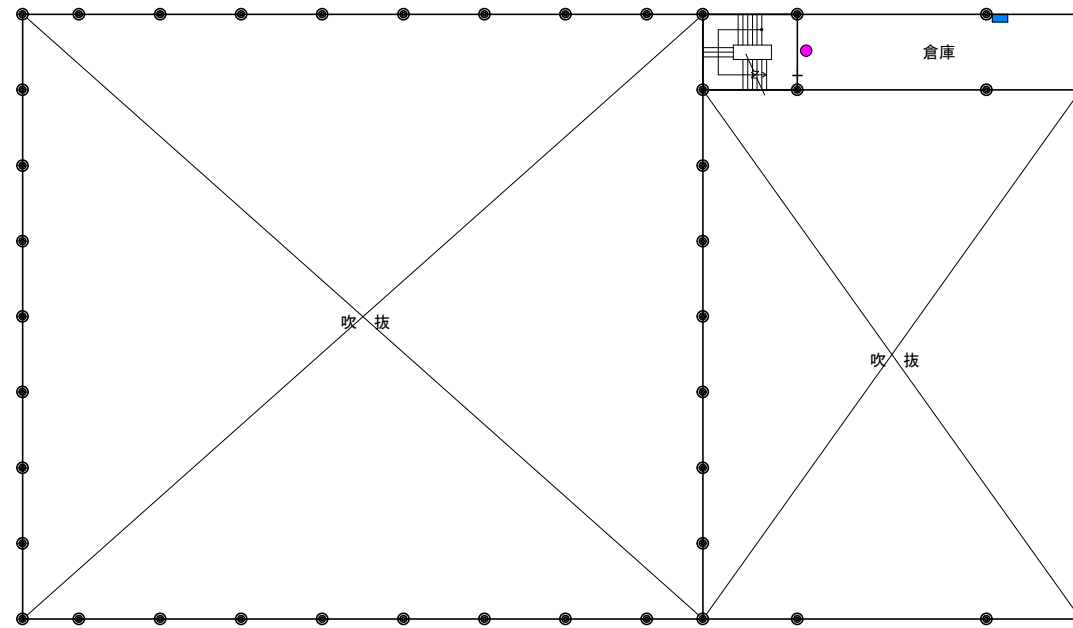
屋内運動場・課外活動施設 3階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

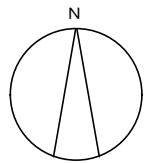
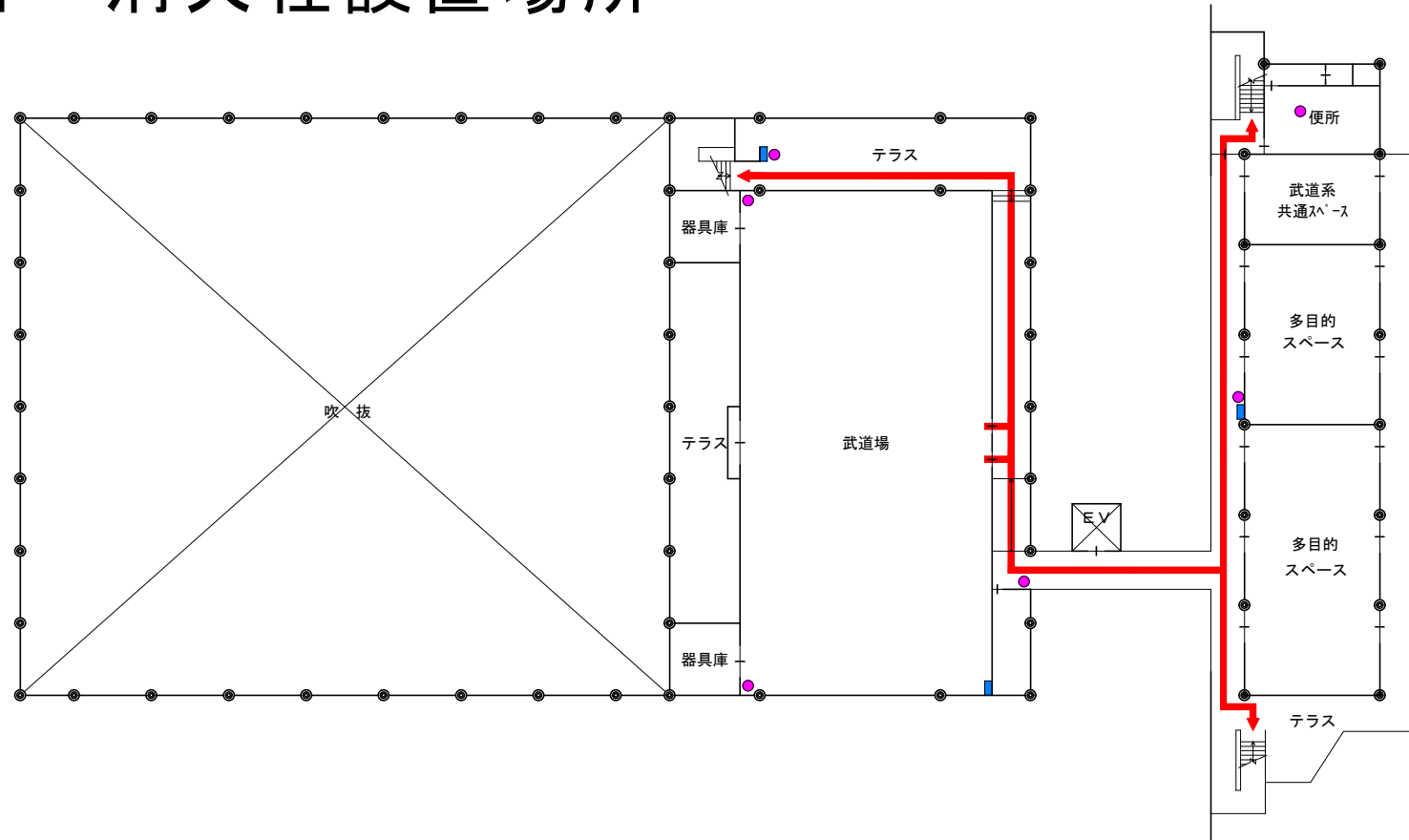
屋内運動場・課外活動施設 4階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

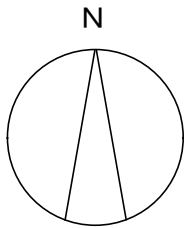
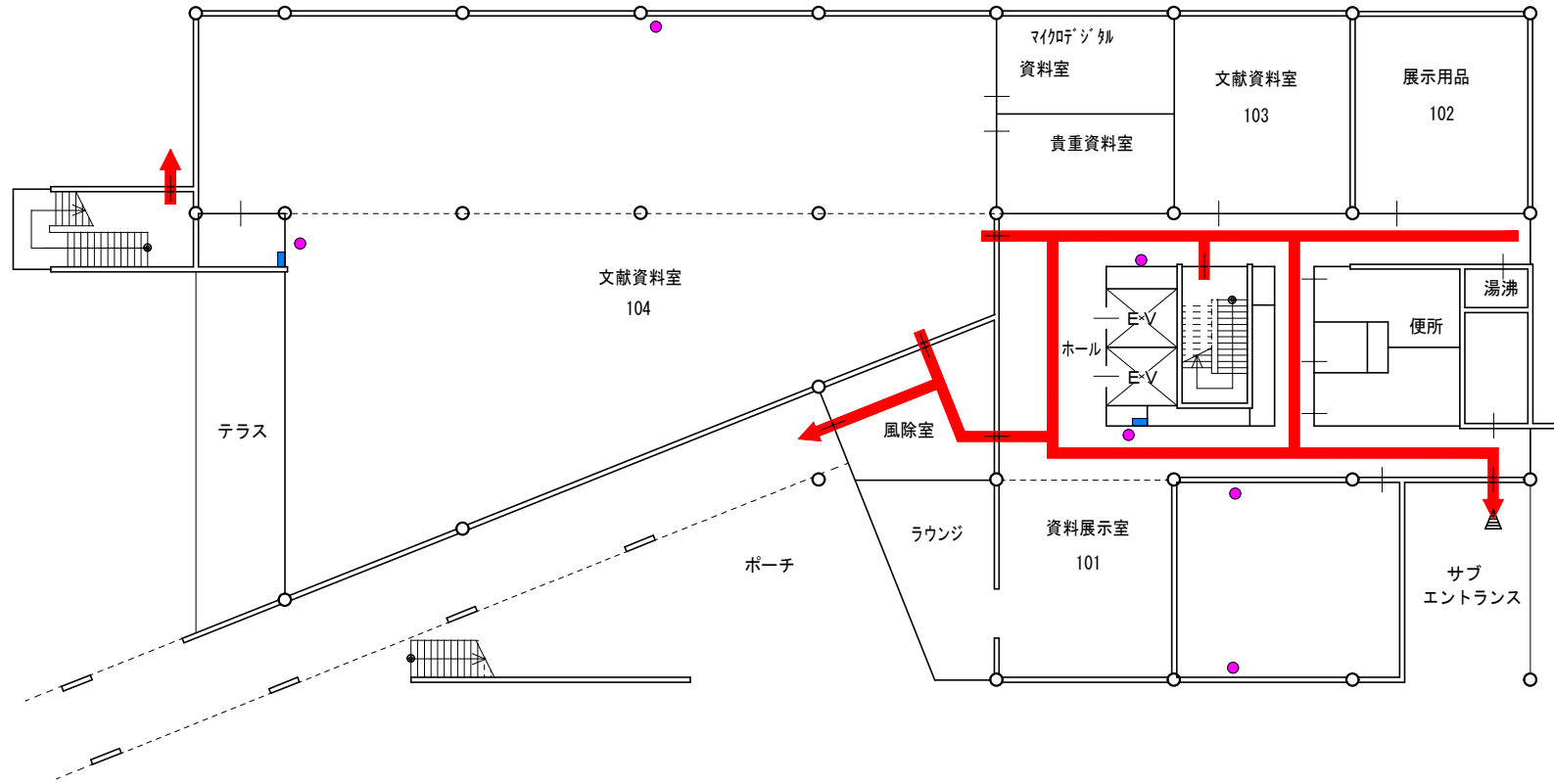
屋内運動場・課外活動施設 5階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

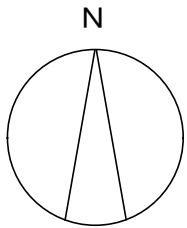
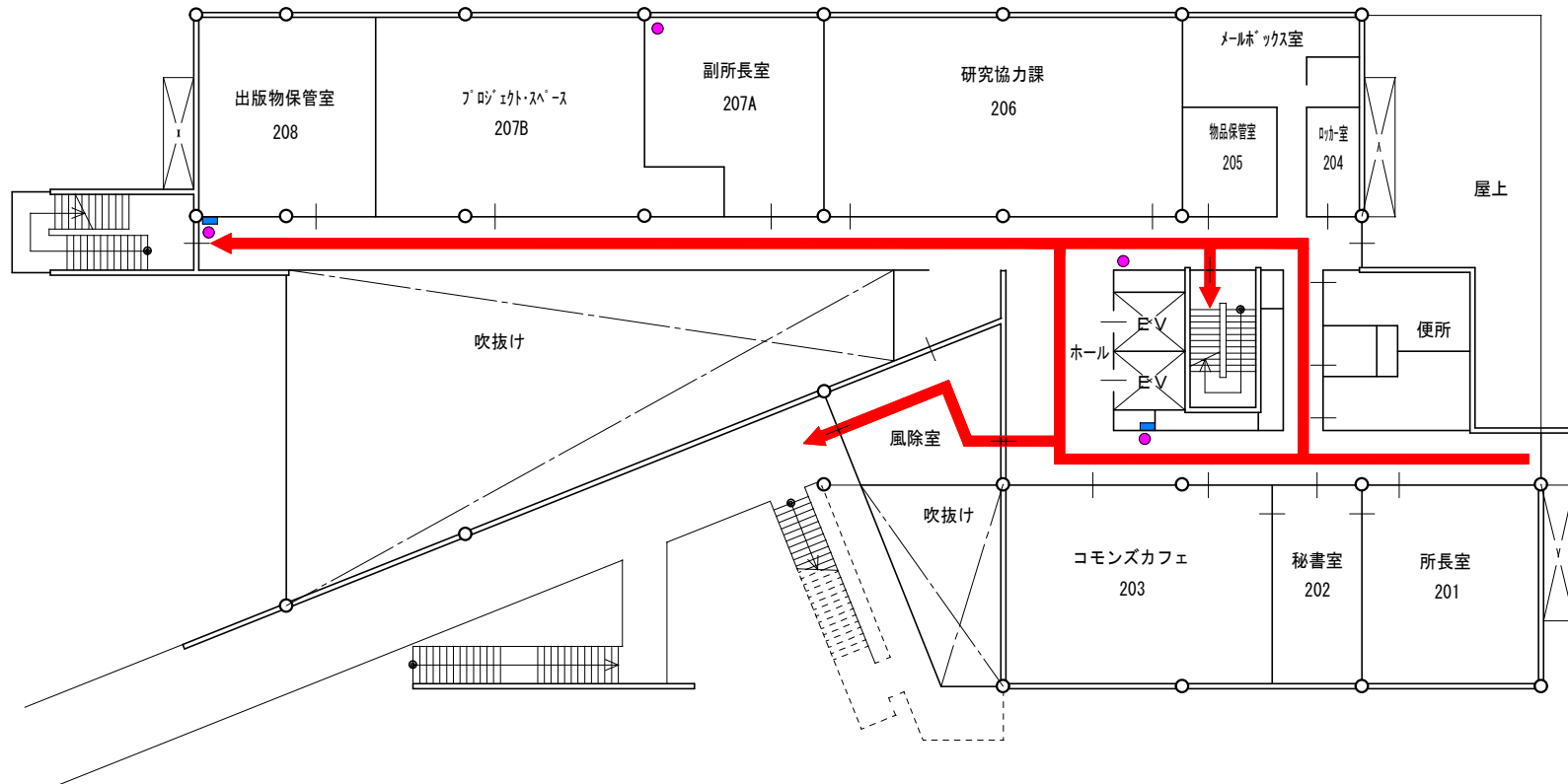
アジア・アフリカ言語文化研究所 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

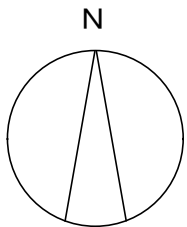
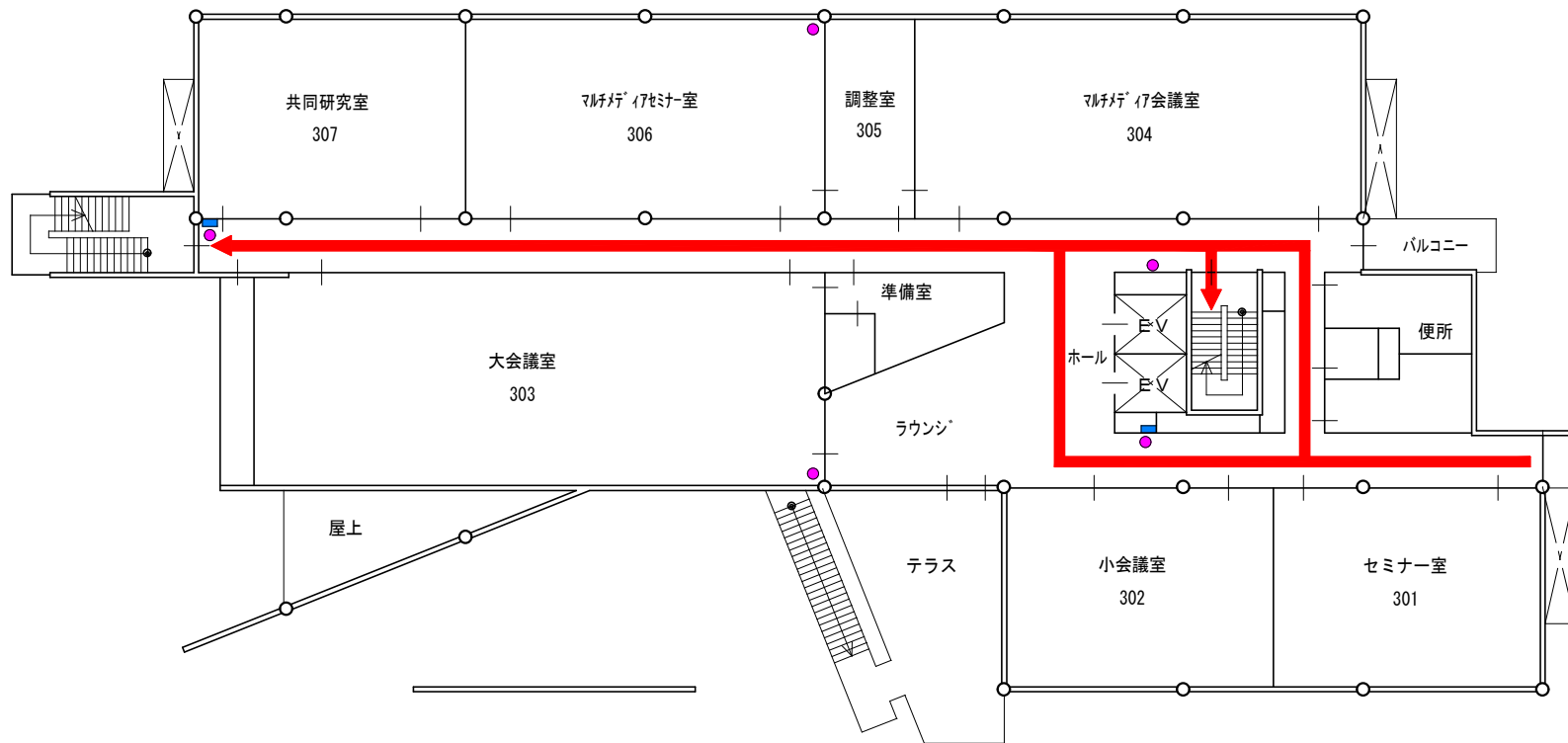
アジア・アフリカ言語文化研究所 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

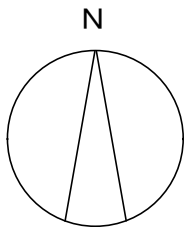
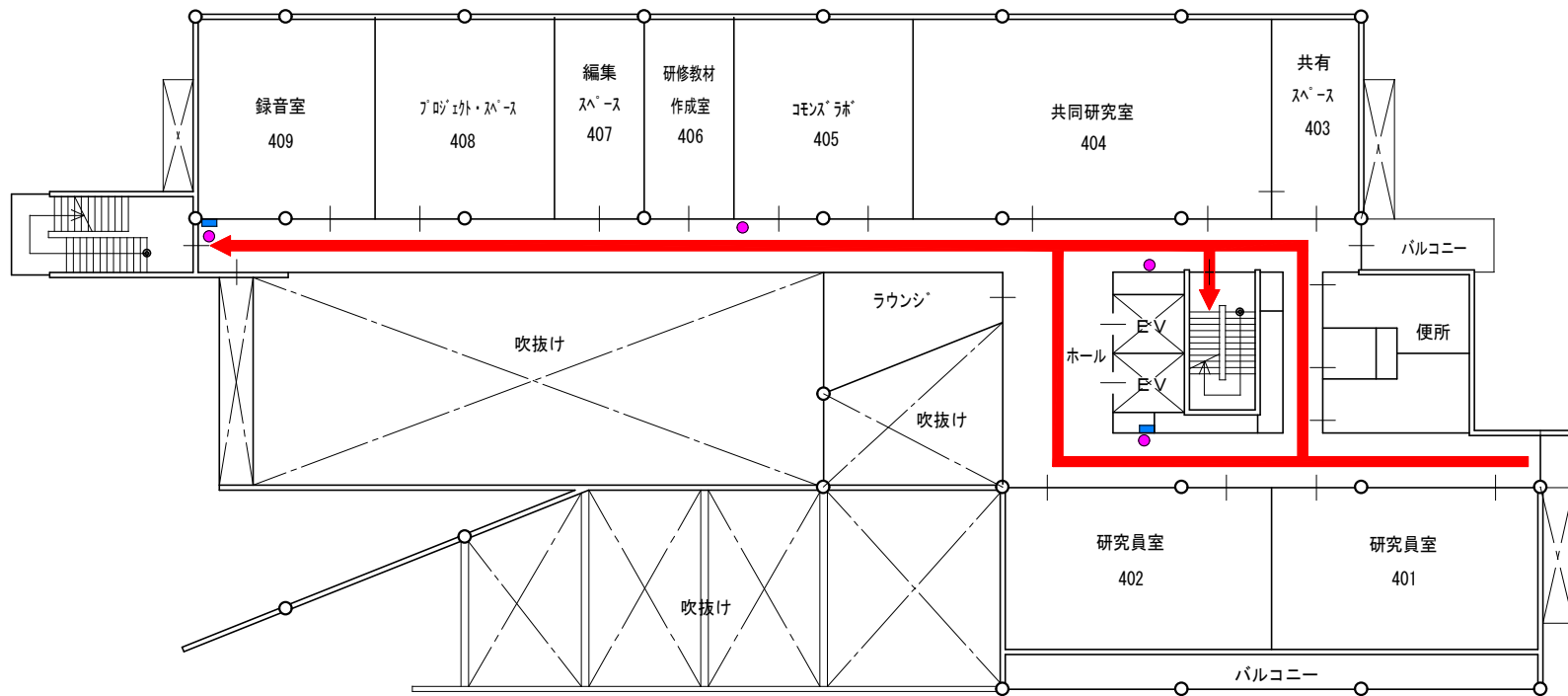
アジア・アフリカ言語文化研究所 3階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

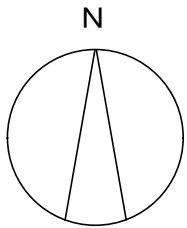
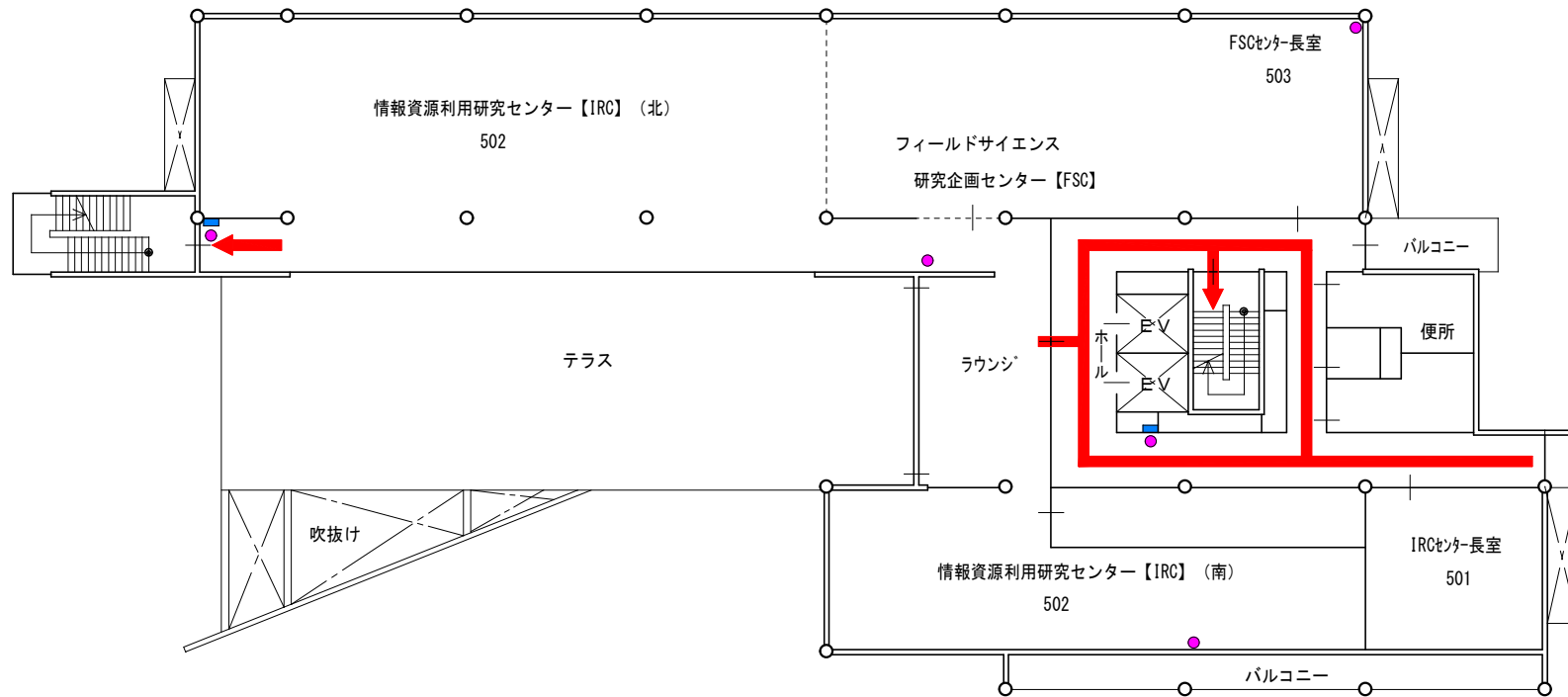
アジア・アフリカ言語文化研究所 4階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

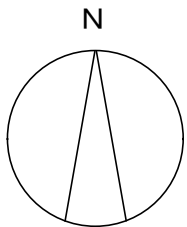
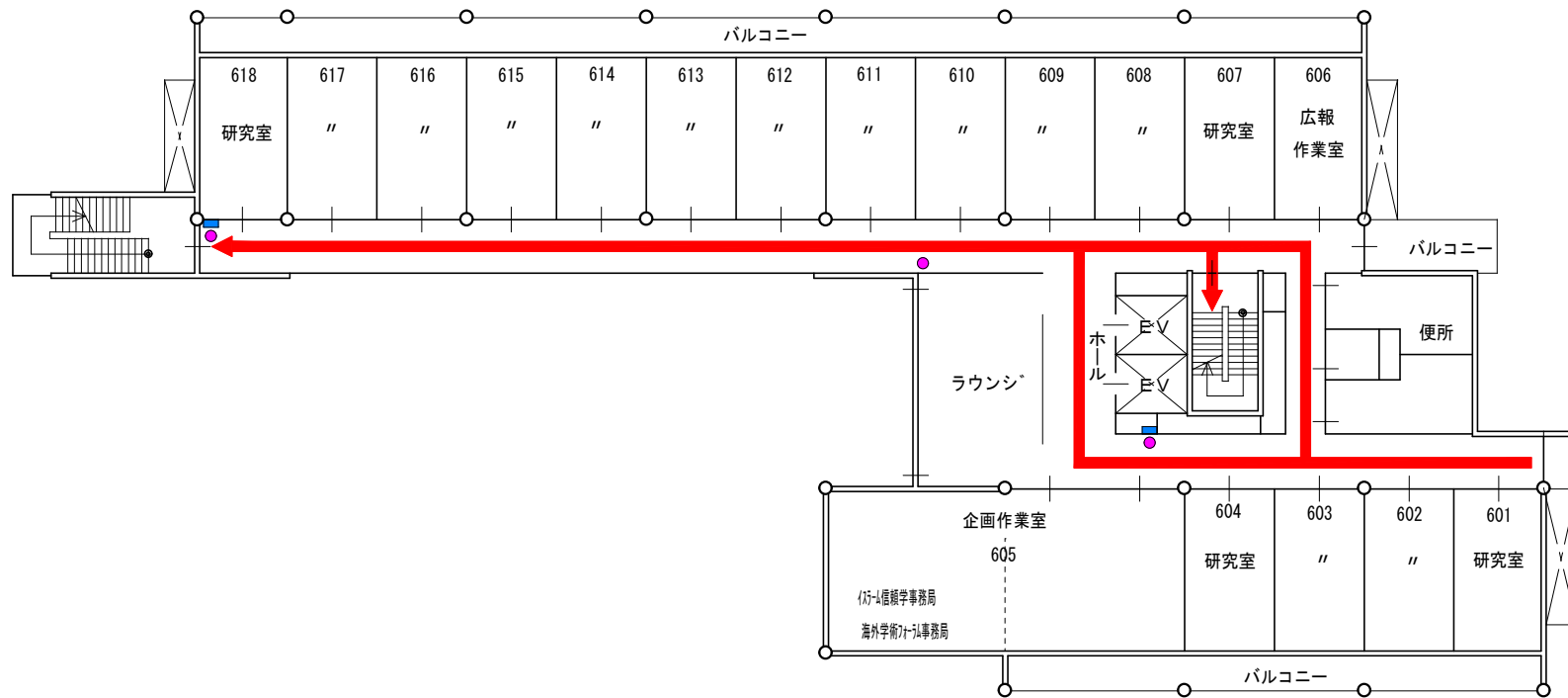
アジア・アフリカ言語文化研究所 5階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

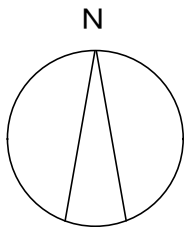
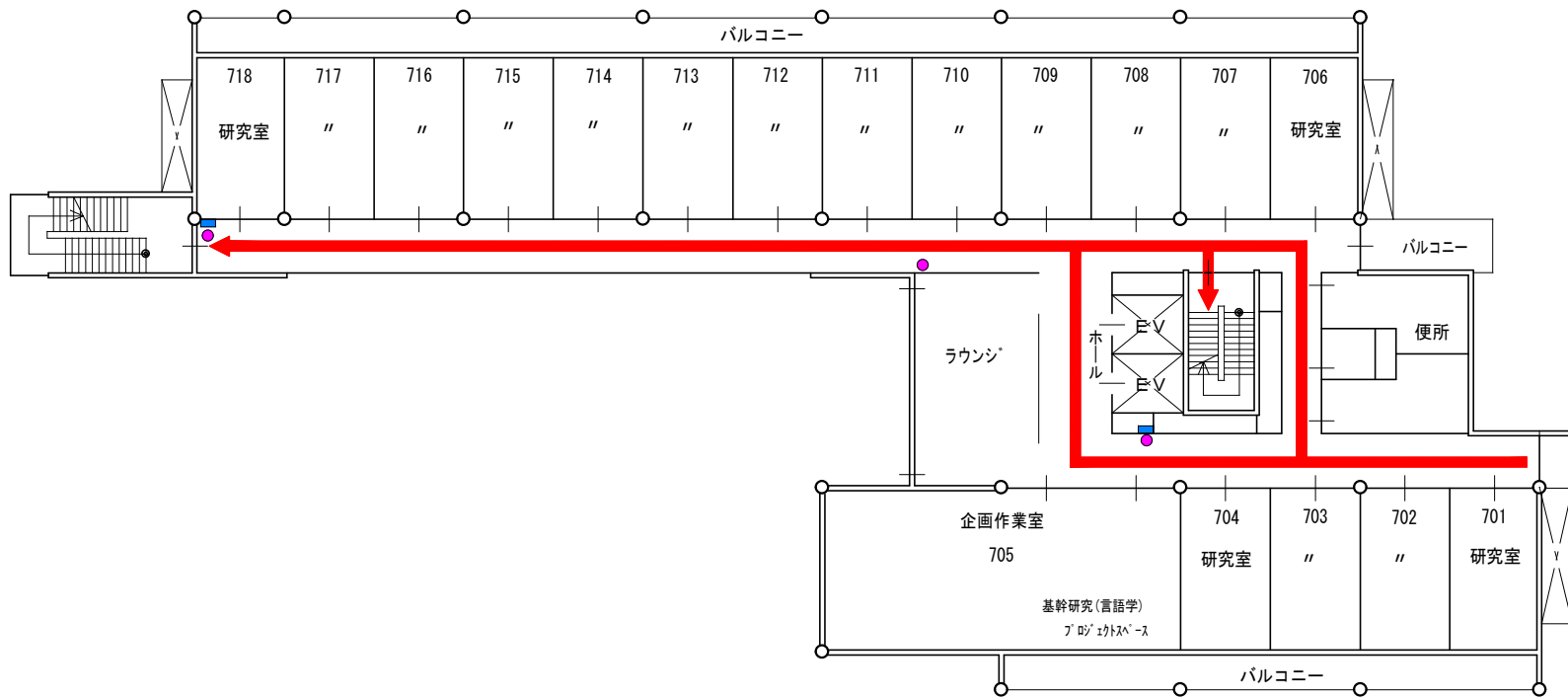
アジア・アフリカ言語文化研究所 6階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

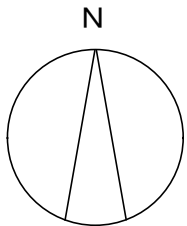
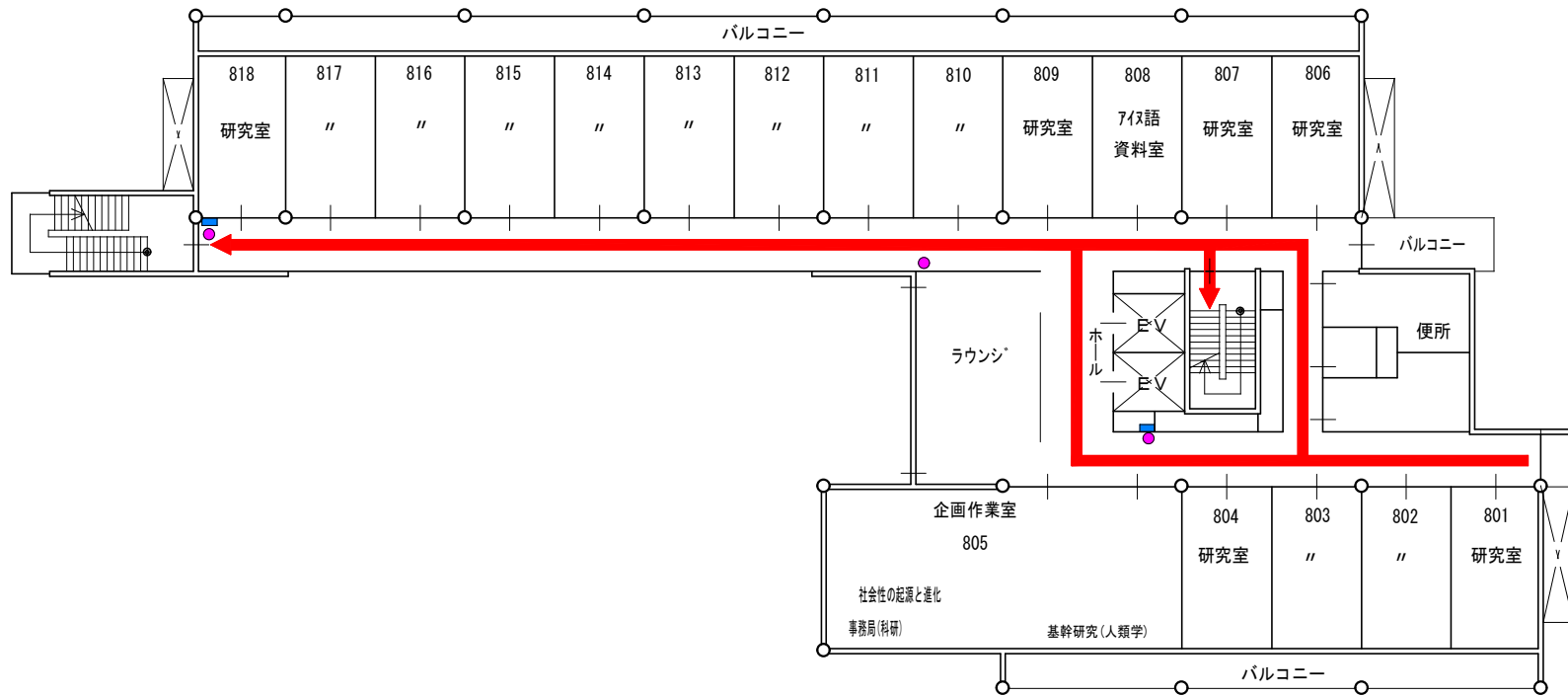
アジア・アフリカ言語文化研究所 7階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

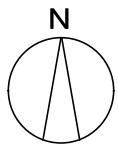
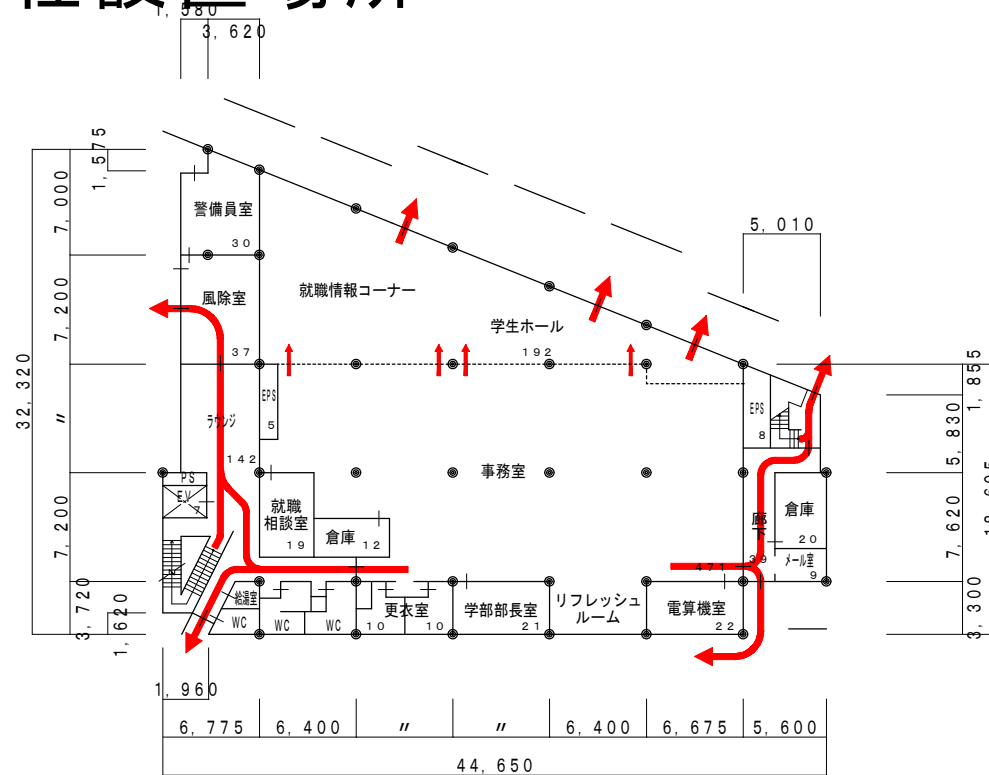
アジア・アフリカ言語文化研究所 8階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

本部管理棟 1階

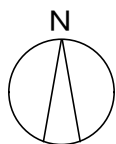
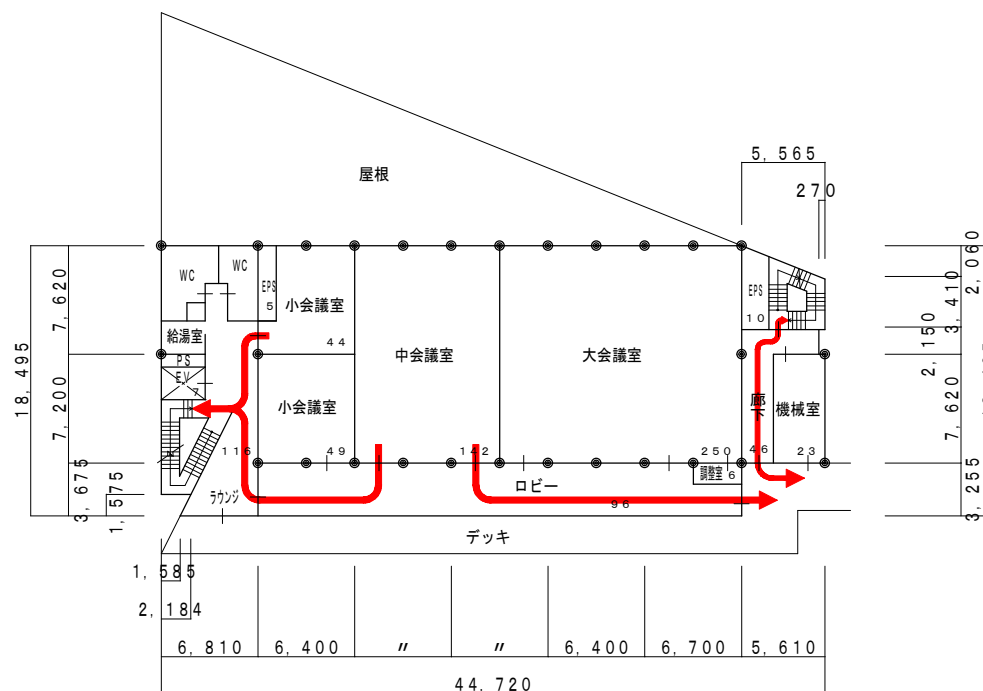


1階平面図 S=1:500 1,054m²

- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

本部管理棟 2階

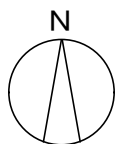
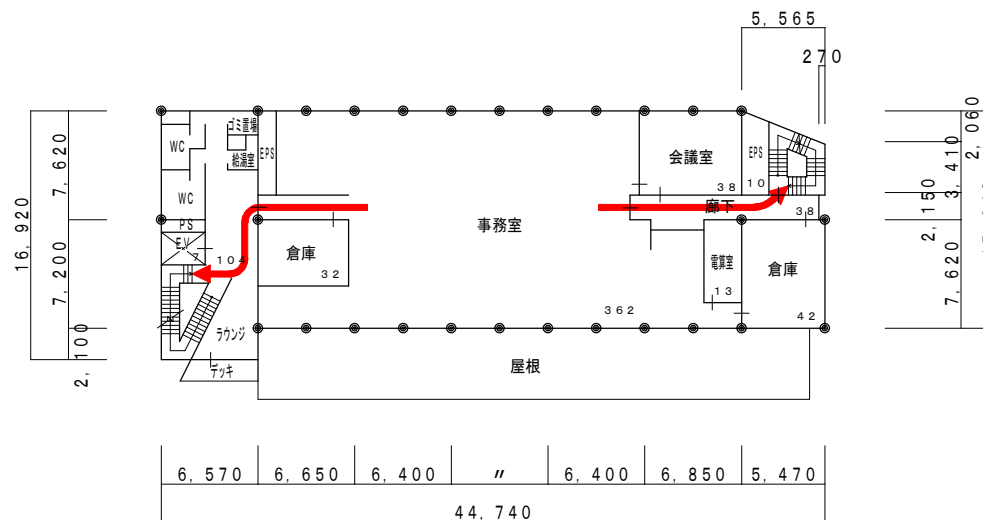


2階平面図 S=1:500 794㎡

- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

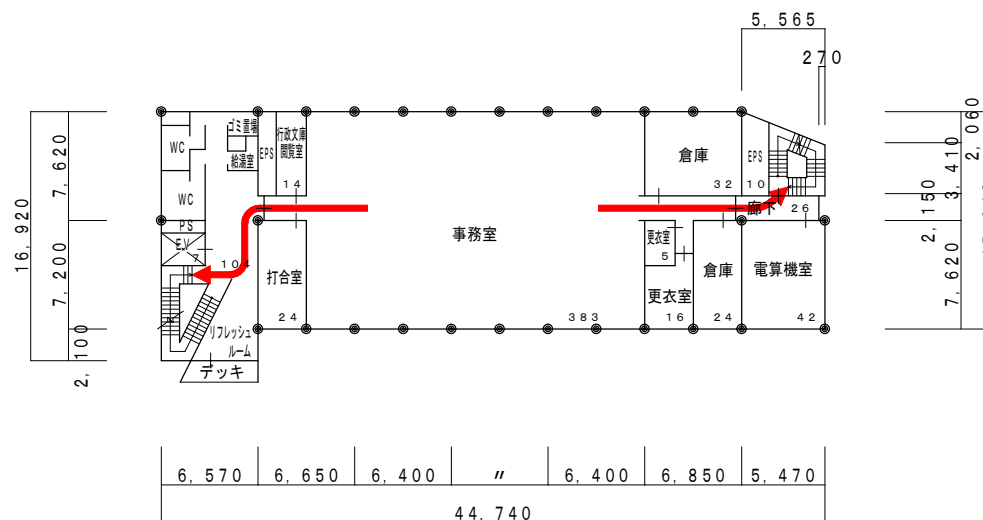
本部管理棟 3階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

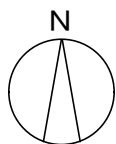
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

本部管理棟 4階



4階平面図 S=1:500

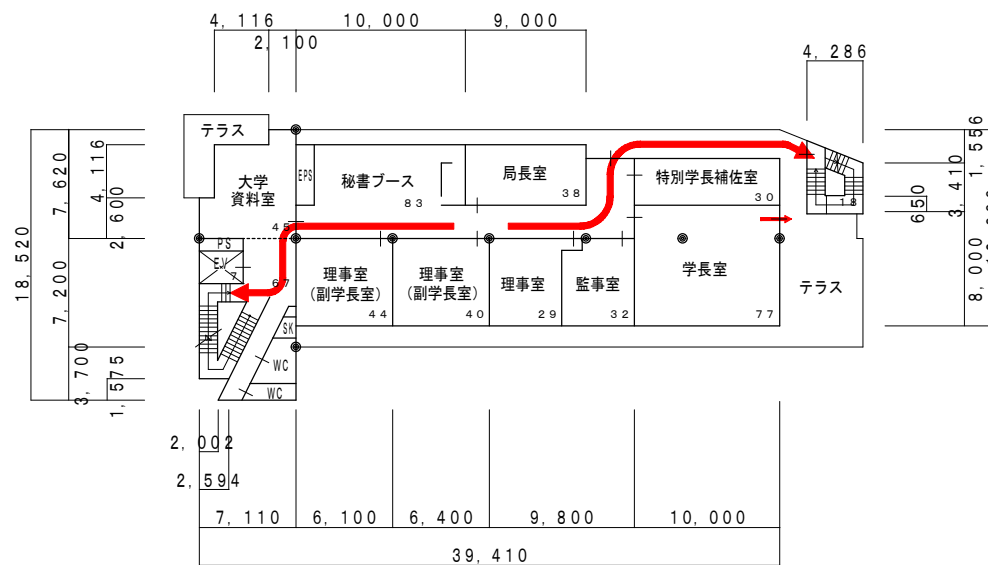
687m²



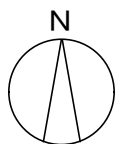
- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

本部管理棟 5階

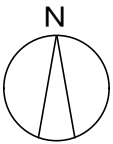
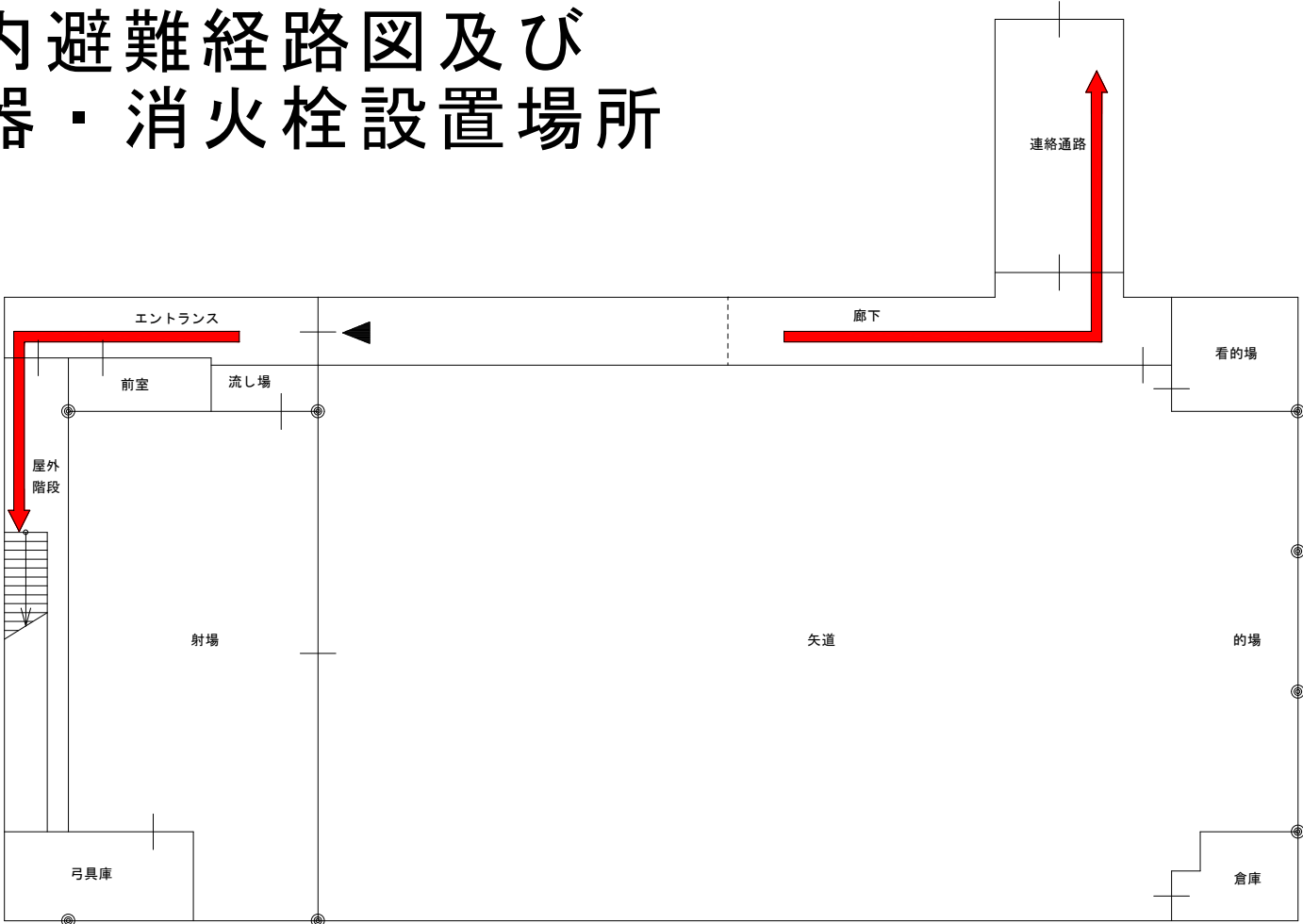


5階平面図 S=1:500 490m²



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

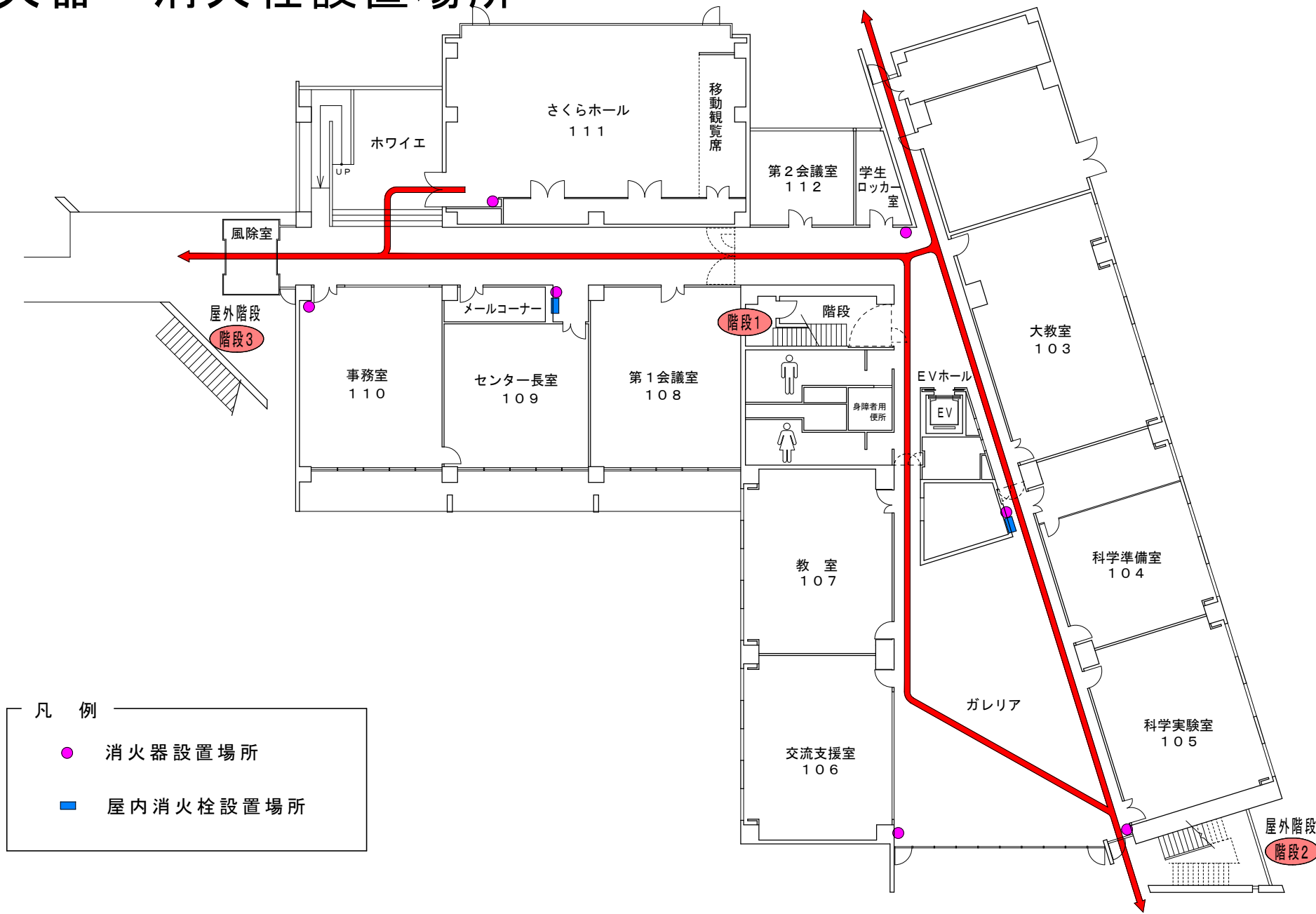
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

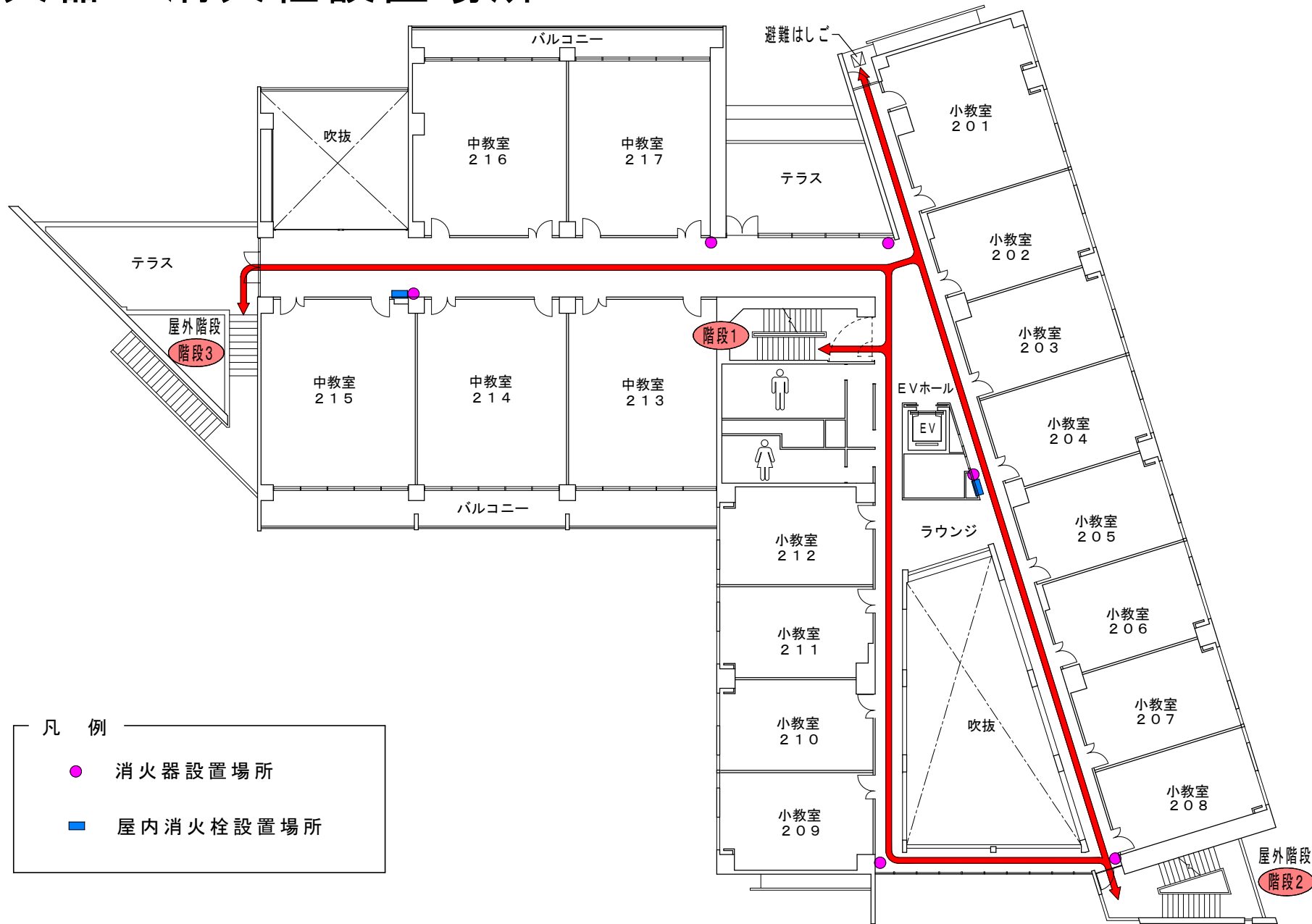
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

留学生日本語教育センター 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

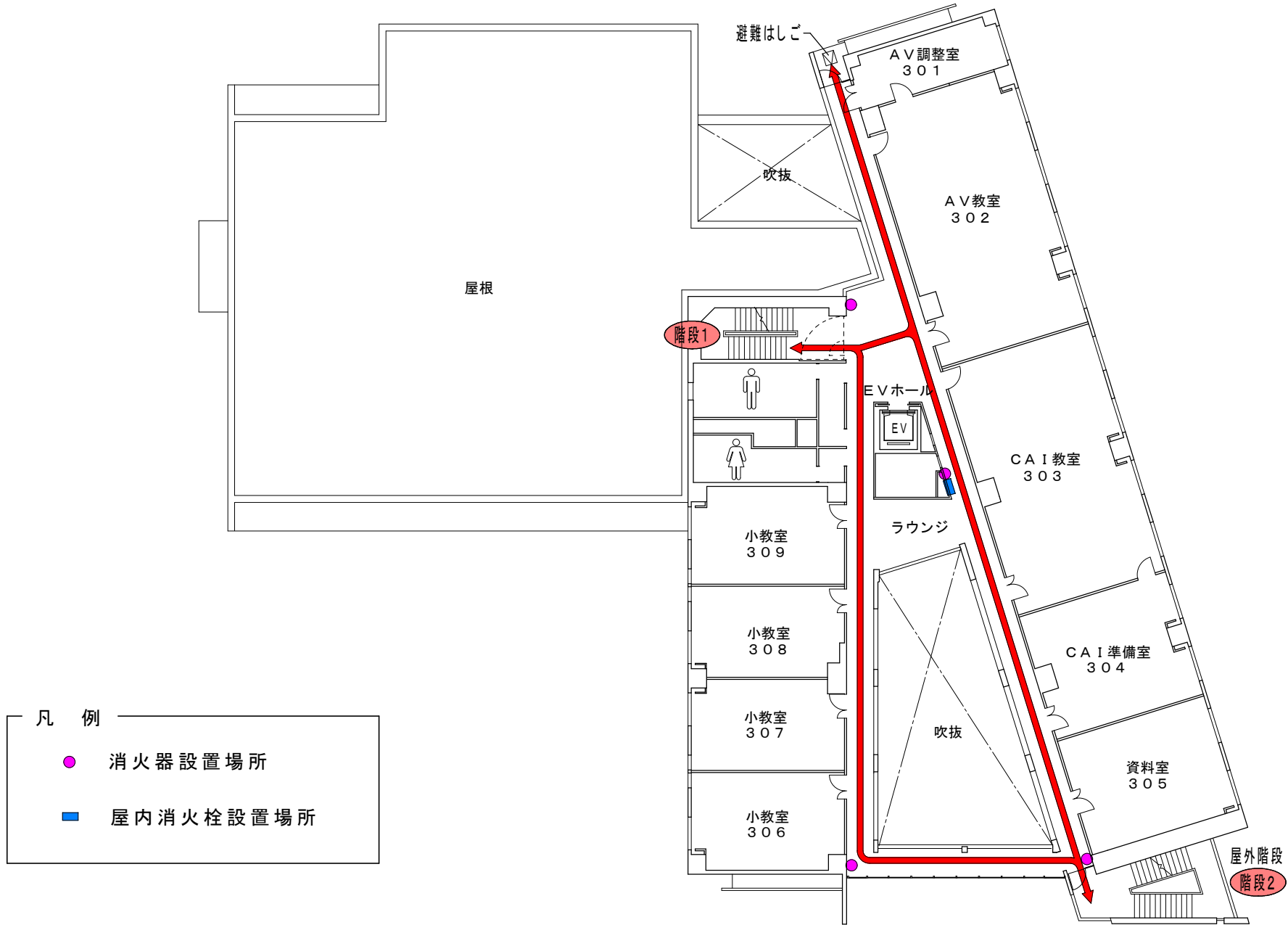
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



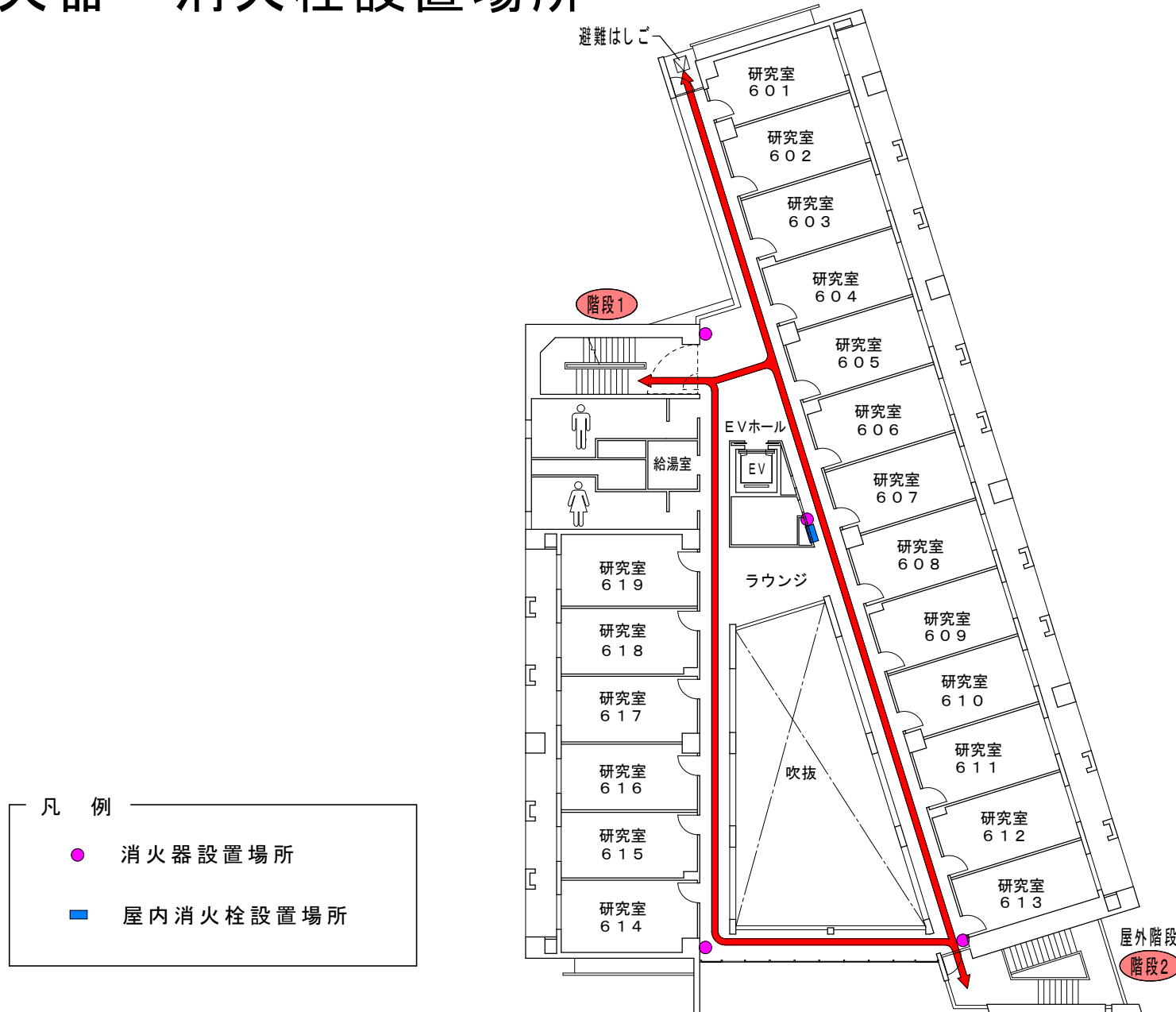
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

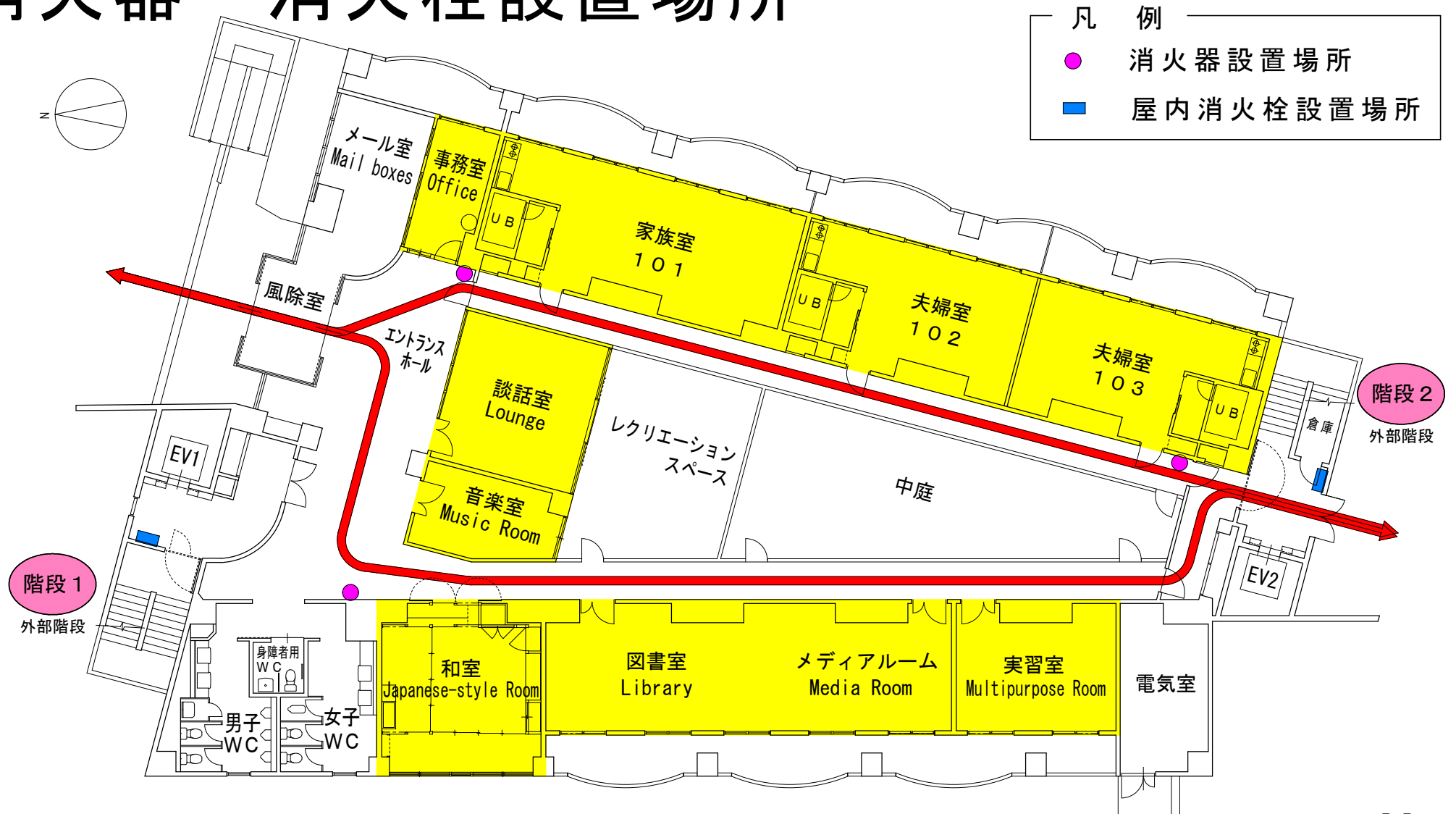


建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所



建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

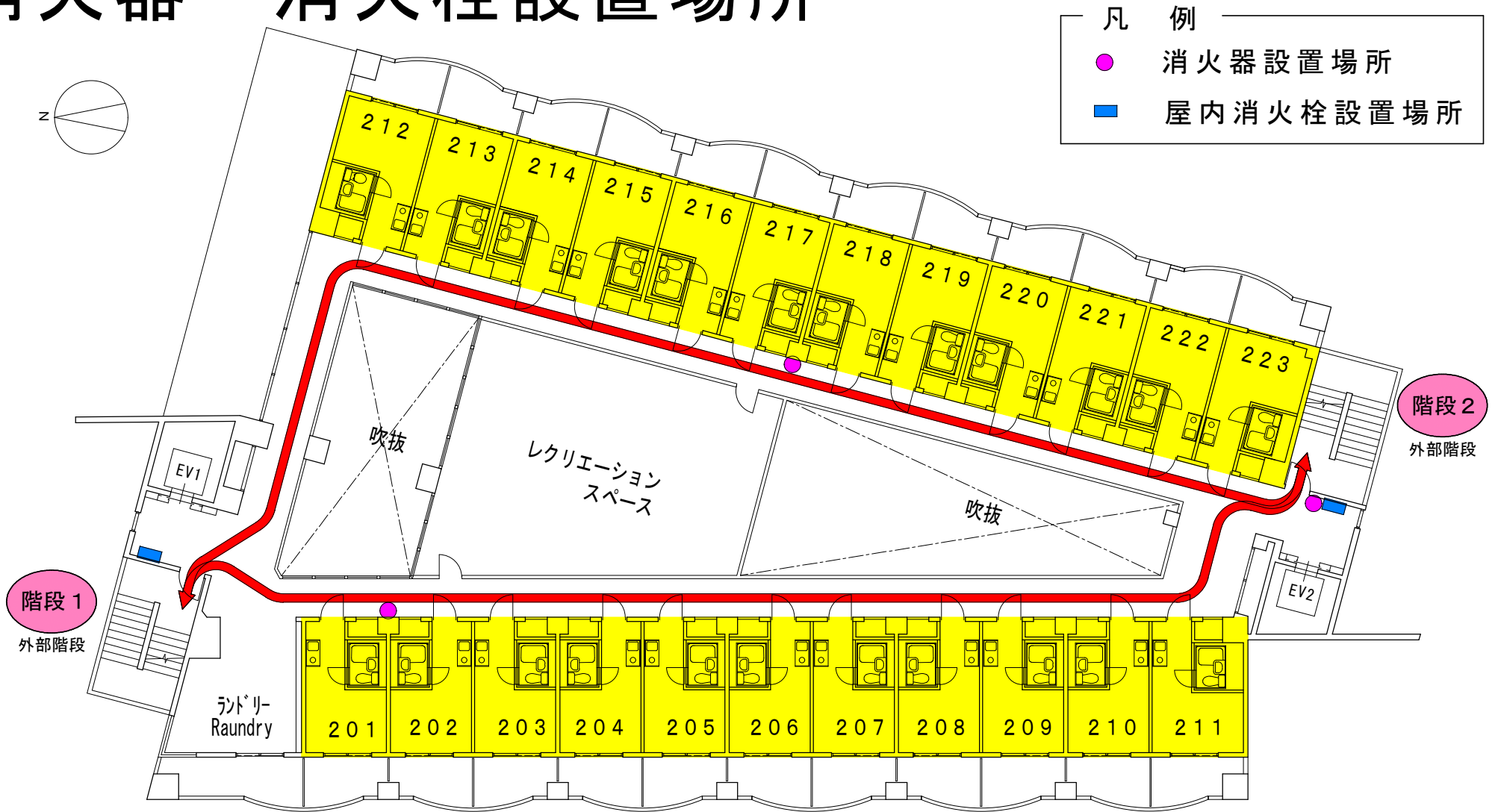
国際交流会館 1号館



1階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

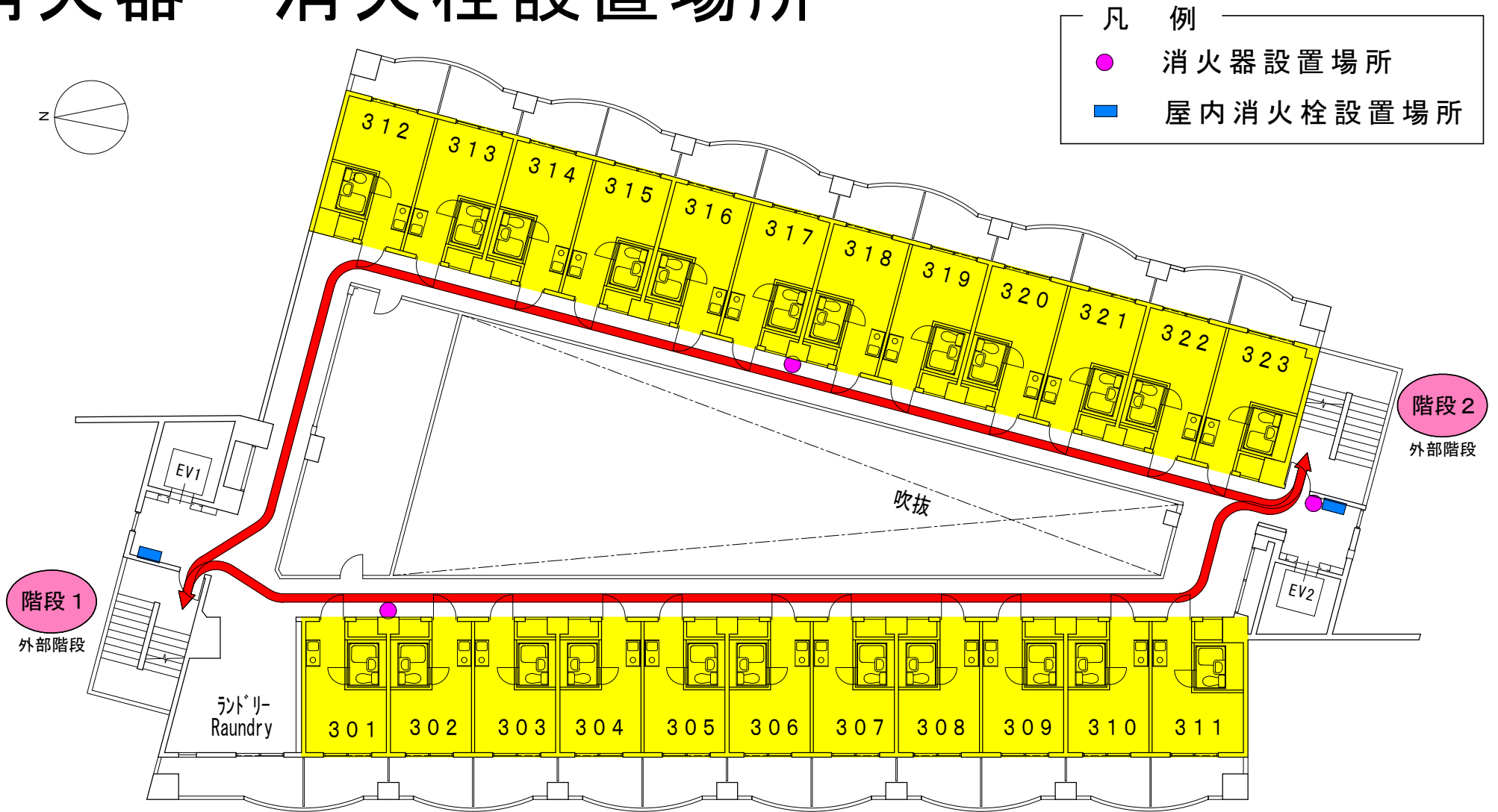
国際交流会館 1号館



2階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

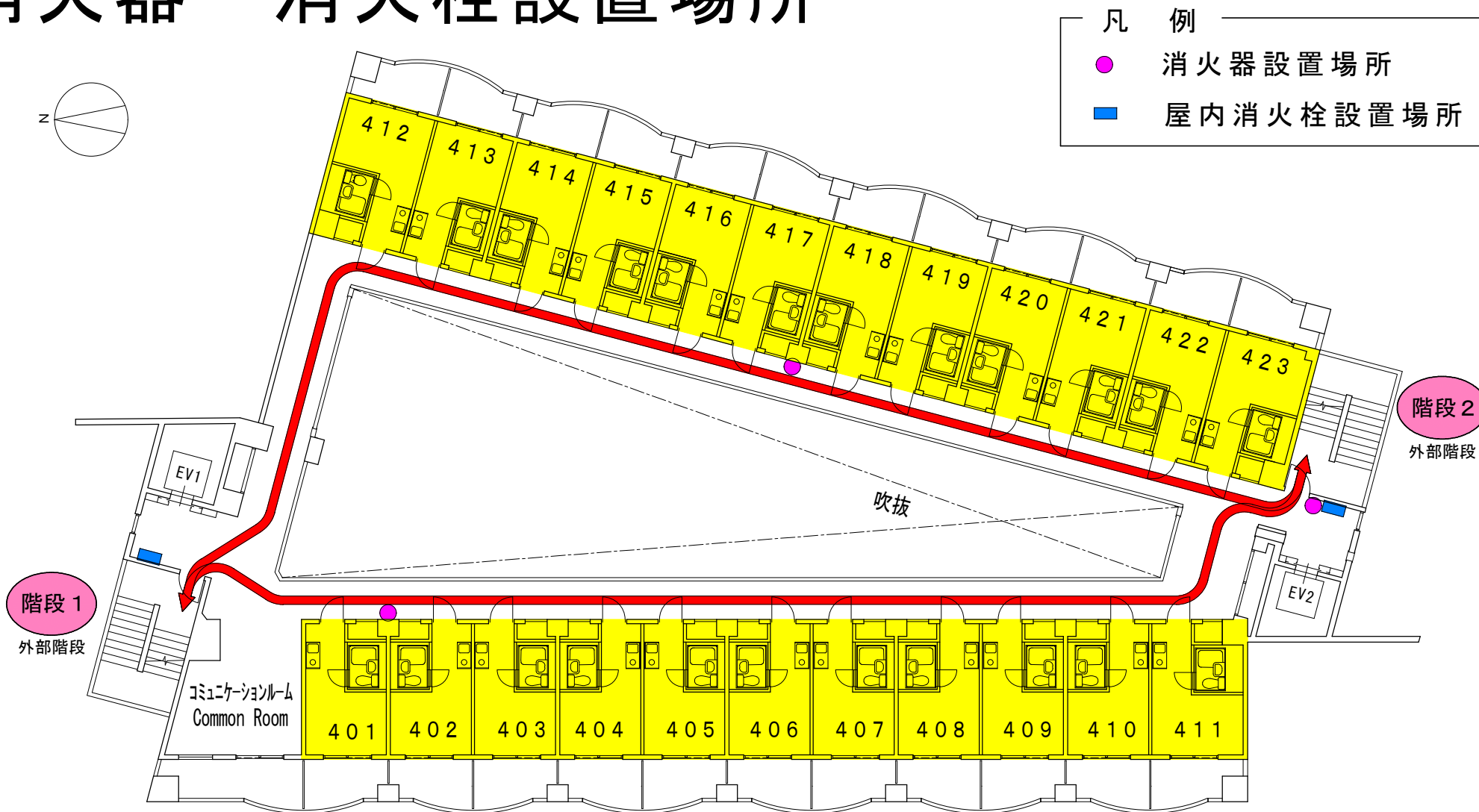
国際交流会館 1号館



3 階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

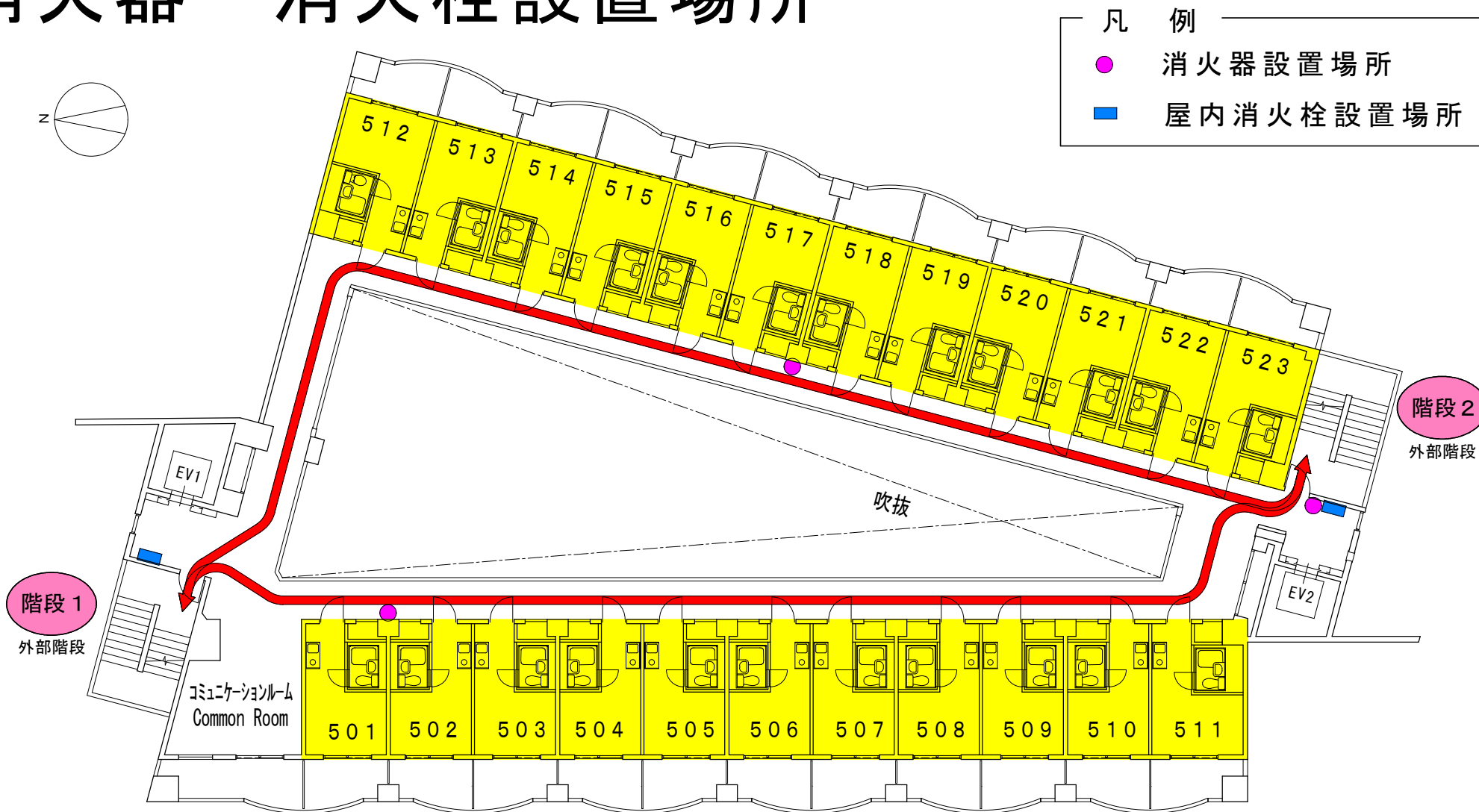
国際交流会館 1号館



4階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 1号館



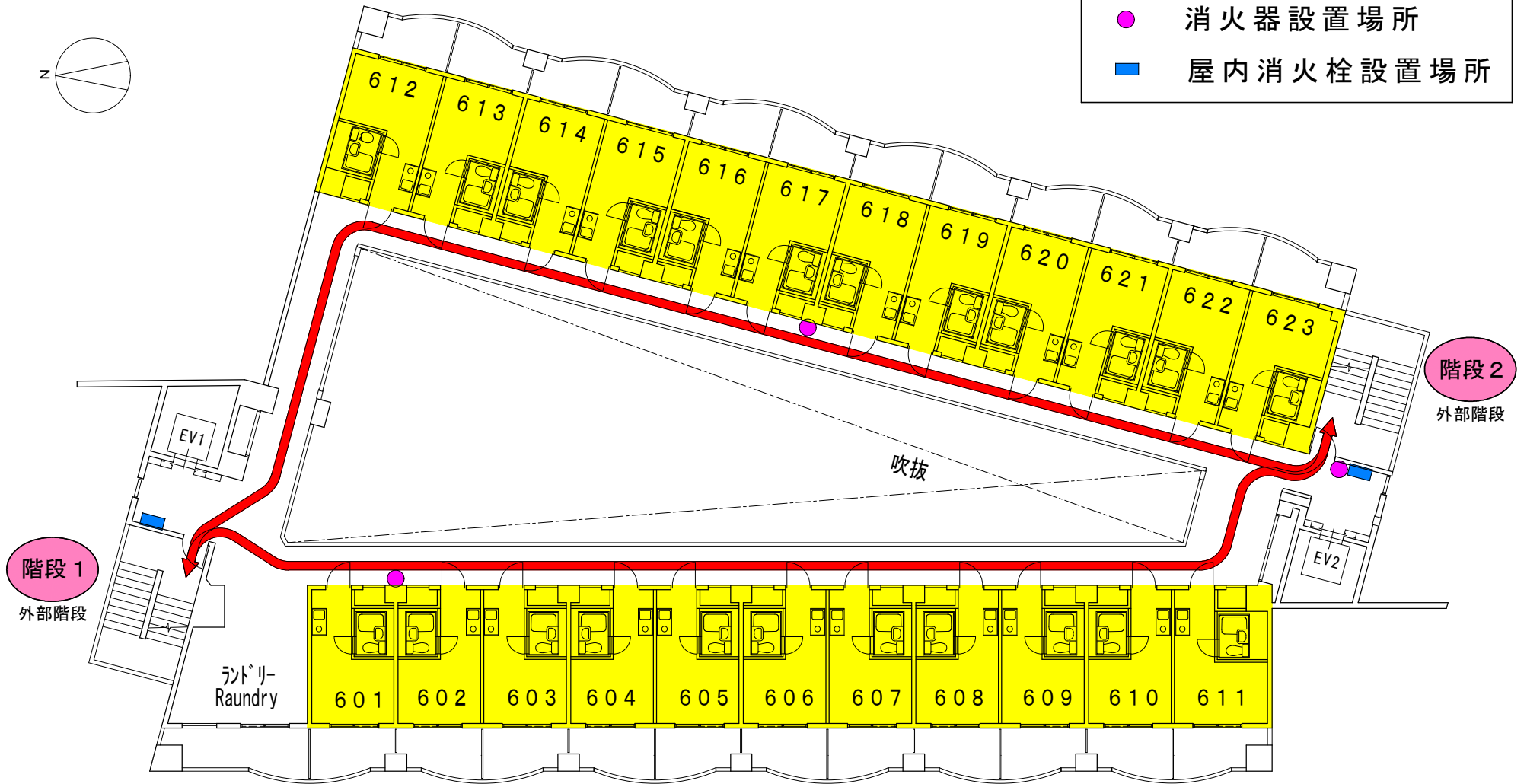
5階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 1号館

凡 例

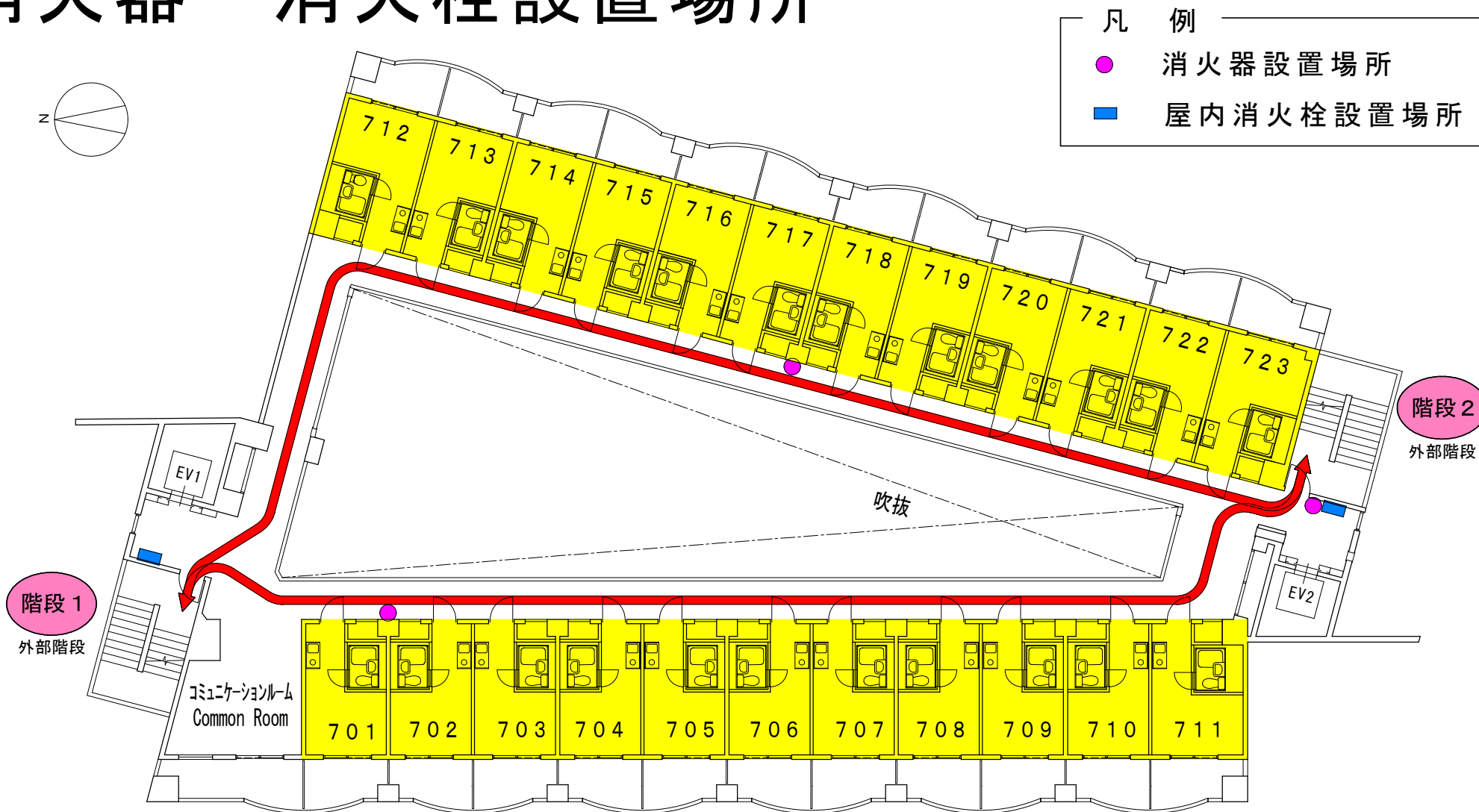
- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所



6階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 1号館



7 階

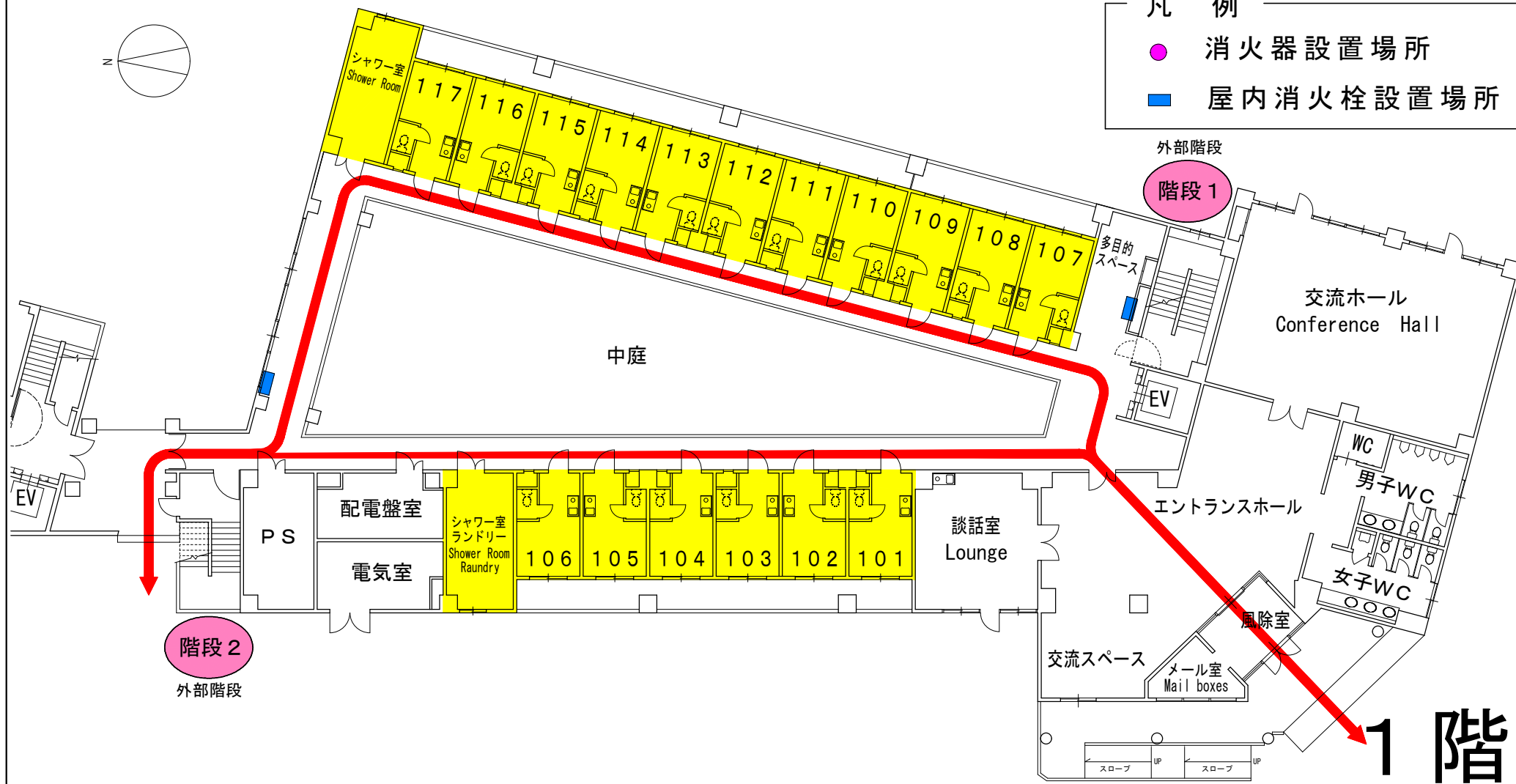
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

10月31日 避難訓練用
避難経路
evacuation routes
for the fire drill on Oct.31st

凡例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

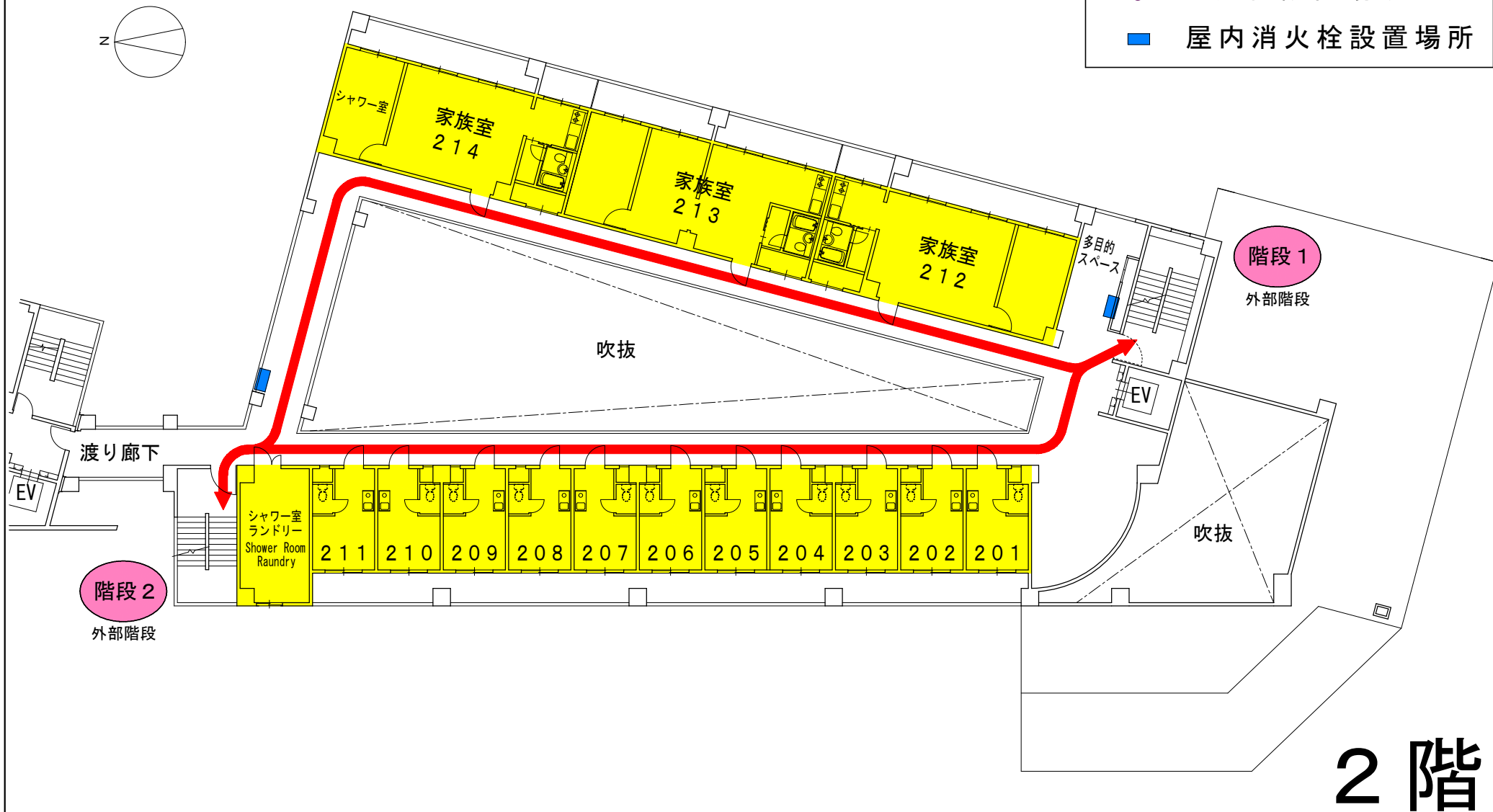


建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所



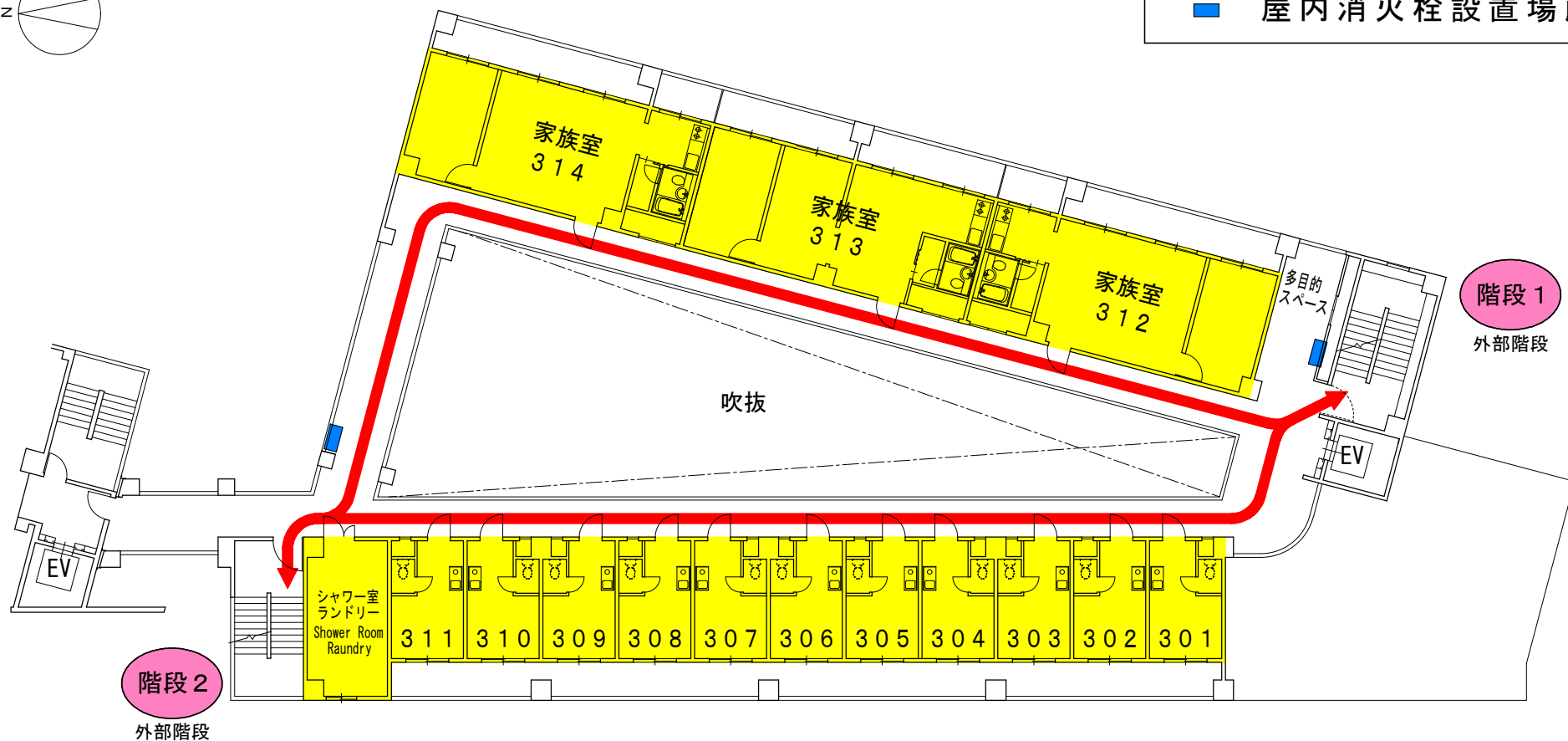
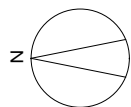
2階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

凡 例

- 消火器設置場所
- 屋内消火栓設置場所

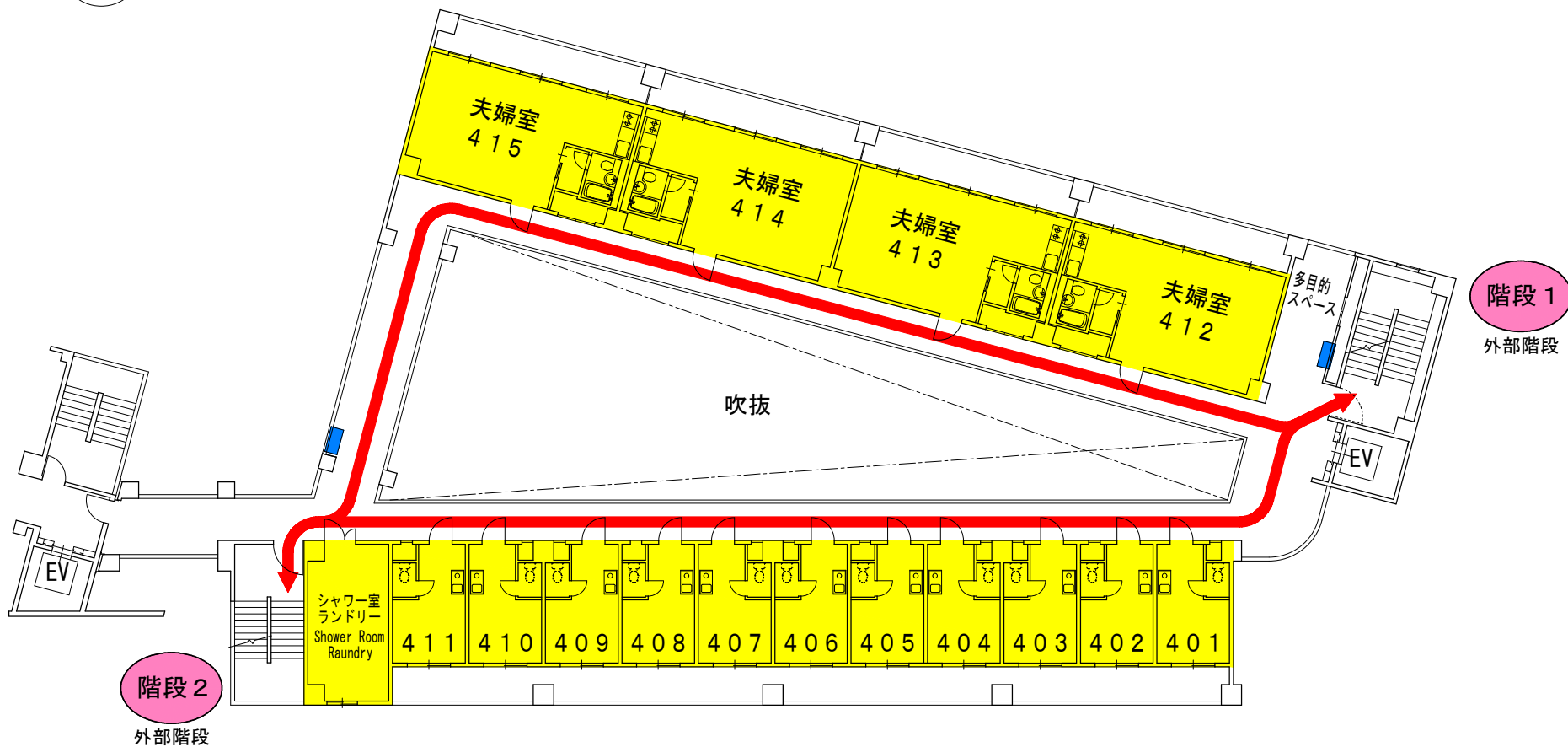
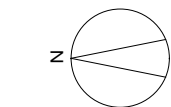


3 階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

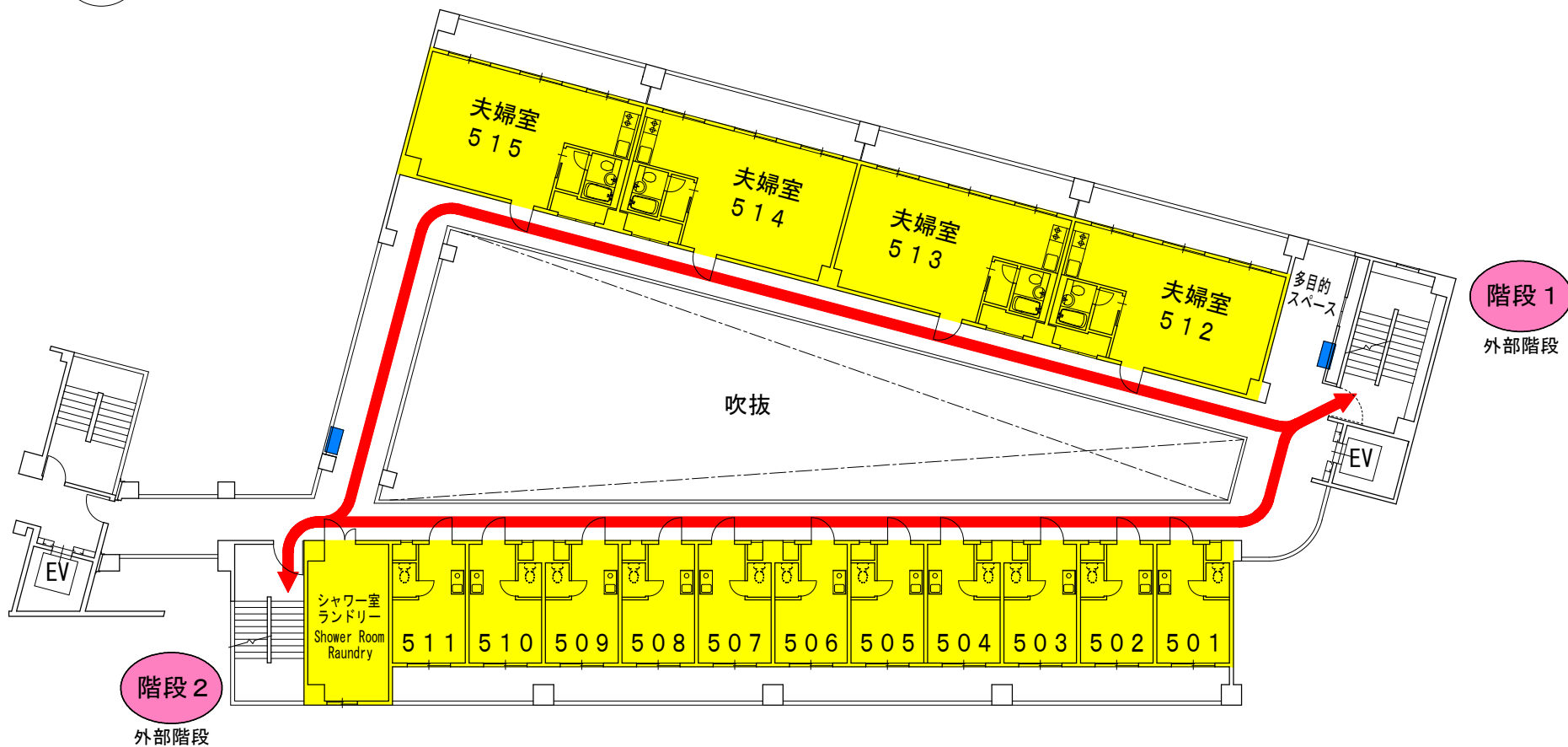
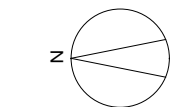


4 階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

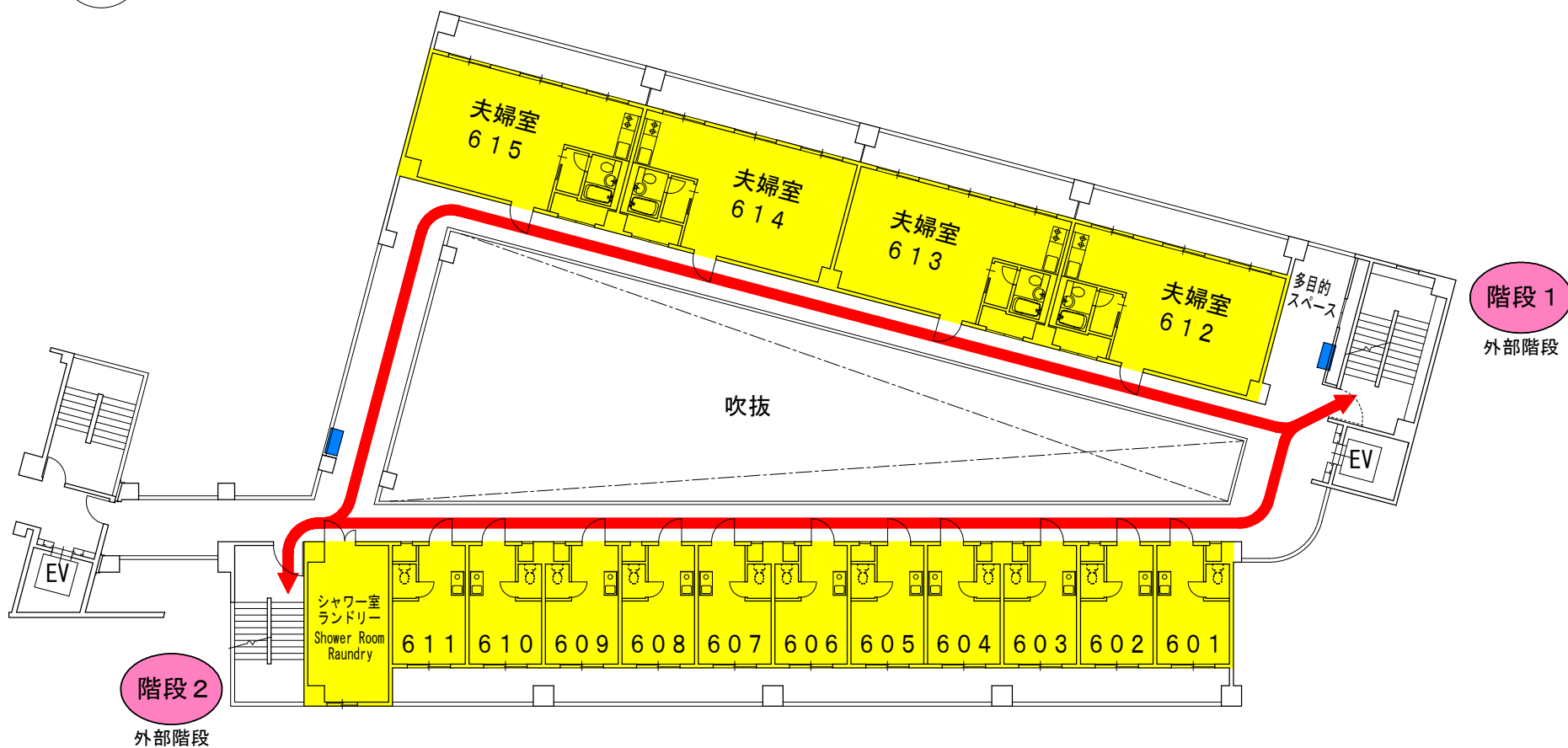
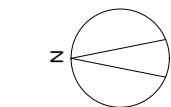


5階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 2号館

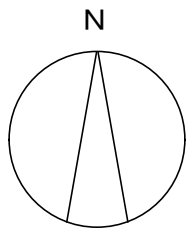
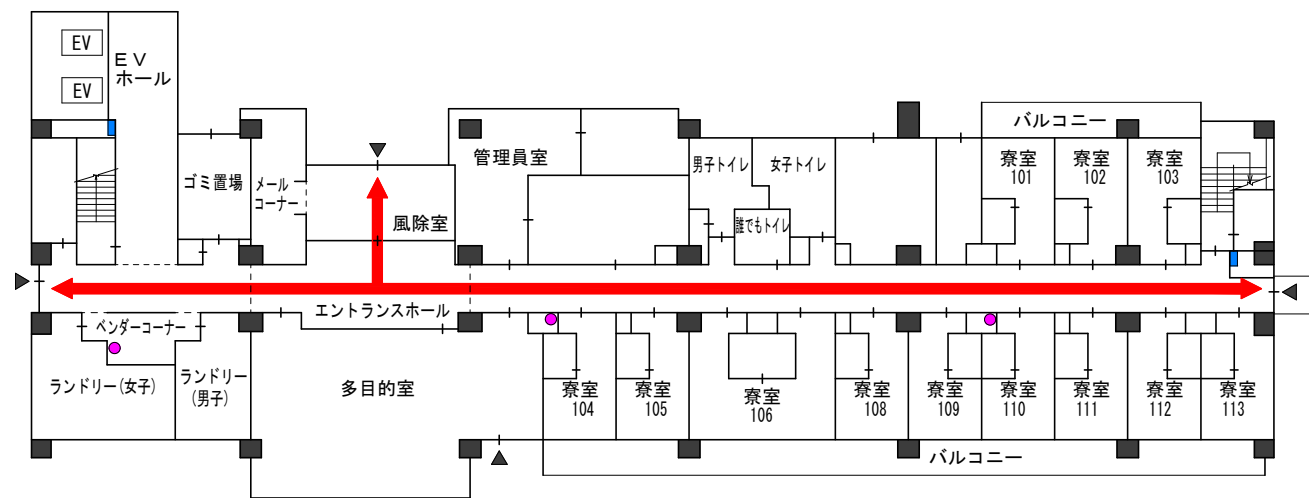
- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所



6階

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

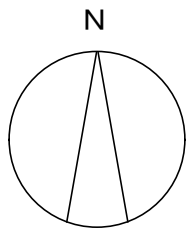
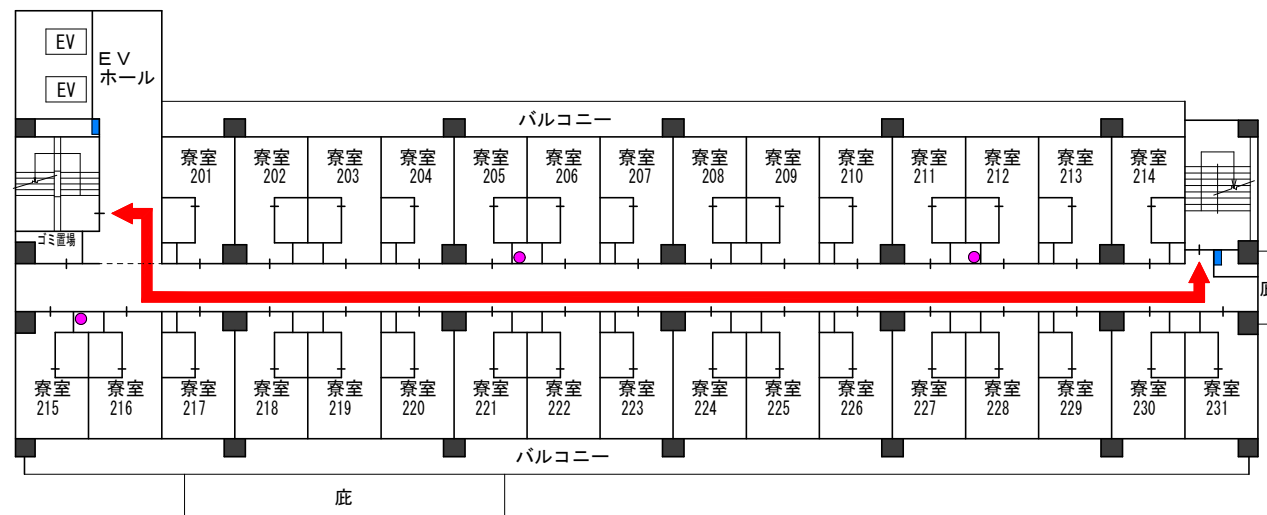
国際交流会館 3号館 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

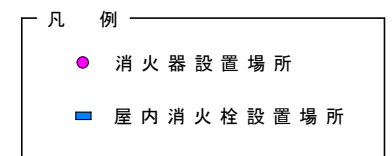
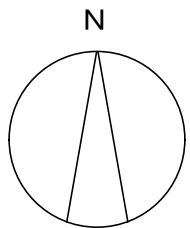
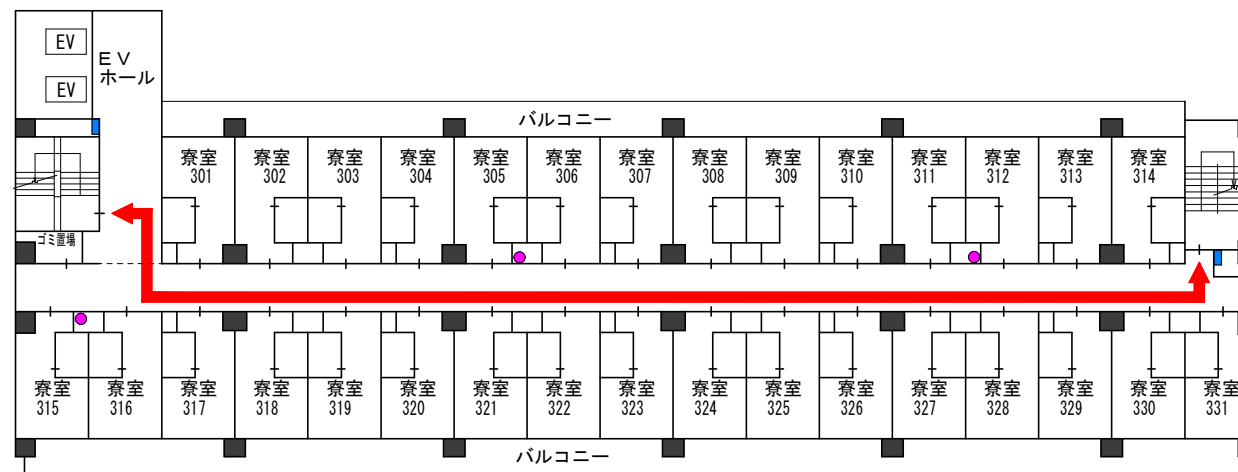
国際交流会館 3号館 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

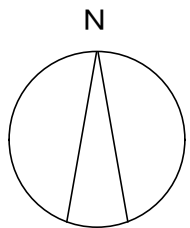
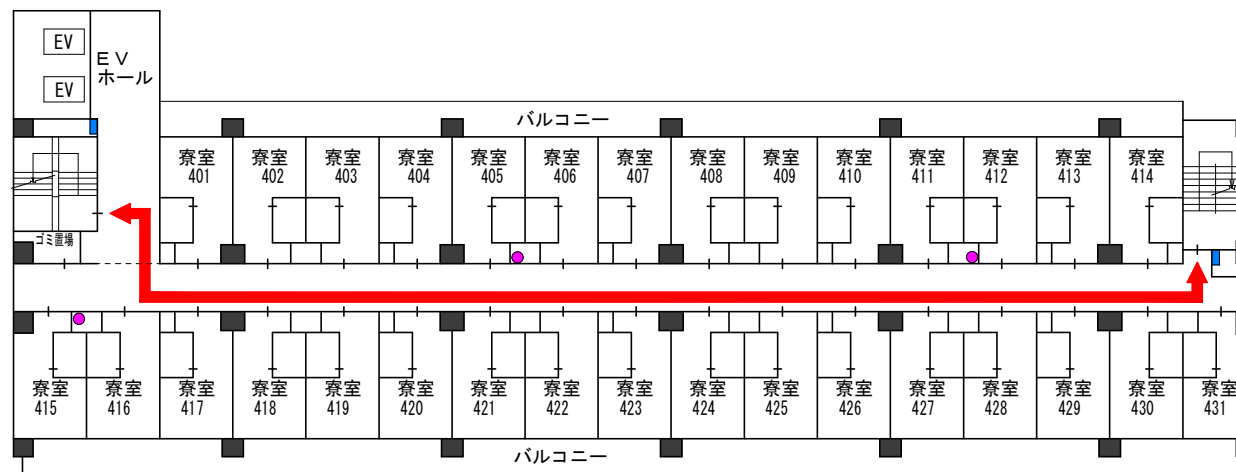
建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

国際交流会館 3号館 3階



建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

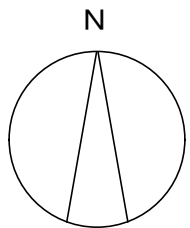
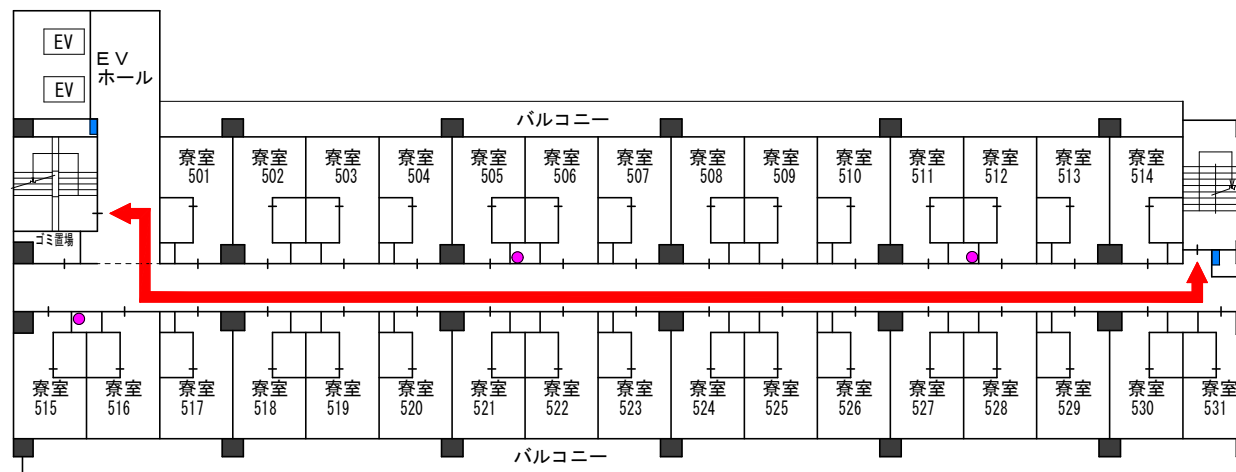
国際交流会館 3号館 4階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

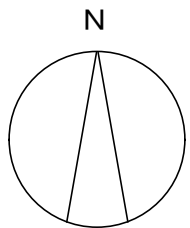
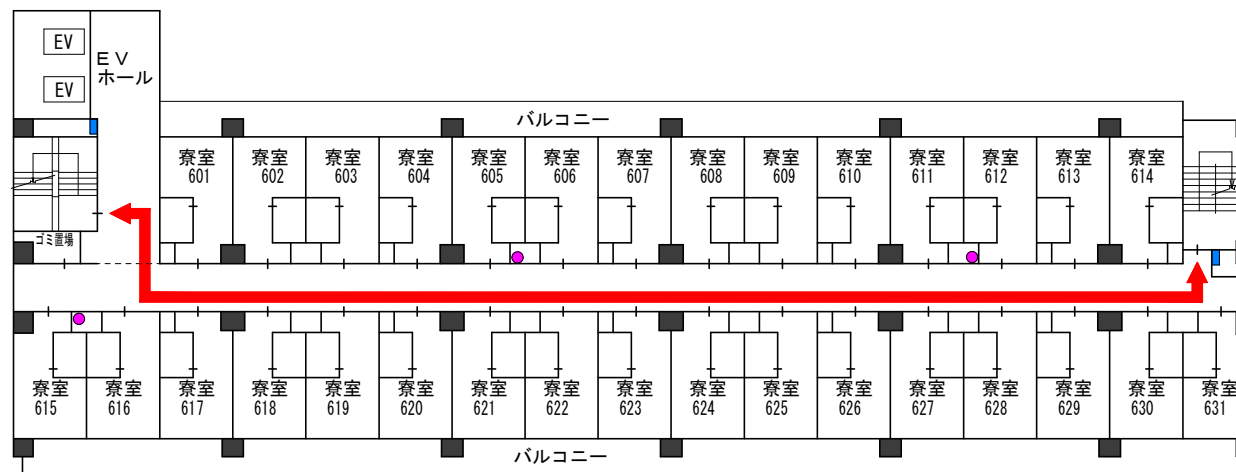
国際交流会館 3号館 5階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

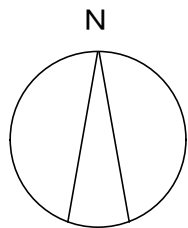
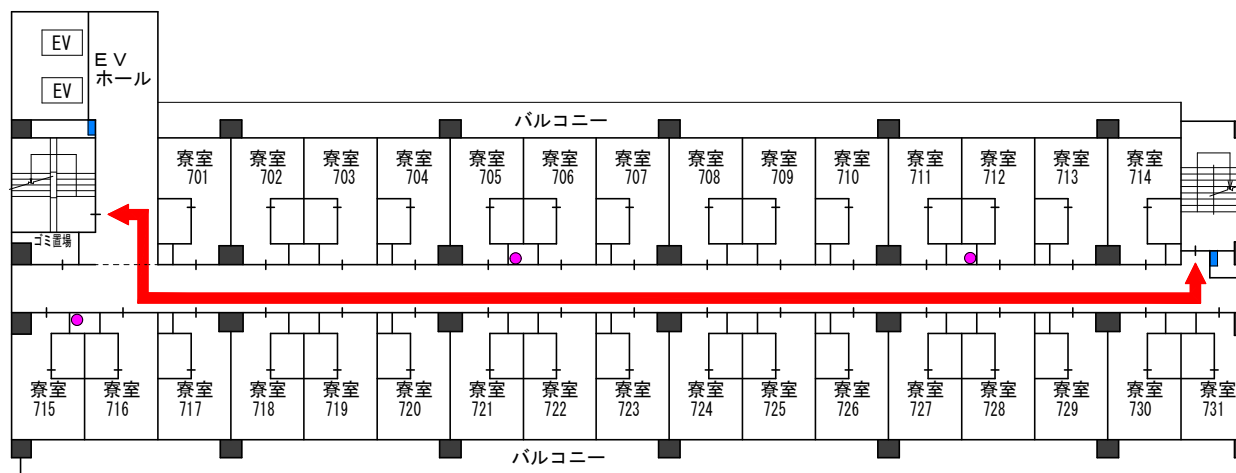
国際交流会館 3号館 6階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

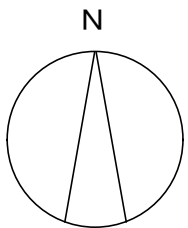
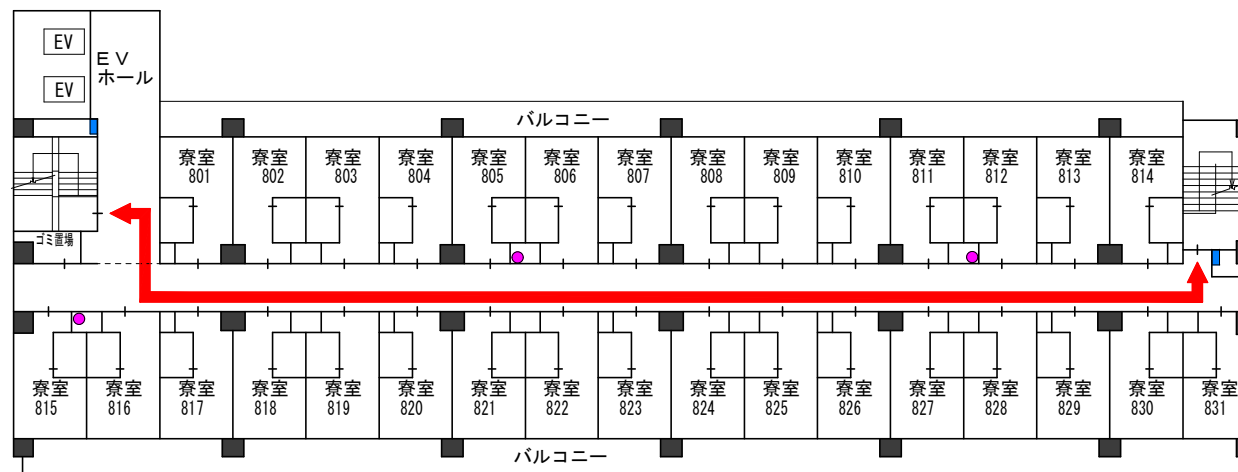
国際交流会館 3号館 7階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

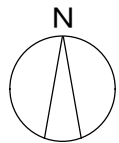
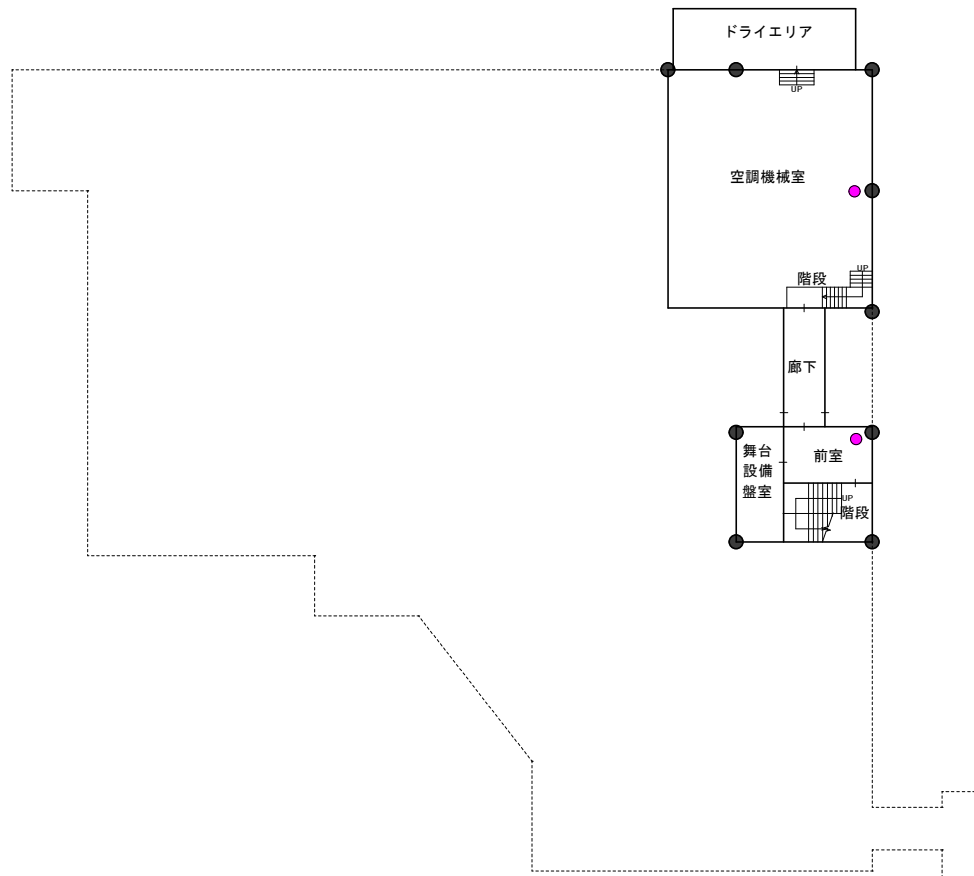
国際交流会館 3号館 8階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

避難経路図

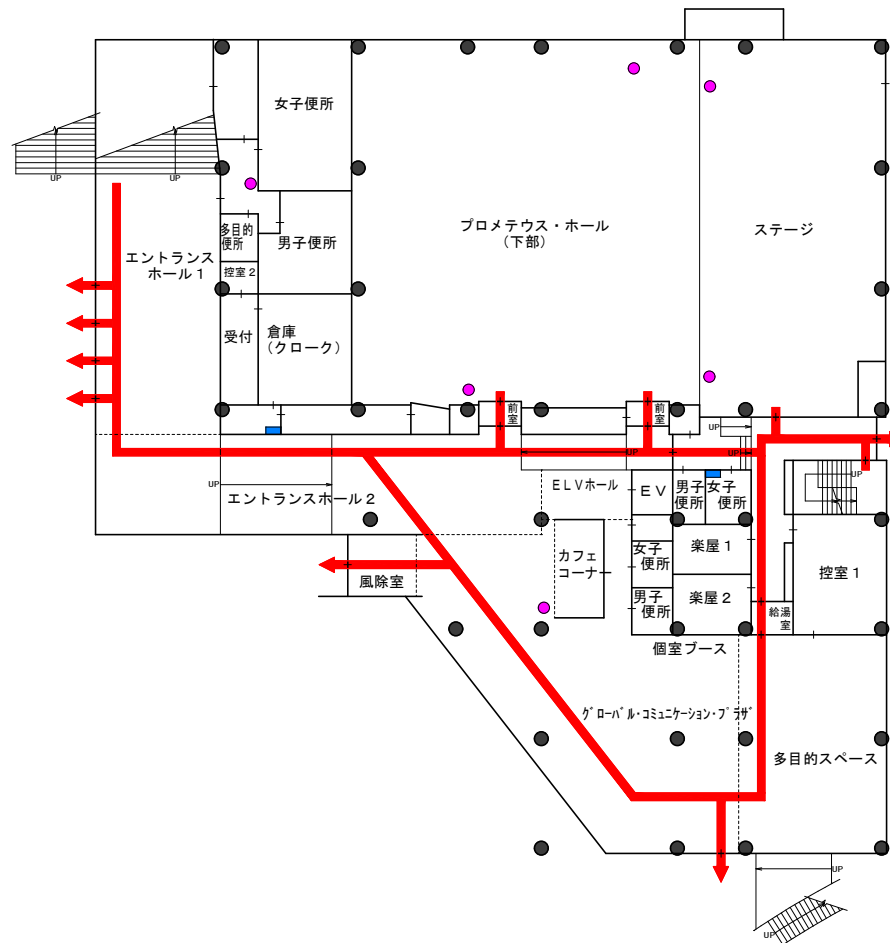
アゴラ・グローバル B1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

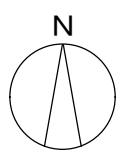
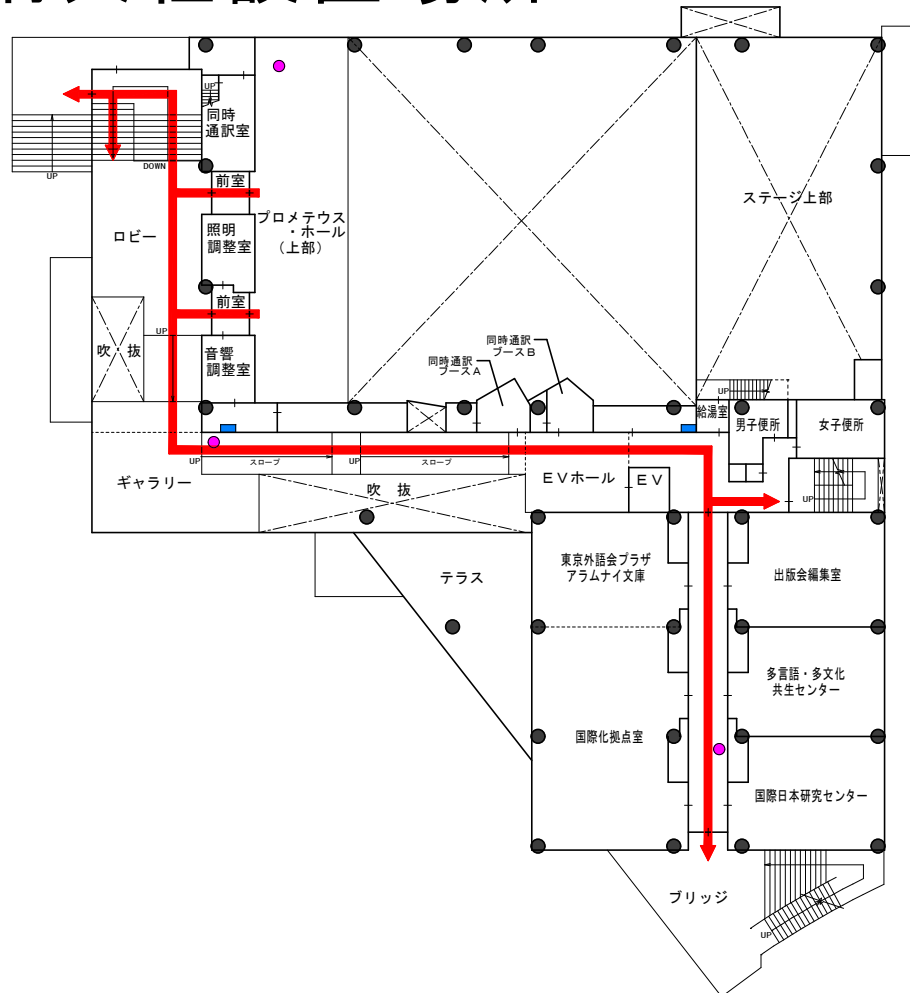
アゴラ・グローバル 1階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

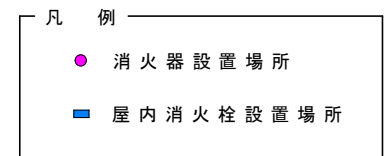
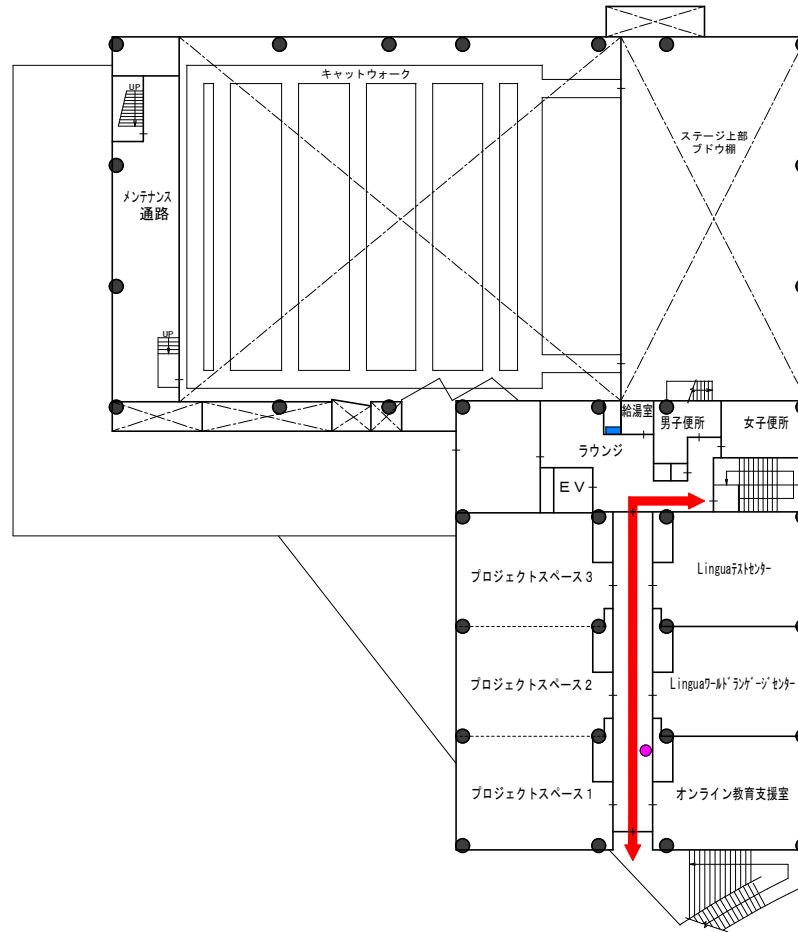
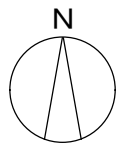
アゴラ・グローバル 2階



- 凡 例
- 消火器設置場所
 - 屋内消火栓設置場所

建物内避難経路図及び 消火器・消火栓設置場所

アゴラ・グローバル 3階



国立大学法人東京外国語大学災害発生時における職員非常参集要領

(目的)

第1 本要領は、夜間・土日祝日等の勤務時間外において大地震等の災害が発生した場合の、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）職員の非常参集について、必要な事項を定める。

(緊急参集体制)

第2 本学の所在地である府中市において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、総務企画課長は、直ちに学長の指示を受け、別に定める緊急参集要員に対し、緊急参集要請を行う。

- 2 要請を受けた緊急参集要員は、自らの安全を確保した後、速やかに大学に参集し、学内の被害状況等の情報を収集し、総務企画課長に報告する。
- 3 緊急参集要員は、明らかに大学への被害が見込まれると判断できる場合は、電話の不通等により緊急参集要請ができない場合等を考慮し、緊急参集要請があったものとして、自らの安全を確保した後、自発的に参集するものとする。
- 4 総務企画課長は、緊急参集要員からの報告により被害状況等を取り纏め、学長に報告する。
- 5 学長は、危機対策本部の設置の可否を判断し、総務企画課長に指示する。

(危機対策本部への参集)

第3 学長が危機対策本部の設置を必要と判断した場合は、「災害対策マニュアル」に定める「危機発生時の連絡体制」に基づき、危機対策本部要員に対して参集要請を行う。

- 2 危機対策本部要員は、自らの安全を確保した後、設置された危機対策本部へ参集し、危機対策本部の業務を行う。
- 3 危機対策本部要員は、明らかに危機対策本部の設置が見込まれると判断できる場合は、電話の不通等により参集要請ができない場合等を考慮し、自らの安全を確保した後、自発的に危機対策本部に参集するものとする。
- 4 学長は、危機対策本部設置後において、第2に掲げる緊急参集要員に対して、必要により危機対策本部業務への協力要請、又は帰宅の指示を出すものとする。

(不在時の対応)

第4 災害発生時に学長が不在の時は、理事（総括担当）がその職務を代行するものとする。
2 災害発生時に総務企画課長が不在の時は、総務企画課課長補佐がその職務を代行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

【緊急参集要員】（災害発生時）

- ・本学（府中市朝日町 3-11-1）を中心点として、概ね直線距離 5 km（概ね徒歩 1 時間程度）以内に居住する職員を災害発生時における緊急参集要員に指名するものとする。

（別添地図参照）

- ・緊急参集要員名簿を作成の上、常時保管しておくものとする。
- ・指名した緊急参集要員に対して、災害発生時を想定した訓練等を実施するものとする。

○緊急時参集要員名簿（別紙 1 のとおり）

○緊急参集要請は、以下のメーリングリストにより行う。

====

メール件名：【東京外国語大学】緊急参集要請（○月○日）

=

緊急参集要員 各位

東京都府中市において、震度 6 弱の地震が発生しました。

緊急参集要請しますので、自らの安全を確保した後、大学に参集願います。

※本メールの受信確認のため、空メールを返信してください。

====

【危機対策本部要員】（災害発生時）

役割	要員
本部長	学長
副本部長	理事・事務局長
本部長	理事、副学長、部局長、総合情報コラボレーションセンター長、保健管理センター所長、総務企画部長、学務部長
総務・広報班	○総務企画課長、総務企画課、広報・社会連携課、アラムナイ室、監査室
施設管理班	○施設企画課長、施設企画課
避難誘導班	○教務課長、教務課、研究協力課、学術情報課、国際化拠点室、留学生課、研究院事務課
応急救護班	○人事労務課長、人事労務課、入試課、保健管理センター、（国際化拠点室）
情報通信班	○情報企画室長、情報企画室
安否確認班	○学生課長、学生課、人事労務課、留学生課、（国際化拠点室）
機動対応班	○会計課長、会計課

○危機対策本部要員名簿（別紙2のとおり）

○危機対策本部への参集要請は、以下のメーリングリストにより行う。

====

メール件名：【東京外国語大学】危機対策本部参集要請（○月○日）

==

危機対策本部要員 各位

東京都府中市において震度6弱の地震が発生しました。

危機対策本部が設置されましたので、自らの安全を確保した後、大学に参集願います。

※本メールの受信確認のため、空メールを返信してください。

====

注1：上記名簿は、個人情報の保護の観点から厳重に管理するものとする。

注2：各対策班班長は、各班員への参集指示を行うものとする。

※以下、別紙様式（例）

（別紙1）

【緊急参集要員名簿】

職員名	所属・職名	居住地	E-mail	TEL

（別紙2）

【危機対策本部要員名簿】

職員名	所属・職名	居住地	E-mail	TEL